

平成二十七年 京都女子大学大学院文学研究科史学専攻 博士論文

伊勢齋王制度の研究

長塩 智恵

目次

序章

- (一) 本論の目的
- (二) 構成と内容

第一部 斎王の源流と確立

第一章 伊勢神宮の創始と斎宮の原像

はじめに

第一節 伊勢神宮の創始と斎宮の起源

- (一) 伊勢神宮の創始伝承
- (二) 伊勢神宮の創始
- (三) 斎皇女の成立

第二節 継体天皇と斎皇女

第三節 斎皇女制度の確立

おわりに

⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮
30 24 20 17 14 12 12 11 11

⋮ ⋮
5 1

第二章 齋王の仏教忌避思想の形成

はじめに

第一節 伊勢神宮と神仏習合

(一) 天武朝における宗教政策

(二) 神仏習合思想の流入と大神宮寺の創建

第二節 仏教忌避思想の形成

(一) 神仏隔離の現象

(二) 齋王の仏教忌避思想

おわりに

第三章 平安京の齋王御所

はじめに

第一節 「齋王家」について

(一) 古記録にみる「齋王家」

(二) 文学作品にみる「齋王家」

第二節 「齋王家」の場の変遷

(一) 齋王の自邸から別邸へ

(二) 場の変遷の背景

おわりに

：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
86	78	71	71	69	66	66	64	64	57	54	47	47	41	39	39	37	37		

おわりに (二) 崇徳朝にみる齋王卜定の問題点
144 139

第三章 鎌倉後期の齋王制度

はじめに

第一節 後嵯峨院政期

(一) 後嵯峨天皇の即位

(二) 後嵯峨上皇の院政

第二節 両統迭立期

第三節 齋王制度の廃絶

(一) 後醍醐の倒幕運動と齋宮権子内親王

(二) 南北朝の動乱と齋宮の廃絶

おわりに

終章

173 165 163 162 162 158 156 153 153 152 152 144 139

序章

(一) 本論の目的

本論では伝承の齋宮豊鍬入姫命から最後の齋宮祥子内親王までを再検証し、伊勢齋王制度の変遷と廃絶の要因を説明することを主題としている。

齋王とは伊勢神宮もしくは賀茂社に奉仕する未婚の内親王（適任者不在の場合は女王）のことで、伊勢神宮に奉仕する伊勢齋王を齋宮、賀茂社に奉仕する賀茂齋王を齋院と称した。『延喜式』によれば、齋宮は天皇の即位毎に未婚の内親王（或は女王）の中から卜定によって選出される。その後、宮中に設けられた初齋院で約一年間、次いで宮城外の浄野に造られた野宮で約一年間の潔齋を務め、卜定より三年目の九月、伊勢神宮の神嘗祭に合わせて、天照大神の御杖代^①として伊勢に発遣された。伊勢の地での齋宮は多気郡に置かれた齋宮寮の内院で暮らし、寮内の齋殿を遥拝しながら潔齋に務め、いた。齋宮が伊勢神宮に赴くのは年に三度、三節祭（六月・十二月の月次祭と九月の神嘗祭）に限られ、外宮と内宮にそれぞれ参入し、大玉串を瑞垣御門の前の西側に捧げていた。

齋宮の任が解かれるのは、原則として天皇の讓位もしくは崩御の時であるが、それ以外でも父母の死去、密通などの不祥事、齋宮本人の疾病や薨去なども穢となり、退下しなければならなかった。

齋宮の起源は、『日本書紀』の伊勢神宮の創始伝承に登場する崇神天皇の皇女豊鍬入姫命、或は垂仁天皇の皇女倭姫命に求められるが、制度として整備されたのは、天武天皇の齋宮大来皇女以降である。この大来皇女から数えて、後醍醐天皇の齋宮祥子内親王で廃絶するまで、約六六〇年間に六十四名が齋宮に選出された。

一方、齋院は弘仁元年（八一〇）に平城上皇との間に起こった菓子の変に際し、嵯峨天皇が賀茂社に戦勝祈願のため、齋宮に倣って娘の有智子内親王を賀茂社に奉仕させたことから始まった制度である。有智子内親王から順徳天皇の代の齋院礼子内親王までおよそ四〇〇年間存続し、三十五名余りが選出された。齋院は『延喜式』巻第六、神祇六、「齋院司」によると、齋宮と同様に天皇が即位したのち、未婚の内親王（女王）の中から卜定され、宮城内の便所を初齋院として三年潔齋に務め、三年目の四月上旬に紫野齋院に参入している。このように齋院には齋宮のような野宮に相当するものがない、齋宮よりも潔齋が一段階少なく、伊勢群行のような発遣儀礼も行われていなかった。さらに齋院は齋宮のように必ずしも天皇の代替わりごとに交替しているわけではなかった。三十五名のうち十二名が二代以上の天皇の齋院を務めている。『柱史抄』下に、「天皇踐祚後不_レ可_レ改_二齋王_一之由。被_レ告_二申賀茂社_一。若有_二凶事_一并身病_一退出之時。被_レ申_二其旨_一。」とあり、齋院を改めない由を賀茂社に奉告を行えば良かったのである。このように齋院は天皇の即位儀礼との関連は崩れていた。これは天皇の即位初めに交替する齋宮との大きな相違点といえよう。齋院のおもな役割は、「阿礼乎止女」として賀茂社や賀茂祭に奉仕することである。ただし齋院は三十五人中女王が二人のみで、六十四人中女王が十六人もいる齋宮と比べ、内親王の率が高かった。また十六人の女王齋宮のうち、十二人までが八世紀の間と、十世紀後半から十一世紀後半の二つの時期に集中している。その後院政が始まると、女王齋宮は姿を消すことになる。

ところで齋宮に関する文献史学的研究は、安永四年（一七七五）に、神宮禰宜中川経雅が皇太神宮儀式帳の注釈書『大神宮儀式解』三十巻を完成させて以来、膨大な研究蓄積がある。しかしその研究題材には偏りがみられる。すなわち①伊勢神宮の創始に関連する豊鍬入姫命・倭姫命伝承の研究、②大来皇女に始まる齋王制度成立期に関する研究、③奈良末期から平安初期にかけての光仁・桓武天皇

の齋王制度再編期に関わる研究など、おもに八世紀までに研究が集中しているのである。

ところが藤原摂関家が政治の主導権を握る九世紀以降の研究になると、論文の数が少なく、研究蓄積が不十分な状況である。この時期のおもな研究は、齋宮の伊勢発遣儀礼に関する研究、齋宮の官人組織の分析、長元四年の伊勢齋宮神託事件を素材にした王朝国家の祭祀権に関する研究、早川庄八氏や岡田荘司氏の研究、齋王制と天皇制の対応関係を明らかにした榎村寛之氏の研究などがある。その中でも榎村氏は、摂関期以降の伊勢齋王制度を考察する上で重要な指摘となっている。榎村氏は摂関期になると女王齋宮の選出が増加することに注目し、この時期に齋宮の相対的地位の低下と形骸化が進展したことを指摘している。その要因として十世紀以降、藤原摂関家を筆頭とする貴族層が、国家の守護神である伊勢神宮を軽視し、都の守護神である賀茂社を重視する傾向を強めたことをあげている。

しかし、齋宮に女王の選出が増加する時期（円融〜後一条朝）には、齋院の交替が行われず、村上天皇の皇女選子内親王が五十七年間の長きにわたって奉仕していた。つまり齋院は齋宮に比べて人数が少なく、結果的に内親王が多く選出されている印象を受けているに過ぎない。しかもこの時期の天皇である三条天皇は、齋宮に皇后所生の第一皇女当子内親王を選出している。このことから女王齋宮の出現が一概に齋宮の地位低下を示す現象とは言い難い。また伊勢齋王制度は、南北朝期の後醍醐天皇の代まで存続している。これほど長きに渡って存在したことは、齋宮の選出条件に何らかの変化が生じたと考える方が適切のように思われる。

さらに齋宮の選出が途切れだす鎌倉期の研究に至っては、一段と研究蓄積が不十分な状態となる。専論としては後嵯峨天皇の齋宮曦子内親王の野宮用途調達をめぐる国政機構との連関を論じた研究があるのみで、研究の進展がほとんどみられない。そのため鎌倉期の伊勢齋王制度は不明確な部分が多く、南北朝期での廃絶の要因も明らかにされていない。

このように伊勢齋王制度は撰関期以降の研究が乏しいため、いまだに全貌の解明が進んでいないのが実情である。齋宮は新天皇の即位儀礼の一環として選出されており、天皇制に連動した制度であった。齋宮の変遷を辿ることで当時の政治情勢を伺い知ることができる。そこで本論ではまず伝承の齋宮豊鍬入姫命から最後の齋宮祥子内親王までを検証し、伊勢神宮との関係や政治情勢の変移が伊勢神宮に如何なる影響を及ぼしたのか考察する。特に研究が進んでいない撰関期以降の伊勢齋王制度を重点的に考察し、廃絶の要因についても明らかにしたいと思う。

なお本論では職名を示す場合、伊勢神宮の齋王を齋宮、賀茂社の齋王を齋院、齋宮・齋院の総称を齋王と表記する。また制度を示す場合、齋宮の制度を伊勢齋王制度、齋院の制度を賀茂齋王制度、齋宮・齋院の両制度を指す時は齋王制度と表記することにする。

(二) 構成と内容

本論は二部構成とし、第一部では平安前期以前の伊勢齋王制度の変容について、第二部では撰関期以降の齋王選出について考察することとする。

第一部第一章では、『日本書紀』にみえる齋宮伝承の史実性について検証し、伊勢神宮と齋宮との創始を考察する。記紀神話に登場する伊勢神宮創始にまつわる齋宮伝承は、七世紀の記紀編纂時の創作という説が主流となっている。しかし齋宮の原形となる何らかの古い制度がしていた可能性は否定できない。そこで『日本書紀』にみられる豊鍬入姫命から酢香手姫皇女までの齋皇女の記事を抽出し、当時の社会情勢を加味しながら齋宮の原像を明らかにする。

つぎに第二章では、まず天武朝の宗教政策を取り上げ、伊勢齋王制度が整備された意義づけに関し
て言及する。その後、伊勢神宮は称徳朝において神仏習合の動きが加速するが、やがてその反動から

仏教排除へと傾倒するようになる。このような奈良期から平安期にかけての神事と仏事の関連性について考察し、齋宮の仏教忌避思想の形成とその後の展開を論じる。

第三章では、齋宮・齋院が初めての居所潔齋する「齋王家」の実態について考察する。平安期以降、『延喜式』『北山抄』『江家次第』などの法制史料や儀式書には、「彼家」「本家」「内親王家」に勅使が派遣され、齋王卜定の事由報告を新齋王に告げていることがみえる。齋宮は卜定後、初齋院・野宮・齋宮寮、齋院は初齋院・紫野齋院と潔齋の場が遷るのだが、初齋院入御以前の齋王御所については研究があまりなく、不明瞭な部分が多い。そこで平安期以降の古記録及び文学作品にみられる「彼家」「本家」「内親王家」にまつわる記事を抽出する。そして、齋院入御以前の齋王の潔齋所の場所を特定し、十世紀後半以降の場の変遷を精査し、齋王制度の推移について論考したい。

第二部第一章では、摂関期の齋王卜定に注目し、摂関期の齋王について考察する。十世紀以降、朝廷は地方への関心を失い、国司へ大幅な行政権を委任する代わりに、一定以上の租税進納を義務づけられる政治形態を取るようになる。次第に摂関家を筆頭とする貴族層の政治意識は京内に集約されるようになり、国家の守護神である伊勢神宮より都の守護神である賀茂社を重視する傾向を強めていったとされる。貴族たちの伊勢神宮軽視の結果、齋宮には天皇との血縁関係の薄い異母姉妹や女王が選出され、齋院には天皇との血縁関係の濃い娘や同母姉妹が選出されるようになった。この傾向は摂関期に入って顕著にみられるようになる。摂関期に多くみられる女王齋宮の存在は齋宮の相対的地位の低下と形骸化の象徴とみなされていた。また齋王の選出儀礼である卜定は、事前に内定していた候補者の合否を決定する形式的なものに過ぎず、齋王の人選には政治的な意思の介入が可能であったと考えられている。そして摂関家を外戚に持つ皇女のうち、優遇されている皇女が齋宮・齋院に卜定されることがないので、齋王卜定に摂関家の意思が介入していた場合、摂関家は齋王自体に積極的な関心を

持っていないなかった可能性が指摘されている。⁽¹⁶⁾そこで摂関期における齋宮・齋院の卜定の背景を検証し、齋王制度の実態を解明したい。

第二章では、院政期の齋王制度について、おもに齋王の選考を中心に、院政の出現と齋王制度の關係について論じる。院政期になると摂関期までに多くみられていた女王齋宮が姿を消すようになる。先行研究によると、女王齋宮が頻発した摂関期に、齋宮は形骸化・相対的地位の低下が進み、存亡の危機に立たされていたが、院政期に未婚女院を形成するためのステップアップの手段として復活したとされている。しかし内親王が未婚のまま准母立后された事例は全部で八例存在し、そのうち六例が齋宮・齋院経験者である。この間、卜定された齋宮は二十一名、齋院は十二名もいるが、そのほとんどが退下後に何も厚遇を受けていない。このようなわずかな例を取り上げて、齋宮が未婚女院となるための階梯として機能したとは言い難い。そこで本稿では院政期の齋王選考の事例を抽出し、院政期における齋王制度の問題点について明らかにする。

第三章では、鎌倉期に置かれていた齋宮の立場と存在意義について考証し、伊勢齋王制度が廃絶した要因について論証する。鎌倉期になると、天皇の即位後ただちに齋宮の選出が行われなくなる。さらに後深草・後宇多・伏見・後伏見・花園天皇の代では齋宮の選出が行わず、齋宮は遂に常設の制度ですらなくなる。また龜山天皇の齋宮愷子内親王以降は、齋宮を選出しても伊勢群行が実施されず、野宮での退下に至る事例が続くようになる。このことから、伊勢齋王制度は鎌倉期に形骸化が急速に進んだとされている。確かに鎌倉期以降、齋宮の卜定に明らかな遅延が確認され、齋宮の不在が多くみられるようになり、異常な状況が続いていた。鎌倉に武家政権が発足したことで朝廷の経済状況が悪化したために、齋宮儀礼に乱れが生じた可能性も考えられる。また齋宮の途絶がみられる後深草天皇以降、天皇家が持明院統と大覚寺統に分裂して皇位継承が不安定となり、このことが少なからず影

響を及ぼした可能性もある。そこで齋宮の選出が途切れだす鎌倉後期の齋宮の選考事例を抽出し、政治情勢が伊勢齋王制度に如何なる影響を及ぼしたのかを明らかにしたい。

以上のことから、いまだ研究蓄積が不十分である撰関期から鎌倉期にかけての伊勢齋王制度を重点的に考察し、伊勢齋王制度が南北朝期で廃絶に至った要因を解明したいと思う。

註

- (1) 『江家次第』第卷一一、神事、「齋王群行」
- (2) 堀口悟「齋院交替制と平安後期文芸作品」(『古代文化』第三一卷第一〇号、一九七九年)。
- (3) 八世紀の女王齋宮
* 智努(元明朝) / * 円方(元明朝) / 久勢(元正朝) / 縣(聖武朝) / 小宅 / (孝謙朝) / 浄庭(光仁朝)
智努女王と円方女王は『一代要記』にのみ齋宮としてみえ、『続日本紀』にはその名は記されていない。
- (4) 八世紀後半〜十一世紀後半にかけての女王齋宮
隆子(円融朝) / 済子(花山朝) / 恭子(一条朝) / 媯子(後一条朝) / 敬子(後冷泉朝) / 淳子(白河朝)
- (5) 榎村寛之「齋女王の時代」(『伊勢齋宮の歴史と文化』所収、塙書房、二〇〇九年)。
- (6) 直木孝次郎「天照大神と伊勢神宮の起源」(『日本古代の氏族と天皇』所収、塙書房、一九六四年)。菟田俊彦「上代史上の伊勢齋王」(『國學院雑誌』第七十二卷第九号、一九七一年)。岡田精司「伊勢神宮の成立と古代王権」(『古代祭祀の史的研究』所収、塙書房、一九九二年)。小

- 林茂文「齋王の原像と制度―古代王権と女性（一）」（『周縁の古代史―王権と性・子ども・境界』所収、有精堂、一九九四年）。真弓常忠「齋王と采女」（『古代祭祀の構造と発達』所収、臨川書店、一九九七年）。榎村寛之「齋王制度の成立と展開」（『伊勢齋宮の歴史と文化』所収、塙書房、二〇〇九年）。
- （7）田中卓「齋王制度の成立について」（『田中卓著集四 神宮の創始と発展』所収、国書刊行会、一九八五年）。門脇禎二「齋王女から齋王制度へ」（『古代文化』第四三卷第四号、一九九一年）。西宮秀紀「伊勢齋宮成立」（『伊勢湾と古代の東海 古代王権と交流』所収、名著出版、一九九六年）。
- （8）「律令時代における齋宮寮官―伊勢国司との関係を中心として―」（『神道史研究』第十九卷第三号、一九七一年）。大川勝宏「光仁・桓武朝の齋宮―方格地割形成にみる齋宮の変革」（『古代文化』第四九卷第一号、一九九七年）。井上有希「八・九世紀における齋宮寮の動向―移転から考察する存在意義―」（『続日本紀研究』第三三三三号、二〇〇一年）。
- （9）芝野真理子「別れの御櫛」考」（『史窓』第四十八号、一九九一年）。榎村寛之「齋王発遣儀礼の本質について」（『律令天皇制祭祀の研究』所収、塙書房、一九九六年）。所功「齋王群行発遣次第の成立」（『古代文化』第五十一卷第二号、一九九九年）。榎村寛之「十一世紀齋王群行の社会的背景―『田中家春記』に見る伊勢への旅―」（『伊勢齋宮の歴史と文化』所収、塙書房、二〇〇九年）。
- （10）所京子「平安時代の齋宮女官（上・下）」（『古代文化』第三十卷第三・四号、一九七八年）。榎村寛之「齋宮の女官について」（『伊勢齋宮の祭祀と制度』所収、塙書房、二〇一〇年）。
- （11）早川庄八「平安時代における天皇の一断面―長元四年の齋王託宣事件をめぐって」（『講座日本

- 思想』第三卷所収、東京大学出版会、一九八三年)。
- (12) 岡田莊司「平安中期の天皇と神宮―長元四年 伊勢齋宮神託事件を中心にして―」(『平安時代の国家と祭祀』所収、平文社、一九九四年)。
- (13) 榎村寛之「齋王制と天皇制の関係について」(『律令天皇制祭祀の研究』所収、塙書房、一九九六年)。
- (14) 白川哲郎「鎌倉期王朝国家の政治機構―公事用途調達を素材とした基礎考察―」(『日本史研究』三四七、一九九一年)。榎村寛之「伊勢齋宮古文書に見る鎌倉期朝廷財政の一断面―京都・鎌倉交渉史の視点より」(『齋宮歴史博物館研究紀要』五、一九九六年)。
- (15) 甲田利雄「齋宮覚書」(『平安時代臨時公事略解』所収、続群書類従刊行会、一九八一年)。
- (16) 富樫美恵子「摂関期の齋宮・齋院の選定と齋王忌避の思想」(『寧樂史苑』第四七号、二〇〇〇二年)。

第一部 齋王の源流と確立

第一章 伊勢神宮の創始と齋宮の原像

はじめに

『日本書紀』崇神紀・垂仁紀には伊勢神宮の創始にまつわる伝承がみえる。

崇神紀六年条には、「天照大神。倭大國魂二神。並ニ祭於天皇大殿之内。然畏ニ其神勢一共住不レ安。故以ニ天照大神一、託ニ豊鍬入姫命一。祭ニ於倭笠縫邑一。仍立ニ磯堅城神籬一。」とあり、これまで宮中に祭っていた天照大神を崇神天皇の皇女豊鍬入姫命に託け、倭の笠縫邑かさぬいのむらに祭り、磯堅城かたきの神籬ひもろぎを立てたことが記されている。また垂仁紀廿五年三月十日条には、

離ニ天照大神於豊耜入姫命一。託ニ于倭姫命一。爰倭姫命求下鎮ニ坐大神一之處上。詣ニ菟田筱幡一。更還之入ニ近江國一。東廻ニ美濃一。到ニ伊勢國一。時天照大神誨ニ倭姫命一曰。是神風伊勢國。則常世之浪重浪歸國也。傍國可怜國也。欲レ居ニ是國一。故隨ニ大神教一。其祠立ニ於伊勢國一。因興ニ齋宮于五十鈴川上^一。是謂ニ磯宮^一。則天照大神始自レ天降之處也。

天照大神を豊鍬入姫命から離して垂仁天皇の皇女の倭姫命に託け、大和・近江・美濃・伊勢の諸国を巡遊し、その後天照大神の誨おしえによつて祠を伊勢国に立て、齋宮を五十鈴川上に興したとされている。この伝承は、長い間史実と考えられてきた。しかし津田左右吉氏が崇神・垂仁紀の物語は伊勢神宮の起源を説明するために造られたものであって、神宮の起源についての歴史的事実を伝えたものではないと懐疑的見解を示して以降、今日では記紀編纂時の創作という説が主流となっている。しかし天武朝において、未婚の皇女を齋宮として伊勢に発遣する制度が創始されたとは考え難く、齋宮の原形となる何らかの古い制度がしていた可能性は否定できない。そこで大来皇女以前の齋宮伝承の史実性

について検証し、齋宮と伊勢神宮の創始について論証したいと思う。

なお本稿では律令体制のもとにおける齋王制度の齋宮と、記紀神話にみえる伝承の齋宮とを区別するため、後世の定義となるが『大宝律令』に則り、天皇の皇女および姉妹が選出された場合は「齋皇女」の文字を、皇孫以下の皇族女性が選出された場合は「齋王女」の文字を当てて論じることとする。

第一節 伊勢神宮の創始と齋宮の起源

(一) 伊勢神宮の創始伝承

伊勢神宮の創始にまつわる研究は、戦後に直木孝次郎氏が津田左右吉氏による記紀批判研究を継承し、神宮の起源に関する史料を整理し批判を加えたことより本格的に始まる¹⁾。直木氏は垂仁朝に天照大神が伊勢に遷祀されたとする『日本書紀』の記述について、

①氏の神は氏の本拠または現在地で祭るのがふつうで、天皇家が己れの本拠でも故郷でもない伊勢に祭るとは思えない。

②四、五世紀という古い時代に、天皇家と伊勢の間に深い関係が生じたとは思えない。

③天武天皇まで、天皇が伊勢神宮に参詣した、奉幣を奉ったなどの記事が記紀には一切みえない。

④『日本書紀』持統六年(六九二)五月条に「遣ニ使者一奉ニ弊于四所伊勢・大倭・住吉・紀伊大神
二、同年十二月条に「遣ニ大夫等一奉ニ新羅調於五社伊勢・住吉・紀伊・大倭・菟名足一」と伊勢神宮が諸社とならべて列挙されていることから、伊勢神宮が天皇家にとって特別な神社であるという意識がさして強くなかったことを示している。

以上、四つの根拠から否定している。直木氏は伊勢神宮の成立は五世紀後半の雄略、または六世紀前半ないし中葉の継体・欽明の時代であろうとし、創始の時期としては前者より後者を重視すると述べ

ている。この説はその後多くの研究者達によって支持・展開されるようになる。

岡田精司氏は、記紀の崇神紀・垂仁紀の治世の物語は、内政と祭祀にかかわる“起源”を語る伝承を集中して配列したもので、有名な神社（伊勢・石上・大和・大三輪）の祭祀の起源はすべてこの時期に記述されていることを指摘している。そして「ヤマトヒメ」という名も、“大和の姫”という意味の普通名詞に過ぎず、伊勢に派遣された皇女たちに共通する象徴的な呼称であることから、垂仁紀の伊勢神宮鎮座を否定している²⁾。

ところで「トヨスキリヒメ」の名の「イリ」は、崇神・垂仁・景行朝の皇族に多く、応神以降に消える特殊な言葉である。「イリ」は「体の中に入る」「憑り付く」などシャーマンの性格を表す³⁾。要するに、豊鍬入姫命の名そのものは少なくとも記紀編纂時に創作されたものではなく、比較的古い時代のものといえる。ただし『日本書紀』は古い名を記録している可能性が高いが、豊鍬入姫命の記述がどの時期に成立するかは不明である⁴⁾。『古事記』にも、豊鍬入姫命・倭姫命などの名が確認できるが、その記事内容は『日本書紀』とは少し異なっている。『古事記』と『日本書紀』を比較すると、『日本書紀』には伊勢神宮遷祀の由来伝承や、雄略朝の斎皇女稚足姫皇の自殺伝承、欽明・敏達朝の密通事件など、斎皇女関連の記事が多いのに対し、『古事記』にはほとんど記されていない。『古事記』には、倭姫命（倭比賣命）が伊勢神宮を定めるために諸国を巡ったという記事はみられず、倭健命による東国制定のくだりに、「伊勢の大御神宮に参入りて、神の朝廷を拝みて、即ち其の姨倭比賣命に白したまひ」とあるのみである。また豊鍬入姫命に関しても割注で、「拜ニ、祭伊勢大神之宮」とあり、豊鍬入姫命の時にすでに伊勢神宮があったことになっている。つまり『古事記』では伊勢神宮の創始及び斎宮の起源が全く語られていないのである。

この件について榎村寛之氏は『古事記』が倭姫命の物語を垂仁天皇の時代に入れたのは、伊勢神宮

を皇女が祭り始めるのは垂仁天皇の頃、という認識が七世紀後半にあったからで、しかしその起源などについては確たる根拠を持っていなかったためと述べている。⁵⁾『古事記』に伊勢神宮創始伝承が記されなかったことに関して、岡田氏は『日本書紀』が伊勢神宮関連の記事を多く記載しているのは、神宮側の記録・伝承類を多く使用したためで、一方『古事記』には神宮関係の史料が使用できなかったため、その記述が乏しくなつたとしている。⁶⁾ 記紀の編纂には異なる史料を用いていたために、『古事記』には神宮創始伝承が残されなかつたのであろう。

『日本書紀』には、次代の景行朝にも「遣^ニ五百野皇女^一令^レ祭^ニ天照大神^一」と、五百野皇女が天照大神を祭るために伊勢に発遣された記述がみられる。しかしこの記事も史実を伝えている可能性は極めて低い。なぜなら景行天皇の和風諡号は^{おほたらしひこおしろわけのすめらみこと}大足彦忍代別天皇というが、この「タラシ」という名称は、七世紀前半の天皇に使われていた称号である。それゆえに大足彦忍代別天皇とその子稚足彦天皇（成務）は実在に乏しく、七世紀頃に定められた天皇と考えられている。⁷⁾ 総じて景行天皇の皇女である五百野皇女も実在性が極めて低く、景行天皇や成務天皇と同様、七世紀頃に創作された可能性が高い。これらのことから、少なくとも五百野皇女以前の齋皇女の実在の可能性は極めて低いといえる。しかし古い名を持つ豊鍬入姫命や、伊勢に派遣された皇女たちに共通する抽象的な呼称である倭姫命の名から、記紀が編纂される七世紀頃にはすでに伊勢へ皇女が送られる慣習があり、記紀、特に『日本書紀』はその慣習に潤色を加えて、伊勢神宮の創始伝承を創作したと考えられる。

(二) 伊勢神宮の創始

前述のとおり、記紀編纂時にはすでに齋皇女の慣習があったと思われるが、それでは伊勢神宮と齋皇女の創始はいつまで遡ることができるのだろうか。前節でも述べた直木氏は、伊勢神宮の祭神はも

とも伊勢地方の地方神であった。伊勢の地方神が皇室と結びつき特別の崇敬を受けるようになったのは、伊勢神宮のある地が海上交通の要地であり、伊勢湾沿岸の1中心地であったことにある。そして伊勢は東国鎮撫の要衝であり、東国進出の基地でもあったため、皇室は東に進出するについて伊勢神宮の力を利用する必要があり、そのことから伊勢の地方神が皇室から特別な崇敬を受けるようになったと述べている。直木氏の説を軸に岡田精司氏はさらに論を進め、内宮と外宮とを区別し、伊勢神宮の創建を考察した。岡田氏の説は次のように整理できる。

伊勢神宮の地には、もともと伊勢県造渡会氏の齋く神が祭られていた。これが外宮の前身、「ワタライノミヤ」と呼ばれる太陽神であった。すなわち伊勢神宮の原形は、渡会氏の本貫地にある“太陽神の光臨する聖地”の高倉山であったと思われる。伊勢は東国遠征の根拠地であり、五世紀後半以降は朝鮮半島における類勢挽回のため東国への関心が高まったことから伊勢の重要性が増し、五世紀末の雄略朝に、日神である大王家の守護神が伊勢の地に遷された。このようにして内宮が成立し、渡会氏の齋く神は大王家の守護神に奉仕し、御饌供進（服属儀礼）を行う「ミケツ神」すなわちトヨウケヒメという穀物神となり、外宮の祭神となった。雄略朝において伊勢神宮が大和朝廷の崇敬を受けるようになった根拠は、第一に『日本書紀』の雄略朝に伊勢帰服の説話が集中していること。第二に垂仁廿五年紀の「一書」に、内宮鎮座の年を「丁巳冬十月甲子」としていることが、神宮関係の諸書に外宮の鎮座を丁巳年とするのと一致していることである。そして雄略朝の四七七年に大王の守護神の祭場が河内・大和地方から伊勢に移された。雄略朝に大王家の守護神を伊勢にした背景として、雄略朝前後の時期が社会的にも宗教的にも一つの転期に当たっていたことが考えられる。五世紀の朝鮮半島問題に積極的に行動した有力豪族である葛城氏が滅亡し、この葛城氏の滅亡を契機として畿内地方の有力な神々の祭祀権を大王のもとに集中する動きが強まった。有名な埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣

銘、熊本県江田船山古墳出土大刀銘は、「獲加多支鹵大王」^{わかたける}。雄略の治世には少なくとも九州中部から南関東までの首長層は、大和政権の従属下に入るか、もしくはは同盟関係に入っていたことを示している。このような動きのなかで、大王の権力が日本列島の大部分に権威がおよぶまで発展したことを示すために、大王の守護神の祭場を大和河内地方の外に出すことが必要となった。また雄略天皇の時代は倭国をめぐる国際情勢が非常に厳しくなり、王権の強化をはかる手段として王権守護神祭祀の变革と強化がなされた。

雄略天皇の時代は、国際情勢が緊迫した時期に当たる。まず朝貢相手である宋朝（南朝）の権威が大きく失墜する。四五一年に、北伐の失敗により揚子江以北の支配が著しく低下し、四五三年には文帝が皇太子に殺害され、さらにその皇太子も皇子の劉駿に殺される事件に端を発し、皇族同士の争いが激化する。そして四六九年、青州（山東半島）を北魏に奪われ、南朝と朝鮮半島を結ぶ交通の要地を失い、四七九年になると、蕭道成が宋王朝の劉一族を滅亡させ、これにより東アジアにおける宋朝の権威が喪失した。

さらに五世紀末は、朝鮮半島情勢も大きく変動する時期でもあった。四七五年に、高句麗の大軍により百済の王都である漢城が陥落し、国王及び太后、王子等が殺害され、一時的に百済が滅亡する。その後、新羅へ救援要請に派遣され無事であった王子文周によって熊津を新都として百済は再興されるが、百済の弱体化は避けられず、代わりに黄海の制海権を高句麗が握り、倭国は宋朝との航路の安全が確保できなくなる。そのために倭国の宋朝に対する朝貢外交が物理的に困難となり、四七八年の遣使を最後に、倭王からの交渉が途絶えることになった。倭国は朝貢外交に失敗し、宋朝の冊封体制からの離脱を余儀なくされたのである。岡田氏はこのことから、冊封体制からの離脱と前後して、四七七年に神宮が創建されたと考察している。つまり雄略天皇は朝貢外交の失敗に伴い、王権を支える

新たな権威が必要となり、王権守護神祭祀の変革と強化のために、伊勢神宮を創建したと考えられる。奇しくも朝鮮半島の新羅でも、五世紀末から六世紀初頭にかけて、王権祭祀の変革がはかられた。『三国史記』「新羅本紀」炤知麻立干九年（四七九）条に、「神宮を奈乙に置く、奈乙は始祖の初生なり。」とあり、それ以前の国家的祭祀の場であった「始祖廟」の名称がみられなり、代わりに「神宮」という名称がみられるようになる。この「奈乙」について、末松保和氏が統一新羅初代王名の「奈勿」と地名の「奈乙」とが太陽を意味する同一語源 *Naht* に由来することを指摘している。同時期の新羅でも倭国と同様に、太陽神を祭る「神宮」が国家的祭祀の場として創建されていたことは興味深い。それでは南伊勢地方が王権守護の祭祀の場選ばれた理由であるが、岡田氏は伊勢の地が大和盆地の真東に当たり大和の人々から聖視されていたらしいこと。度会地方にもともと太陽信仰の伝統があったこと。東国へ進出する重要地点としての伊勢の地がクローズアップされていたことが、鎮守地決定の上で大きな要素となったと結論づけている。

五世紀末の雄略朝は国内的には地方豪族の掌握が進み、河内王朝の最盛期に当たっていた。しかし国際的には最大の権威秩序の中心となっていた宋朝の弱体化に伴い、新たな王権を強化する手段が必要となった。そこで雄略天皇は王権祭祀の場を大和地方から南伊勢地方に移動して伊勢神宮を創建することで、宋朝に変わる権威秩序の基盤にしようと考えたのであろう。

（三）齋皇女の成立

前述のとおり、五百野皇女以前の齋皇女の伝承は、七世紀の記紀編纂時に創作されたものであるが、齋皇女の慣習は七世紀以前にすでに成立していたと考えられる。そこで齋皇女の成立がいつまで遡れ

表 1 記紀神話における神名比較

天皇	齋皇女	日本書紀	古事記
崇神	豊楸入姫命	以 _レ 天照大神 _ニ 。託 _レ 豊楸入姫命 _ニ 。祭 _ニ 於倭笠縫邑 _ニ 。	妹豊鉏比賣命者。拜 _ニ 祭伊勢大神之宮 _ニ 也。
垂仁	倭姫命	離 _ニ 天照大神 _ニ 於豊稻入姫命 _ニ 。託 _レ 倭姫命 _ニ 。	次倭比賣者。拜 _ニ 祭伊勢大神宮 _ニ 也。
景行	五百野皇女 (久須姫命)	遣 _ニ 五百野皇女 _ニ 令 _レ 祭 _ニ 天照大神 _ニ 。	記載なし。
雄略	稚足姫皇女 (栲幡姫皇女)	與 _ニ 稚足姫皇女 _ニ (中略)。是皇女侍 _ニ 伊勢大神祠 _ニ 。	記載なし。
繼体	荳角皇女 (萱麻皇女)	荳角皇女(中略)。是侍 _ニ 伊勢大神祠 _ニ 。	次佐々宜王者拜 _ニ 伊勢神宮 _ニ 也。
欽明	磐隈皇女 (夢皇女)	磐隈皇女(中略)。初侍 _レ 祀 _ニ 於伊勢大神 _ニ 。	記載なし。
敏達	菟道皇女	以 _ニ 菟道皇女 _ニ 侍 _ニ 伊勢祠 _ニ 。	記載なし。
用明	醉香山姫皇女	以 _ニ 醉香山姫皇女 _ニ 。拜 _ニ 伊勢神宮 _ニ 。	記載なし。
崇峻			
推古			
天武	大来皇女	欲 _レ 遣 _レ 侍 _ニ 大来皇女 _ニ 于天照大神宮 _ニ 。而令 _レ 居 _ニ 泊瀬齋宮 _ニ 。	

るか確認したいと思う。次の表は『日本書紀』と『古事記』の齋皇女の記事を比較したものである。

雄略朝の稚足姫皇女は、『古事記』には齋皇女のことのみならず、「ワカタラシヒメ」という名前も推古朝以降の名称で実在の人物とは考えがたい。『タラシ』という名称は七世紀前半の天皇に使われていた称号である。そのため稚足姫と類似した稚足彦天皇(成務)も実在に乏しく、父である大足彦忍代別天皇(景行)とともに七世紀頃に定められたと考えられる。

また『日本書紀』雄略紀三年夏四月条に、

阿閉臣國見。

更名磯特牛

譜三栲幡姫皇女與二湯人廬城部連武彦一曰。武彦汗ニ皇女一而使ニ任身一。

湯人。此云二奥衛一。

彦之父枳莒喩聞ニ此流言一。恐ニ禍及レ身。誘ニ率武彦於廬城河一。僞使鷓鴣没水捕魚。因其不意而打殺之。天皇聞遣ニ使者一案ニ。問皇女一。皇女對言。妾不レ識也。俄而皇女賣ニ持神鏡一。詣ニ於五十鈴河上一。伺ニ人不レ行。埋レ鏡經死。天皇疑ニ皇女不レ在。恒使ニ闇夜東西求覓一。乃於二河上一虹見如レ蛇四五丈者。掘ニ虹起處一而獲ニ神鏡一。移行未レ遠。得ニ皇女屍一。割而觀之。腹中有レ物如レ水。水中有レ石。枳莒喩由レ斯得レ雪ニ子罪一。還悔レ殺レ子。報ニ殺國見一。逃ニ匿石上神宮一。

阿閉臣國見が栲幡皇女と湯人の廬城部連武彦が密通し、栲幡皇女が妊娠していると讒言したために、武彦は父に殺され、皇女は神鏡を隠して五十鈴川の辺で自殺した。しかし鏡から立った虹により、皇女の屍が発見される。雄略天皇の命令で皇女の亡骸を割き観れば、腹の中に物があり、水の中に石があった。神の姿が石に宿るといふ考え方は広範にみられるものであり、これにより武彦の無実が明らかにになり、国見は石神神宮に逃げ隠れたと、齋皇女自殺伝承が残されている。勿論、この伝承は史実を伝えているものではない。エピソードとしても雄略天皇の残虐性を強調し、皇統交代の理由づけの演出に過ぎない。しかしこの伝承で留意したいのは、齋皇女の別名が「タクハタヒメ」であることである。「タクハタ」とは機織をする女の意味であり、巫女の属性の一つと考えられている。さらに稚足姫皇女（栲幡姫皇女）の伝承は、前後の伊勢大神を祀る皇女の記事とは大きく性格が異なっていることから、崇神・垂仁紀の記事より古い伝承に拠っている可能性が高い。⁽⁸¹⁾ これらのことから、雄略朝には伊勢大神を祭る皇女がいたと考えられる。

また『日本書紀』の齋皇女の記述は、天照大神に仕える記事と伊勢大神に仕える記事に分けること

ができる。

●天照大神：・豊鍬入姫命、倭姫命、五百野皇女、大来皇女

●伊勢大神：・稚足姫皇女、荳角皇女、磐隈皇女、菟道皇女、酢香手姫皇女

興味深いことに、実在性が疑わしい豊鍬入姫命・倭姫命・五百野皇女が奉祭した神は「天照大神」、一方実在の可能性が高い稚足姫皇女・荳角皇女・磐隈皇女・菟道皇女・酢香手姫皇女が奉祭した神は「伊勢の大神」である。「伊勢の大神」が「天照大神（皇祖神）」とみなされるようになるのは天武朝以降であることから、「天照大神」を祭る五百野皇女以前の伝承の信憑性は極めて低いことが改めて確認できる。

雄略朝の稚足姫皇女（栲幡姫皇女）のエピソードは、王統交替の意義付けのために七世紀頃までに完成した伝承であるが、「タクハタ」＝巫女の意味であることや、雄略朝以降の齋皇女たちが奉祭した神の名称が「伊勢大神」で一致していることから、雄略朝に皇女を伊勢に送る行為が始まったと考えられる。齋皇女を伊勢に発遣することで、伊勢神宮が大和朝廷にとって特別な祭祀の場であることを地方豪族たちに示そうとしたのであろう。

第二節 継体天皇と齋皇女

雄略朝において、伊勢神宮が創建され、時を同じくして齋皇女を伊勢に遣わす行いが始まったのだが、続く清寧・顯宗・仁賢・武烈朝では継承されなかった。その後、継体天皇の代になって齋皇女は復活を遂げる。『日本書紀』継体紀元年条の皇子女の系譜に、

次息長眞手王女曰ニ麻績娘子^一。生ニ荳角皇女^一。荳角。此云。二婆佐麻。是侍ニ伊勢大神祠^一。

齋皇女の記事があり、継体天皇の娘の荳角皇女が齋皇女に選ばれ、伊勢大神の祠に奉祭していたこと

が確認できる。

清寧以後四代の天皇に斎皇女が伊勢に送られなかった要因であるが、この時期に大和朝廷の権威が大きく低下し、国内情勢が不安定になったことが考えられる。大和朝廷は五世紀末の雄略朝に於いて、九州中部から南関東まで権威が及ぶようになり、河内王朝の最盛期を迎えていたが、四七九年に雄略天皇が崩御すると状況が一変する。雄略天皇の死後、清寧天皇が即位したが、わずか五年後の四八四年に皇子女を残さぬまま崩御した。『日本書紀』によると清寧天皇が生存中に、播磨国で市辺押磐皇子の子である億計王（後の仁賢天皇）と弘計王（後の顕宗天皇）が発見されたために、皇位継承の危機は解決された。そして清寧天皇崩御後に億計王と弘計王が皇位を相譲したため、飯豊青皇女が尾忍海飯豊尊で執政を執ったとある。ところが『古事記』では清寧天皇崩御後に皇嗣がなく、飯豊王（飯豊青皇女）が執政を執り、その後に億計王・弘計王が発見されたとあり、所伝に相違が生じている。この飯豊青皇女は『扶桑略記』に「飯豊天皇廿四代女帝」とあり、また『本朝皇胤紹運録』にも「飯豊天皇忍海部女王是成」と記されていることから、女帝として一時的に即位していたと考えられている。その後、弟の顕宗天皇が即位するが、わずか三年程で崩御し、代わりに兄の仁賢天皇が即位をした。仁賢天皇の在位は九年程続き、四九八年の崩御によって皇子の武烈天皇が皇位を継承した。『日本書紀』には武烈天皇のことを非常に悪劣なる人物として描いているが、厳格な裁判を行ったなど矛盾する記事もみられる。このことに関しては、血縁関係の薄い次代の継体天皇の即位を正当化する意図が『日本書紀』にはあり、武烈天皇を暴君に仕立てたという見解が一般的である。そのため『古事記』には武烈天皇の悪逆を伝える記事は一切みられない。武烈天皇は皇嗣を残さぬまま若くして崩御し、五〇七年に応神天皇の五世孫とされる傍系の継体天皇が即位することになる。

雄略天皇の死後から三十年も経たずして、清寧・顯宗・仁賢・武烈の四代の天皇が立て続けに交代

するという状況が続いていた。さらにこの間皇位継承をめぐる混乱を回避するために飯豊青皇女が女帝として即位していた可能性すらある。いずれにしても、強力なリーダーシップのもと、地方豪族たちを掌握していた雄略天皇の死を契機に、大和朝廷は求心力を失い、急速に弱体化していったと考えられる。

大和朝廷は宋朝への朝貢外交を独占し、冊封を受けると共に、その権威を利用して国内諸豪族をみずからの権力基盤として編成し、日本列島内での盟主としての地位を確立しようとしていた。しかし朝貢外交の失敗により、強力な後ろ盾を失ったことで、大和朝廷を中心とする秩序体制の崩壊を招くことになる。

大和朝廷の権力の象徴とみなされている河内平野の巨大古墳の築造が、六世紀前半に消滅することからも、五世紀後半以降に大和朝廷の権威が全国に及ばなくなったことを示している。つまり継体天皇が出現するまで、諸地方豪族たちを掌握する権力を大和朝廷は失っていたのである。そのため東国経営に乗り出す余力を持ち合わせておらず、伊勢神宮に斎皇女を発遣できる状況ではなかった。

このような状況の中、応神天皇から継承されてきた河内王朝が武烈天皇の死によって滅亡する。継体天皇は記紀では応神天皇の五世孫と伝えられているが、今日では河内王朝の衰退に乗じて、地方豪族出身である継体天皇が、雄略天皇の孫で河内王朝の血を受け継ぐ手白香皇女を娶って新王朝を起こしたという理解が一般的である。それでは継体朝において斎皇女の慣習が復活したのはなぜであろうか。まず考えられるのが、継体天皇の正統性の問題である。前王朝との繋がりのない継体天皇は、自身に正統な皇位継承資格があることを諸豪族たちに示す必要があった。そこで自分の娘の荳角皇女を斎皇女として伊勢の地に派遣し、前王朝の祭祀を継承することで、自身が正統な皇位継承者であることをアピールしようとした。斎皇女の慣習を始めた雄略天皇は『万葉集』冒頭を飾る歌の作者であり、『日

本靈異記』第一話も雄略天皇の治世であることから、古代において雄略天皇は特殊な存在であった。継体天皇は雄略天皇と同様に斎皇女を立てることで、自身の権威を高めようとしたのかもしれない。さらに伊勢に斎皇女を送る行為は、南伊勢の地が再び大和朝廷の勢力下に入ったことも意味している。次に考えられるのが、継体天皇の登場により、大和朝廷の権威が復活し、再び地方豪族たちに大きな影響を与えるようになったことである。前王朝との繋がりがなく即位した継体天皇に求められていたのは、大和朝廷の大王を中心とする権力秩序の再構築であり、その権力秩序を支える権威である梁朝との外交の再開であった。継体天皇はその足掛かりとして、まず朝鮮外交に着手したと考えられる。『日本書紀』継体紀の記事構成の大半は、朝鮮半島関係のもので占められおり、このことから継体天皇が朝鮮外交へ強い関心を示していたことがうかがえる。五世紀以来の対朝鮮外交の基本は、畿内を含む西日本の諸勢力が、独自に加耶諸国と交流していた。しかし継体新王朝の成立により、大和朝廷が朝鮮に対する関心を高め、それまで西日本の諸豪族に任されていた朝鮮外交を脱却して大和朝廷自身の主導権を確立するために、そのパートナーとして西日本の勢力と結びつきのない百済を選んだ。百済との外交は、継体七年(五一三)に五経博士が派遣されるなど、大陸の先進文化を受容しており、一応の効果があつたといえる。ただし梁朝への朝貢外交は実現せず、当初の目的を果たすことはできなかった。けれども百済との国家的な結びつきにより、大和朝廷の権力回復に大いに役立ったと思われる。

『古事記』継体紀には、「次佐々宜王者拜ニ伊勢神宮一也」と簡潔ながら斎皇女の記事が記されている。前述したとおり、『古事記』は神宮側の史料を使用していないため、斎皇女関連の記述がほとんど記されていない。けれども継体朝に限り、記紀に揃って斎皇女が伊勢神宮(伊勢大神祠)に奉祭した記事が書かれている。このことから伊勢神宮と関係のない史料にも斎皇女の名が残されていた可能

性が考えられる。それは継体天皇が記紀編纂時の大王家に繋がる新王朝の創始者であったこと。継体天皇が百済との国家外交を進展させ、大和朝廷の権力回復に尽力した大王であったこと。そして伊勢神宮のある南伊勢の地が海上交通の要地で、伊勢湾沿岸の一中心地であり、東国経営の拠点となるのは勿論のこと、対百済外交の交通の拠点としても機能していたことから、伊勢の地に齋皇女として発遣された菫角皇女の名が広く伝わったのであろう。

『日本書紀』継体紀以降の齋皇女の記述は事務的であるが、継体・欽明・敏達・用明の四代の記事には、用語や用字に統一性がないので、ある時期に一斉に補筆されたとは考え難く、記事の信憑性は高いといえる。伊勢神宮の成立を検討している直木孝次郎氏・岡田精司氏・門脇禎二氏などの多くの研究者が、この期の史料にはかなりの信憑性があると考えている。継体朝の菫角皇女は実在が認められる初めての齋皇女であり、雄略紀のような伝承レベルの齋皇女とは一線を画している。継体朝は大和朝廷にとっての画期であり、それゆえに齋皇女菫角皇女の記事が記紀に残されたと考えられる。

第三節 齋皇女制度の確立

継体朝で復活した齋皇女であるが、続く安閑・宣化朝では齋皇女を伊勢に発遣しなかった。安閑・宣化天皇の即位をめぐっては、『日本書紀』に引く「百済本紀」によれば、五三一年頃に天皇と太子・皇子が共に薨去したという所伝がある。このことから、継体天皇の崩御後に、安閑天皇・宣化天皇の朝廷と欽明天皇の朝廷が並立し、二朝間で内乱があったという説もある。欽明朝では、磐隈皇女が齋皇女に選ばれているが、その卜定期は不明である。仮に二つの朝廷が並立していたならば、世代的に齋皇女の断絶はなかったといえる。そして欽明天皇以降、推古朝までのあいだは、一度も途切れずに齋皇女が伊勢に発遣されている。

表 2 欽明から推古までの歴代齋皇女表

天皇	齋皇女	父母	卜定	退下	退下理由
欽明	磐隈皇女 (夢皇女)	父：欽明天皇 母：蘇我堅塩媛	欽明朝 (539~571)	不明	事故 (密通)
敏達	菟道皇女	父：敏達天皇 母：広姫	敏達7年(578)・3・5	不明	事故 (密通)
用明	酢香手姫皇 女	父：用明天皇 母：葛城直広子	用明元年(586)	推古29(621)	不明
崇峻					
推古					

『日本書紀』の欽明紀から推古紀にかけて、齋皇女の記事が連続して書かれていることに注目した門脇禎二氏は、齋皇女を伊勢に派遣する制度の起源は、六世紀中葉の欽明朝ごろにあり、その創始とその後の制度化には、政治の主導権を手中にした蘇我氏がふかく関与していた。そしてそれが前提となつて、欽明朝の頃に天皇家との関係が強化された伊勢神宮の地位がさらに確立したとされる天武朝より以後において、齋王制度へと整備されてゆくことになつたと述べている⁵⁵。門脇氏は齋皇女の創始そのものが欽明朝と論じているが、その創始については前述したとおり、雄略朝とみなすのが妥当であろう。それではなぜ蘇我氏は齋皇女を制度化させたのであろうか。

蘇我氏は宣化天皇の代になり、蘇我稲目が大臣の位に就いたことで突如台頭した氏族である。『古事記』孝元段の系図には、蘇我氏は武内宿禰より起こるとあるが、武内宿禰は架空の人物で、『古事記』の記事には信憑性がない。

【蘇我氏の系譜『紀氏家牒』より】

蘇賀石河宿禰―滿智―韓子―馬背（亦名、高麗）―稻目―馬子―蝦夷―入鹿

稻目以前の系譜に関しては不明な点が多く、その出自については諸説に見解が分かれている。そのよ
うな中、門脇氏は蘇我氏渡来系豪族説を提唱した。門脇氏は滿智の名が新羅人を母とする木苧（木）
滿致まんちの名と同音であること。『三国史記』百濟本寄蓋がいろお王おう廿一年（四七五）九月条によると、王が高
句麗長寿王の放ったスパイ道琳の計にひっかかって高句麗の攻撃に直面したとき、王子の文周に避難
を命じたが、そのときの記事に「文周、すなわち木苧滿致・祖弥桀取と南に行けり」とあり、一方、
『日本書紀』や同書所引「百濟本紀」応神紀廿五年条によると、大和朝廷は木苧滿致を「召す」とあ
るから、滿致は戦乱の過程で大和に渡来して定住した可能性が強いことから、蘇我滿智と木苧滿致同
一人物説を説いた。

蘇我氏渡来系豪族説（説）は、決め手となる証拠が少なく、憶測の域を出ていないため、研究者の大方の
理解を得られていない。しかし蘇我氏が朝鮮関係に深く関わった氏族という見解（説）は研究者のあいだで
概ね一致しているといえる。『日本書紀』皇極紀四年（六四五）六月条の、「吾等、君大郎に由りて、
戮たかされぬべし」という高向国たかむくのくに押の言葉より、倭漢氏が蘇我氏宗家を君主として認識していたことや、
『古語拾遺』に、雄略朝に蘇我滿智が渡来系氏族の長になったと伝えられていることなどから、蘇我
氏が渡来人を掌握する立場にいたことは明らかである。このように、蘇我滿智と木苧滿致が同一人物
とは考え難いが、蘇我氏が朝鮮関係に深い関わりを持った氏族であるという点は、先学の指摘どおり
といえよう。

継体天皇が新王朝を興して以降、大和朝廷は百濟との国家的な外交によって、大陸の先進文化を取

り入れ、王権の権威回復に努めてきた。しかし継体天皇の死後、安閑・宣化天皇と欽明天皇の朝廷が並立していた可能性があるなど、大和朝廷の権勢が一時的に衰退していたと思われる。不安定な政局を打破し、朝廷の権威を磐石にするために、抜本的な改革が必要となった。そこで朝鮮半島の関わりが強く、大陸の高い文化レベルの知識を持つ蘇我氏が大和朝廷の政権中枢に迎えられたと考えられる。蘇我稲目は大臣の位に就くと、自分の娘である堅塩媛(まじしほひめ)（姉）・小姉君(おあねのきみ)（妹を欽明天皇の妃に入れ、その後蘇我氏の血を引く皇子女が次々と即位し、蘇我氏の権勢は強固なものとなっていく。

蘇我氏が政権を掌握した欽明朝から推古朝までのあいだ、齋皇女の派遣が一度も途切れることなく行われた。

『日本書紀』欽明紀二年（五四〇）春三月条には、

次蘇我大臣宿禰女。曰ニ堅塩媛一。堅鹽。此云三岐拖志。生ニ七男六女一。（中略）其二曰ニ磐隈皇女一。更名夢皇女

初侍レ祀ニ於伊勢大神一。後坐レ軒ニ茨城皇子一解。

欽明朝の齋皇女に、堅塩媛所生の磐隈皇女が立てられたことが記されている。『日本書紀』によると、欽明天皇の皇后は石姫皇女であり、堅塩媛は他の五妃のうち第三妃に過ぎない。しかし七世紀前半に作られた天寿国繡帳(てんじゅこくしゅうちやう)には堅塩媛を大后(おほきさき)（皇后の前身）としており、欽明朝は堅塩媛・磐隈皇女の母子が大后・齋皇女であったと考えられる。(82)次代の敏達朝の齋皇女は菟道皇女(うみちのみかみ)で蘇我氏の血は受け継いでいないが、続く用明朝の齋皇女には用明天皇の皇女の酢香山姫皇女が選ばれた。用明天皇は前齋皇女磐隈皇女と同じく蘇我堅塩媛所生の皇子で、この用明天皇の即位によって初めて蘇我氏の血を引く皇子が天皇となった。つまり酢香山姫皇女もまた父を介して蘇我氏の血を引く齋皇女であるといえる。

このように、蘇我氏政権下の齋皇女の多くが蘇我氏の血を引いていることから、蘇我氏は伊勢神宮及び齋皇女を重視していたと推測される。蘇我氏が伊勢神宮を重視した理由であるが、豊受大神宮（外

宮)に豊受大神を祭神として祀っていたことが考えられる。この豊受大神は、もともと葛城氏が丹波国で奉祭していた神で、『豊受太神宮禰宜補任次第』によると、雄略天皇廿一年(四七七)に、丹波国から伊勢に遷された。葛城氏は五世紀後半に雄略天皇によって滅ぼされた氏族であるが、滅亡の際に葛城円大臣は娘の韓姫を雄略天皇に献上して命乞いをしている。この韓媛と雄略天皇との間に生まれたのが稚足姫皇女で、その後稚足姫皇女は雄略朝の斎皇女となっている。もちろん稚足姫皇女は実在の人物ではないが、葛城氏と豊受大神との関係が、稚足姫皇女の下地となつていてと考えられる。そして葛城氏と蘇我氏は建内宿禰系譜を通じて擬制的同族関係にあつたとされている。

『日本書紀』推古紀三十二年(六二四)十月癸卯朔条に、

大臣遣_レ阿曇連_名。阿倍臣摩侶遣_二臣_一。令_レ奏_二于天皇_一曰。葛城県者。元臣之本居也。故因_二其県_一為_二姓名_一。是以冀之。常得_二其県_一。以欲_レ為_二臣之封県_一。於_レ是。天皇詔曰。今朕則自_二蘇我一出之。大臣亦為_二朕舅_一也。故大臣之言。夜言矣夜不_レ明。日言矣則日不_レ晚。何辞不_レ用。然今当_二朕之世_一。頓失_二是県_一。後君曰。愚痴婦人臨_二天下_一。以頓亡_二其県_一。豈独朕不賢耶。大臣亦不忠。是後葉之悪名。則不_レ聴。

蘇我馬子が「葛城県はもともと自分の本拠地であり、自分の「姓名」もここからきているのであるから、葛城県をほしい。」と推古天皇に対して要求している記事がみえる。葛城県はもともと葛城氏の所領であつたが、葛城円大臣が雄略天皇によって滅ぼされた時に没収され、それが大王家のものとなつた経緯がある。馬子の認識によれば、蘇我氏と葛城氏は同族で、それゆえ葛城県も自分の本拠地であり、自身の姓名もそこからきているということになる。馬子が葛城氏の氏名をかたつていたことは、『聖徳太子伝暦』のなかにも、聖徳太子が建立した葛木寺を「蘇我葛木臣」に賜うとあり、蘇我馬子が「蘇我葛木臣馬子」と称していたことがうかがえるのである。このように蘇我氏は葛城氏と同族と

認識していたことから、葛城氏の祭神豊受大神が祀られている伊勢神宮を重視したと考えられる。

さらに蘇我氏は伊勢神宮の祭神も変化させたと考えられている。このことに関して泉谷康夫氏は、「推古朝の大和朝廷において日神信仰が存在していたことは、「倭王以_レ天為_レ兄、以_レ日為_レ弟」という『隋書』の記載から明らかである。それは天日矛⁽²⁸⁾的日神信仰であり、蘇我氏によって大和朝廷の中心的宗教の地位まで高められてきた。『古事記』にみえる皇女名のうち、景行天皇以前の皇女が日売命と称しているのに対して、応神天皇以降の皇女の殆どが郎女（イラツメ）を称している。これは天皇の厳めしい和風諡号の名前が消えワケの付いた単純な名前に変わってゆくのと一致することから、系図の信憑性は別として、記紀編纂時において応神天皇以降は穀霊信仰が大和朝廷の中心的宗教であると考えられていたことを示している。宣化天皇の皇女以降、郎女に代わって比（日）売命が再び皇女名に見えるようになることから、宣化朝以降、蘇我氏によって天日矛的日神信仰が強調された。」と論じている。⁽²⁹⁾天日矛は新羅の国主の子であり、新羅では五世紀末から六世紀初頭にかけて、太陽神を祭る「神宮」が創建されている。また天日矛的日神信仰は、高句麗の始祖朱蒙の出産伝承に類似している。これらのことから蘇我氏が積極的に大陸の祭祀を取り入れようとしていたことがうかがえる。蘇我氏は雄略朝以降、大王家の守護神であり、かつての葛城氏の守護神を遷宮した伊勢神宮を重視しながらも、朝鮮半島の国家的祭祀も取り入れて、王権守護の権威を強化したと考えられる。伊勢神宮は大王家にとっても、蘇我氏にとっても重要な祭祀場であったといえる。

その後、大化の改新により蘇我本宗家が滅亡させられると、斎皇女の制度は再び途絶する。政権を奪取した中大兄皇子は、政治改革に着手すると同時に宗教改革を行い、天日矛的日神信仰を廃止し、穀霊信仰を復活させた。孝徳朝から天智朝にかけての斎皇女制度の断絶は、大化改新による宗教改革の影響を受けたためと考えられる。大化の改新以前の斎宮は蘇我氏が深くかかわっていたため、中大

兄皇子が宗教改革の象徴として廃止したと考えられる。中大兄皇子が齋皇女の発遣を廃止したことから、七世紀中頃では伊勢神宮が皇祖神と認識されていなかったことがうかがえる。伊勢の神が皇祖神として観念されるようになるのは、天武朝の末頃に、大和朝廷内で穀霊信仰に基づき成立した天孫降臨神話と結びついてからである。そしてその後、持統朝において日神信仰の復活し、伊勢齋王制度として整備され、南北朝期まで存続するようになる。

おわりに

伊勢神宮の創始伝承は七世紀頃の創作であったと考えるが、基になった古い伝承は存在していた。その名残が豊鍬入姫命や倭姫命の名に残されている。伊勢神宮はもともと南伊勢地方の地方神であったが、雄略朝の時期におきた社会的宗教的転換によって大和朝廷からの崇敬を集めるようになった。伊勢神宮の創始は五世紀末の雄略朝の頃で、齋皇女が置かれたのもちようどその頃と考えられる。しかし制度として整備されたのは六世紀の欽明朝の頃である。その背景には蘇我氏が政治の主導権を握り、蘇我氏によって伊勢神宮の権威が強化されたことが考えられる。そのため、大化の改新の後、中大兄皇子が宗教改革の一環として齋皇女の伊勢派遣を廃止したのではないだろうか。以上のことから、伊勢齋王制度は天武朝において初めて置かれたものではなく、旧来の制度を復活・整備したものであったといえる。

註

- (1) 直木孝次郎「天照大神と伊勢神宮の起源」(『日本古代の氏族と天皇』所収、塙書房、一九六四年)。直木孝次郎「伊勢神宮の成立について―天照大神の没落と復活―」(『日本古代の氏族と国家』所収、吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (2) 岡田精司「伊勢神宮の成立と古代王権」(『古代祭祀の史的研究』所収、塙書房、一九九二年)。
- (3) 吉井巖「崇神・垂仁の王朝―人名構成の一要素イリの検討に関連して―」(『万葉』第五二号、一九六四年)。
- (4) 榎村寛之「斎王制度の成立と展開」(『伊勢斎宮の歴史と文化』所収、塙書房、二〇〇九年)。
- (5) 榎村寛之、前掲論文、註(4)。
- (6) 岡田精司、前掲論文、註(2)。
- (7) 榎村寛之、前掲論文、註(4)。
- (8) 直木孝次郎、前掲論文、註(1)。
- (9) 岡田精司、前掲論文、註(2)。
- (10) 『止由氣宮儀式帳』

天照大神。始卷向玉城宮御宇天皇御世。国国处处太宮处求賜時。度会乃宇治乃伊須須乃河上爾大宮供奉。爾時。大長谷天皇御夢爾誨覺賜久。吾高天原坐氏。見志真岐賜志处爾志都真利坐奴。然吾一所耳坐波甚苦。加以大御饌毛安不聞食一坐故爾。丹波国比治乃真奈井爾坐我御饌神。等由氣大神乎。我許欲止誨覺奉支。爾時。天皇驚悟賜氏。則從丹波国一令二行幸一氏。根爾下乃度会乃山田原石宮柱太知立。高天原爾比疑高知氏。宮定齋仕奉始支。是以。御饌殿造奉氏。天照坐皇 大神乃朝乃大御饌乎日別仕奉。

『豊受太神宮禰宜補任次第』

大佐々命 雄略天皇御宇二所大神宮大神主

右命。彦和志理命第二子也。

雄略天皇二十一年丁巳。依ニ皇太神宮託宣^{トクノ}一天。等由氣大神乎。從ニ丹後國與佐郡真井一

利。大佐々命乎為レ使天。奉レ迎ニ伊勢国山田原仁一鎮座。今之豊受大神宮是也。大長谷天皇御夢爾誨覺賜天奉レ迎之。見ニ儀式帳一。

(11) 麻立干は王の古い称号のこと。辰韓諸国の族長に推戴された君主。新羅の王位は一つの家系に固定されておらず、朴・昔・金の諸氏が交互に王位についていた。その後、金氏が王位を独占し、五〇二年に北魏王朝への朝貢を復活させた翌年から、麻立干に変わって王と称するようになる。

(12) 泉谷康夫「伊勢神宮の成立についての覚書」(『記紀神話伝承の研究』所収、吉川弘文館、二〇〇三年)。

(13) 榎村寛之、前掲論文、註(4)。

(14) 『日本書紀』によると、億計王と弘計王の父である市辺押磐皇子は安康天皇の第一皇子で、安康天皇は生前、皇子に皇位を継承させ、後事を託そうとしていた。そのことを恨んでいた大泊瀬皇子(後の雄略天皇)は、安康天皇が眉輪王によつて四五年八月に暗殺されたのちの十月に、市辺押磐皇子を近江国の蚊屋野へ狩猟に誘い出し、殺害する。そして皇子の遺骸を抱えて嘆き悲しんだ帳内の佐伯部売輪も殺害して、皇子とともに穴に埋めてしまった。億計王と弘計王の兄弟は難が及ぶのを恐れ、丹波国を経て播磨国赤石に逃れ、名を隠して縮見屯倉首に仕え

ていた。

(15) 『日本書紀』・『古事記』履中紀が、父を履中天皇、母を葦田宿禰(葛城襲津彦の子)の女の黒媛としているのに対し、『日本書紀』顕宗紀に引く「譜弟」は父を市辺押磐皇子、母を蕘媛としている。

(16) 大山誠一「継体朝成立をめぐる国際関係」(『日本古代の外交と地方行政』所収、吉川弘文館、一九九九年)。

(17) 四七九年、宋朝の順帝は蕭道成に禅譲。蕭道成が齊朝を開き、宋朝が滅亡した。しかしその後、皇帝が自らの皇太子の地位を守るために皇族たちを大量に殺害するなど残虐な行為が目立ち、特に第六代皇帝東昏侯蕭宝卷は、皇族・官僚・民衆を虐殺していき、政治が大きく乱れた。宋族の蕭大きく乱れた。南宋宗室の蕭衍は、兄の蕭懿を東昏侯に殺されたことを大義名分に挙兵し、東昏侯を殺害して和帝(蕭宝卷の同母弟)を第七代皇帝に立てた。やがて蕭衍は和帝から禅譲を受けて、五〇二年に帝位に就き、梁朝を興した。

(18) 大山誠一、前掲論文、註(16)。

(19) 大山誠一「所謂「任那日本府」の成立について」(『日本古代の外交と地方行政』所収、吉川弘文館、一九九九年)。

(20) 榎村寛之、前掲論文、註(4)。

(21) 『日本書紀』継体紀廿五年冬十二月五日条、

或本云。天皇廿年歲次甲寅崩。而此云廿五年歲次辛亥崩一者。取二百濟本記一為レ文。其文云。太歲辛亥三月。師進至于安羅二。宮二乞口城一。是月。高麗弑二其王安一。又聞。日本天皇及太子・皇子俱崩薨。由レ此而言。辛亥之歲。当二廿五年一矣。後勘校者知レ之也。

- (22) 門脇禎二「齋王女から齋王制度へ」(『古代文化』第四三卷第四号、一九九一年)。
- (23) 加藤謙吉『蘇我氏と大和王権』(吉川弘文館、一九八三年)。
加藤氏は「蘇我氏渡来人説」を批判する過程で、稻目以前の人名を以下の理由から後代の創作と断じている。
- ① 韓子は「継体紀」によれば人名ではなく混血児を示す普通名詞として用いられている。もし韓子が本当に木満致の子であるとすれば、那多利・斯布利の名に類する朝鮮風の命名であるはず。
- ② 『日本書紀』によると高麗の字は国名に使われている場合が多く、人名としてはかなり不自然である。しかも「高麗」という国名表記の確立は早くとも六世紀末であるから、蘇我高麗の名は五世紀末から六世紀初頭の実在の渡来系の人物に付された名前とは考え難い。
- ③ かりに韓子の名が「韓十子(接統語)」で韓に本来の意味があるとする佐伯有清氏の説(『貴族文化の発生』岩波講座『日本歴史』2、所収)に従ったとしても、高麗の名と同様、あまりにも具体性を欠いており、後世の所産とみるべき。
- (24) 門脇禎二『飛鳥古京―古代びとの舞台』(吉川弘文館、一九九四年)。
- (25) たなかしげひさ「嗽加(そが)氏百濟人説―上―」(『史迹と美術』第四五卷第二号、一九七五年)。
たなかしげひさ「嗽加(そが)氏百濟人説―下―」(『史迹と美術』第四五卷第三号、一九七五年)。
鈴木靖民「木満致と蘇我氏」(『日本のなかの朝鮮文化』第五一号、一九八一年)。
- (26) 加藤謙吉、前掲論文、註(23)。
- (27) 塚口義信氏は「蘇我氏台頭の背景―蘇我氏は渡来系の豪族か―」(『堺女子短期大学紀要』二十三、一九八八年)中で、満智は百濟人に多い名であり、名的一致だけでは蘇我満智と木苺満

致を同一視する根拠には成り難いこと。韓子は「日本人の男性と朝鮮人の女性との間に生まれた混血児」という意味を含みもった名であるので、韓子の母は朝鮮人、父の満智が日本人と認識されていたと考えられることから、蘇我満智・木劬満致同一人物説には否定的な立場を取っている。しかし古代においては、「韓婦」（『日本書紀』欽明紀二年七月条）との通婚は珍しいことではなく、蘇我稲目も大伴連佐手彦が高句麗から連れ帰った美女媛とその侍女の吾田子を妻としていることから、蘇我氏は日本人と朝鮮人との度重なる婚姻関係のなから形成されたウヂと推測している。

(28) 門脇禎二、前掲論文、註(24)。

(29) 敏達朝の斎皇女は菟道皇女であるが、敏達の娘には「菟道皇女」と呼ばれる皇女が二人存在する。一人は菟道磯津貝皇女で、母は皇后広姫（息長眞手王の娘）。母の広姫は敏達四年（五七五）十一月に薨去している。もう一人は菟道貝蛸皇女で、母は皇后豊御食炊屋姫命（推古天皇）。豊御食炊屋姫命は広姫薨去後の敏達五年（五七六）三月十二日に立后される。

『日本書紀』敏達紀七年（五七八）三月五日条には「以_二菟道皇女_一侍_二伊勢祠_一、即_二奸_二池邊皇子_一、事顯而解」とあるだけで、どちらの皇后所生の皇女であるか明記されていない。しかし菟道貝蛸皇女はのちに東宮厩戸皇子の妃となることから、斎皇女に立てられたのは、広姫所生の菟道磯津貝皇女の方だったと思われる。

(30) 註(10)に同じ。

(31) 塚口義信「日本の古代氏族・葛城氏―その発展と没落」(『堺女子短期大学紀要』第二七号、一九九二年)。

(32) 『古事記』応神天皇段「天之日矛」

また昔、新羅の國主の子ありき。名は天之日矛と謂ひき。この人參渡り來つ。參渡り來つる所以は、新羅國に一つの沼あり。名は阿具沼と謂ひき。この沼の邊に、一賤しき女晝寢しき。ここに日虹の耀きて、その陰上に指ししを、また一賤しき夫、その状を異しと思ひて、恒にその女人の行を伺ひき。故、この女人、その晝寢せし時より妊身みて、赤玉を生みき。ここにその伺へる賤夫、その玉を乞ひ取りて、恒に裏みて腰に著けき。この人田を山谷の間に營りき。故、耕人等の飲食を、一つの牛に負せて山谷の中に入るに、その國主の子、天之日矛に遭遇ひき。ここにその人に問ひて曰ひしく、「何しかも汝は飲食を牛に負せて山谷に入る。汝は必ずこの牛を殺して食ふなむ。」といひて、すなわちその人を捕へて、獄囚に入れむとすれば、その人答へて曰ひしく、「吾牛を殺さむとはあらず。唯田人の食を送るにこそ。」といひき。然れどもなほ赦さざりき。ここにその腰の玉を解きて、その國主の子に幣しつ。故、その賤しき夫を赦して、その玉を將ち來て、床の邊に置けば、すなわち美麗しき嬢子に化りき。仍りて婚ひして嫡妻としき。(下略)

(33) 泉谷康夫、前掲論文、註(12)。

第二章 齋王の仏教忌避思想の形成

はじめに

『続日本紀』天平神護二年（七六六）七月丙子（廿三日）条に、「遣_レ使造_ニ丈六仏像於伊勢大神宮寺_一。」とあり、伊勢大神宮寺に使を派遣し、丈六の仏像が造立された。この記事により、八世紀後半の伊勢神宮では神仏習合が受容されていたことが確認できる。ところが延暦廿二年（八〇四）の奥書がある『皇太神宮儀式帳』「天照坐皇太神宮儀式并神宮院行事」では、天照大神の神勅を受けて、

亦種々乃事忌定給支。人打乎奈津止云。鳴乎鹽垂止云。血乎阿世止云。宍乎多氣止云。佛乎中子止云。經乎志目加彌止云。塔乎阿良々支止云。法師乎髮長止云。優婆塞乎角波須止云。寺乎瓦葺止云。齋食乎片食止云。死乎奈保利物止云。墓乎土村止云。病乎癒止云。

と仏教的語彙に忌詞が定められており、『皇太神宮儀式帳』の成立段階で排仏意識が形成され、この間に大きな変革が生じている。さらに『貞観式』『貞観儀式』では、大祀である大嘗祭においては十月（齋月）に朝廷諸司と五畿内諸国司で仏事が禁止され、中祀・小祀においても、内裏の齋が行われる祭祀については、重軽服人とともに僧尼の参内が規定されている。そして康保四年（九六七）に施行された『延喜式』巻第五「齋宮式」忌詞条で、仏教に対する齋宮忌詞が規定され、齋宮は仏教を厳格に排除している。こうして九世紀以降、神事の場合から仏事が忌避されるようになったのである。『栄花物語』（巻廿六、楚王のゆめ）に、「又たゞにては齋院などにこそ居給はめ。それめでたき事なれど、罪深しという事をいと憂き事におぼしたりかれば、心苦こそあらめ」とあり、齋院になることは「めでたき事」であるが、一方で「罪深い」ことであつた。また『源氏物語』（漣漂の巻）では、

娘の秋好齋宮と共に伊勢より帰ってきた六条御息所は、「罪深き所ほとりに年経つるもいみじうおぼして」尼になった。そして六条御息所は娘の秋好齋宮にも「齋宮におはしまし頃ほひの、御罪かるむべからむ功德の事を必ずさせ給へ」と述べている。これらの記述から、平安時代の貴族たちは、齋宮・齋院は「罪深い」ものであり、その境遇は忌避されるものと認識していたことがうかがえる。^③ところで齋宮・齋院の何が「罪」であるのかというと、『狭衣物語』(四、上)に、「仏の御かたざまを背き給へるのみぞ、後の世のため口惜しき事に侍り」とみえるように、仏教に帰依すること、仏事に関係することができないことが後生の妨げに繋がることが「罪」であった。

一方で齋宮・齋院の忌避のされ方には差がある。例えば、『延喜式』巻第五「齋宮式」忌詞条には、仏教関係の「内七言」「別忌詞」と触穢関係の「外七言」が記載されているが、『延喜式』巻第六「齋院司式」忌詞条には触穢関係の「外七言」のみ記載がされている。さらに大齋院選子内親王は、齋院在任期間中に数多くの釈教歌を詠み、『発心和歌集』を編むなど、仏教信仰を持ち続けていた。このように齋宮の方が厳格に仏教要素を排除しているため、貴族による忌避傾向が強いとされている。^④

そこで本稿では、齋王制度の両輪とされている齋宮・齋院に仏教忌避に関して差が生じたのは何故なのか。奈良期までにおいて神仏習合を受容していた伊勢神宮が、平安期以降に仏教排除へと傾倒した要因は何であるのか。また排仏意識が形成されているにも関わらず、仏事を忌避する齋宮が倦厭されたのは何故か。以上の点に留意して、奈良期から平安期にかけての神事と仏事の関係を考察し、齋王―特に伊勢齋宮―の仏教忌避思想の形成とその後の展開について明らかにしたいと思う。

第一節 伊勢神宮と神仏習合

(一) 天武朝における宗教政策

天武元年(六七二)、壬申の乱で前代の近江王朝を倒し、新王朝の大王となった天武天皇の登場は、日本古代仏教に大きな変化をもたらした。天武天皇は大王家一族の福徳を祈る、旧来の神祇祭祀を継承する立場におらず、新王朝に相応しい、新たな祭祀制度を構築する必要があった。そこで天武天皇が注目したのが、相次いで帰国した入唐留学僧より持ち込まれた隋唐仏教である。仏教の主目的を皇帝の統治する国家の守護に置く隋唐仏教の在り方は、政敵を一掃して専制権力を得た天武天皇に相応しいものであった。以後、国家レベルの仏教が前面に出て来るのである。

同四年(六七五)、僧尼二千四百人を動員した齋会を手始めに、毎年数千人の僧侶を動員しての国家仏教が挙行され、同時に護国法会を行うための基盤整備にも着手する。同二年(六七三)三月、川原寺で一切経書写の事業を起こした。同五年(六七六)に使者を全国に派遣して『金光明経金』と『仁王経』を説かせ、同八年(六七九)には飛鳥京の二十四寺と宮中で『金光明経』を説かせた。同二年十二月十七日、美濃王と紀訶多麻呂を造高市大寺司に任命し、大王の氏寺であった百濟大寺を継承した高市大寺を創建し、同五年に国の「大寺」たる寺格を明示した大官大寺に改称した。また同十四年(六八五)三月廿七日には、諸国の家ごとに仏像・仏典を備えた「仏舎」を作り、仏教祭祀の実施を命令している。このことは天武天皇が仏教普及に腐心していたことを示す事例とみなされる。これまでに畿内を除く地方に寺院は少なかったが、天武・持統朝には全国で氏寺が盛んに造営される。

天武天皇の仏教政策は、僧尼が寺院に籠って天皇や国家のために祈祷することを求めたもので、仏教を国家に従属させようとするものでもあった。同四年に諸寺に与えられていた山林・池を取り上げ、同八年には食封を見直して寺院の収入を国家が決定する。中央統制機関としては、天武十二年(六八

三)に推古朝に設けられた十師により廃止された僧正・僧都を復活して僧綱制を整えた。加えて天武朝では僧尼の威儀・服装をも規制し、すべての寺院と僧侶を国家の統制下に置こうとするころまで国家統制が強まったのである。

一方、天武天皇は大化の改新政権下で廃止されていた伝統的な宗教儀礼を復活させ、再整備に努めた。特に天武天皇が重視したのは、かつて大和朝廷の中心的宗教の場であった伊勢神宮であった。『日本書紀』天武二紀四月己巳条(十四日)には、

欲レ遣ニ侍大來皇女于天照太神宮一。而令レ居ニ泊瀬齋宮一。是先潔レ身。稍近レ神之所也。

大來皇女が天照太神宮(伊勢神宮)を奉斎するための齋宮に選出され、泊瀬齋宮に入ったことがみえる。そして、翌年十月に大來皇女は伊勢神宮に向けて発遣している。齋宮の起源は古く、雄略朝に創始された制度であったが、舒明朝から天智朝までの約五十年間途絶していた。元来、伊勢神宮は大王家の皇祖神とは無関係であったが、天武朝において皇祖神天照大神と関連づけられるようになったと考えられている。それゆえか、大來皇女は「天照太神宮に遣侍さむ」とあり、これまでの齋宮が奉仕していた「伊勢大神」とは明確に区別されている。つまり大來皇女は「皇室の祖靈Ⅱ天照大神を祀る社」に奉祭するという新たな役割を付与され、再興された齋宮なのである。天武天皇は中国の皇帝祭祀である宗廟を意識していたと考えられている。伊勢神宮の祭神を天照大神とすることで、中国を意識した天皇祭祀を構築し、自身の王権の強化を務めようとしたのではないだろうか。同四年二月三日に十市皇女・阿閉皇女が、朱鳥元年(六八八)四月廿七日には多紀皇女・山背姫王・石川夫人らが伊勢神宮に発遣されている。これらのことは、天武天皇にとって伊勢神宮が如何に特別な神社であったかを端的に示している。

また天武天皇は諸神を対象とした儀礼の整備にも着手していく。同三年三月、銀が初めて産出した

ことを受けて、諸臣に加階すると共に、諸神祇にその銀を奉納^⑤。同年十月に、忍壁皇子を石上神宮に派遣して、神宝を膏油で磨いて諸家に返還させている^⑥。同年四月十日、竜田の風神を祀るために美濃王・佐伯連広足を、広瀬の大忌神を祀るために間人大蓋・大山中曾祢連韓犬を遣わした^⑦。さらに同五年夏には日照りに使を遣わして奉幣を捧げ^⑧、同年十月には相嘗祭の創始に伴い、新嘗の相伴に与らせることで至近の神々を組織化^⑨。そして翌年に、神税の処分について神々に命令を下せるようにする^⑩。こうして各地の神や氏族の神が皇祖神天照大神の配下に組み込まれ、天皇権力の強化に利用された。それぞれの地方で祀られていた神社は保護と引き換えに国家の管理に服した。

興味深いことに、一連の宗教統制は仏事と神事を並行して行われている。天武天皇は中国を規範にした国家体制の構築を目標として、唐仏教や祭祀儀礼などを取り入れていた。当時の唐王朝は、帝室が老子の末裔だとされており、「道先仏後」の宗教政策を行っていた。当然、天武天皇も意識していたと考えられるが、古代日本では道教の普及が進んでおらず、唐の政策をそのまま導入することが難しかった。そこで日本古来のアニミズム的な神信仰に注目し、神祇として整備することで天皇権力の強化に利用したのではないだろうか。それゆえに、国家による仏事と神事の統制が同時に行われたと考えられる。

(二) 神仏習合思想の流入と大神宮寺の創建

八世紀前半になると、諸国の神社に神宮寺が突如として創建されるようになる。この神宮寺の建立は神仏習合現象のもっとも早い例とされている。吉田一彦氏^⑪によれば、神仏習合思想は、八世紀前期に中国の仏教思想から輸入されという。「神道」の語はもともと中国的な神信仰を表現する語で、道慈による書紀の記述以後、日本語として定着した。「神身離脱」を示す史料でみられる「神道」は「神

という業障多き境遇」の意であり、このような用例が中国史料にみえる。「神身離脱」「護法善神」の用例が中国史料である『高僧伝』『続高僧伝』などに豊富にみえることから、日本の神仏習合の思想・表現は、中国仏教で説かれていた思想・用語・概念が取り入れられたものである。その受容の時期は八〜九世紀初頭であり、道慈が萌芽となり、その後、複数の入唐僧によって波状的に導入された。受容形態としては、まず中央で受容されて地方に展開していき、その過程において神宮寺が建立され、神前読経が実施されるようになった、と述べている。中国から流入した神仏習合思想に基づき、神社の境内や近隣に寺院が建てられていったのであろう。

それでは皇室の祖廟である伊勢神宮は仏教に対してどのような態度を取っていたのであろうか。天武天皇二年（六七三）、大来皇女が斎宮として卜定されて以来、斎王制度が確立した。そして『続日本紀』大宝元年（七〇一）八月条に「齋宮司准_レ寮」とあることから、大宝元年以前に齋宮司が存在していたと考えられる。それにもかかわらず『飛鳥浄御原令』や『大宝律令』の神祇官の項には、齋宮及び斎宮司に関する規定が何も記されていない。このことから、天武朝で斎宮が置かれたが、齋宮司は朝廷の正式な官司ではなかったと推測できる。つまり天武朝においては、伊勢神宮は天皇家の皇祖神（_二氏神_一）を祀る私的な社であり、国家神を祀る公的な社ではなかった。ところが『類聚三代格』卷四に、

一 廢ニ置諸司一事、

勅

齋宮寮

頭一人。從五位官。助一人。正六位官。大允一人。少允一人。從七位官。

大屬一人。少屬一人。已上從八位官。

(中略)

神龜五年七月廿一日

神龜五年(七二八)七月廿一日の格をもって、齋宮司から齋宮寮へ正式に昇格したと考えられる。その後、『続日本紀』天平二年(七三〇)七月十一日条にみえる詔にて、

詔曰。供ニ、給齋宮ニ年料。自今以後。皆用ニ官物一。不レ得ニ依レ舊充ニ、用神戸庸調等物一。其大神宮禰宜二人准ニ位ニ階。内人六人一階一。莫レ問ニ年之長幼一。

今まで神宮所属の神戸より徴収する調庸で賄っていた齋宮の経費が、官物で支弁することが定められている。これは伊勢神宮が皇室の氏神という私的な地位から、国家神という公の地位へ大きく地位が上昇したことを示している。さらに、『続日本紀』天宝宝字二年(七五八)八月朔日条にみえる淳仁天皇の即位宣命では初めて伊勢神宮のことに言い及び、「百官職事已上及大神宮^乎始^氏、諸社禰宜祝^爾大御物賜^夫、一と、伊勢神宮の禰宜及び祝に賜物したとある。この時に初めて、伊勢神宮は天皇即位という国家的行事に公式に参加したのである。その後同月十九日に、皇太子大炊王(淳仁天皇)の即位を伊勢神宮に報告するための遣使を發遣した。この記事は天皇即位遣使の初見である。すなわち伊勢神宮は淳仁朝以降に、天皇の即位との関連が密接になり、国家神としての性格が一層付与されたといえる。このように天平年間(七二九〜七四九)以後に、伊勢神宮は天皇家の皇祖神^皇氏神を祀る社から皇祖神^皇国家神を祀る社に地位が上昇したのである。こうして伊勢神宮は八世紀中頃までに確固たる地位を確立していく。一方で、この時期は国家仏教の隆盛期でもあった。

それでは伊勢神宮は仏教をどのように扱っていたのであろうか。そのことを知る上で、興味深い記事が『太神宮諸雜事記』巻第一に残されている。

天平十四年辛巳。十一月三日。右大臣朝臣橘諸兄卿参ニ、入於伊勢大神宮一。其故^波天皇御願寺可

レ被ニ建立一之由。依ニ宣旨一所レ被ニ祈申一也。而勅使參之儀。以三十一月十一日夜中一令ニ示現一給布。天皇之御前仁玉女坐。即放ニ金色光一天宣。本朝和神国也。可下奉レ欽ニ、仰神明一給上也。而日輪者大日如来也。本地者盧舍那仏也。衆生者悟レ之。当レ帰ニ、依仏法一也。御夢覺之後。御道心弥發給天。件御願寺事於始企給倍利。

『太神宮諸雜事記』によれば、天平十四年（七四二）十一月三日（三十一日）に右大臣橘諸兄が聖武天皇の御願寺（のちの東大寺）建立の成就祈願のため、伊勢神宮に参入した。その後、同月十一日の夜、天皇に対して、「本朝は神国なれば、神明を歓迎し奉るべきなり。しかるに日輪は大日如来にして本地は盧舍那仏なり。衆生これを悟らば、まさに仏法に帰依するべきなり。」と、大神の御示現があった。やがて天皇は、夢より醒めていよいよ御道心を深められ、かの御願寺の建立に着手したのである。もちろん諸雜事記は九世紀以降に編纂された編年書であるため、一概にこの記述を信じるわけにはいかない。しかし『続日本紀』天平十二年十一月丙戌条にも、「遣ニ少納言從五位下大井王。并中臣忌部等一奉ニ幣帛於大神宮一。車駕停ニ、御閑宮一十箇日。」とあり、聖武天皇による伊勢神宮の行幸参拝が実際に行われた可能性は極めて高い。天照大神と盧舍那仏が結び付き、東大寺建立の契機となったのである。

このように伊勢神宮側は仏教との習合、協調する動きをみせていた。天平神護二年（七六六）には、朝廷より使が遣わされ、丈六仏像を伊勢大神宮寺に造立させている。神宮寺及び仏像が造られるほど、伊勢神宮では神仏習合が進んでいたのである。大神宮寺の初見は、『続日本紀』文武天皇二年（六九八）十二月乙卯条（廿九日）に、「遷ニ多氣大神宮寺于度会郡一。」とみえるのだが、古写本に「寺」の文字がないため、現在では否定されている。そこで注目されるのが『太神宮諸雜事記』の以下の記事である。神護景雲元年十月三日。逢鹿瀬寺。永可レ為ニ太神宮寺一之由。被レ下ニ宣旨一即畢。同年十二月。

月次祭使差ニ、副別勅使一。以ニ逢鹿寺一永可レ爲ニ太神宮寺一之由。被レ祈ニ、申皇太神宮一畢。宣命
状具也。

神護景雲元年に朝廷から伊勢国逢鹿瀬寺をもつて永く太神宮寺とすべき宣旨が下されたと記している。このことから天平神護二年七月に逢鹿瀬寺へ丈六像造頭（註）の勅が下り、翌年十月に完成したので、正式に逢鹿瀬寺を太神宮寺に定めたと考えられる。つまり大神宮寺は称徳天皇の治世下において創建されたのである。

天平宝字八年（七六四）、藤原仲麻呂を誅して称徳天皇が重祚すると、道鏡を太政大臣禪師に任じて重用した。道鏡は翌天平神護元年閏十月、太政大臣禪師として百官の拝賀を受け、翌二年十月には海龍王寺で仏舍利が出現したとして法王の位に登っている。以後称徳天皇が崩御するまでの六年間、道鏡が政権を掌握した。まさに大神宮寺の創建は、道鏡政権の全盛期に行われたのである。こうして大神宮寺が創建されたのであるが、それに引き続き不思議な事象が伊勢神宮で起きている。

『続日本紀』天平神護三年（七六七）八月癸巳（十六日）日条の改元の宣命によれば、巽（東南）の方角にある伊勢神宮の上で七色の雲が現れことを伊勢国守従五位下阿倍朝臣東人等が奏上し、「神護景雲」と改元されたとある。この瑞祥は仏教のみならず天地の神も出現されたとされ、神宮禰宜以下に加階を行われた。その改元の宣命の中に、瑞祥を「伊勢大神の慈び示し給へるもの」として称えるところにも、「三宝も諸天も天智の神たちも、共に示現し賜へる奇しく貫き大瑞の雲」と考え、道鏡を中心とする朝廷側が三宝・諸天などの仏教的効徳と神宮の神徳を結びつけたのである。宣命には「大神宮の禰宜・大物忌・内人等には二級を叙ひふ。但し御巫以下の人には一級を叙ふ。」とあり、この爵位授与は一般と較べて厚遇であった。翌年四月、神宮禰宜に季禄を賜い、再び優遇措置を行っている。

また『太神宮諸雜記』にも、

天平神護三年丁未。七月七日。自_レ午時_一迄_二于未_一。五色曇立_天。天照坐皇太神宮_乃鎮坐須。即宇治五十鈴河上_乃宇治山之峯頂_{仁懸}連利。即禰宜内人等注_二具状_一申_二於宮司_一。即宮司水通錄_二子細_一。言_二上神祇官_一。隨即官奏。仍神祇官陰陽寮等勘申云。奉_二爲公家_一。又爲_二天下一_一甚最嘉之瑞相也者。即依_二彼嘉瑞之雲_一可_レ被_二改元_一之由被_レ下_二宣旨_一。以_二同年八月廿日_一改_二神護景雲元年_一。丁未。件嘉雲之由被_レ祈_二申於_二所太神宮_一。勅使中納言從三位藤原卿。令_レ奉_二宮種々神寶等_一給_{具不}記。又禰宜等叙_二正五位下_一畢。

と、天平神護三年の瑞祥出現が詳しくみえる。宣命では瑞祥を伊勢国司が奏上したと述べていることから、宮司水通の言上は別のものであったらしい。いずれにしても、神宮側が瑞祥出現を積極的に主張したといえよう。伊勢神宮の神官は、神宮祭主や宮司は朝廷より派遣されていたが、禰宜以下の神官たちは伊勢神宮が皇祖神を祀る祖廟とされる以前から伊勢神に奉斎してきた在地の名門氏族より選任されている。天平年間以降、伊勢神宮は皇祖神_二国家神_一を祀る社に格上げされたため、他の神社と較べて中央の神祇官の統制が厳しかった。しかし禰宜以下の神官たちのあいだでは彼ら本来の信仰から仏教と結び、機会をみて中央と別途交渉を持つとと画策したのである。そこで伊勢神宮側の禰宜以下の神官たちが道鏡の権勢に阿諛し、道鏡の奨励によって逢鹿瀬寺が建立される。その後、丈六仏像が造立されたことで、逢鹿瀬寺が正式に伊勢大神宮寺と決定されたのである。伊勢神宮では仏像が造られることが許容されるほど、神仏習合が推進していたのである。そして称徳天皇の治世を称える瑞祥が出現したことを伊勢神宮の禰宜以下の神官が奏上し、朝廷より破格の厚遇を受けたと考えられる。

このように、八世紀中頃の伊勢神宮では在地勢力が中心となり、道鏡の仏教政策に追従していた。そのため伊勢神宮は後世でみられるような厳格な仏教排除を行っておらず、むしろ仏教に習合、協調

する態度を取っていたのである。それではこの時期の齋宮と仏教の関係はどのようなものであったのであろうか。

奈良時代を通じて齋宮に関する諸規定はまだ制定されておらず、当然ながら仏教忌避についても規定は定められていない。その上、齋宮の潔齋の実態を記した具体的な記録が残されていないため、八世紀の齋宮と仏教との関係は不明である。しかし齋宮が奉仕する伊勢神宮そのものが道鏡の仏教政治に迎合していることなどから考えても、厳格な仏教忌避の思想はまだ形成されていなかったといえよう。齋宮の仏教排除は、平安期以降にみられる現象なのである。

第二節 仏教忌避思想の形成

(一) 神仏隔離の現象

前述のとおり、八世紀中頃の称徳朝では、伊勢神宮は仏教を受容し、仏教との習合・協調路線を歩んでいた。ところが光仁朝以降状況が一変し、伊勢神宮側は仏教排除の態度を取るようになる。そして平安時代に入ると、神仏習合が広く定着する一方で、神事において仏法を忌み避けるという矛盾した現象がみられる。そこで本節では、神仏隔離の形成とその要因に関して論証したいと思う。

称徳天皇の崩御を受けて即位した光仁天皇の代になると、伊勢神宮を中心として仏教排除の動向が確認されるようになる。『続日本紀』宝龜三年（七七二）条に、八月甲寅（六日）条に、

是日異常風雨。拔レ樹發レ屋。トレ之。伊勢月讀神爲レ祟。於レ是毎年九月。准ニ荒祭神一奉馬。又荒御玉命。伊佐奈伎命。伊佐奈禰命。入ニ於官社一。又徒ニ度會神宮寺於飯高郡度瀬山房一。

宝龜三年八月六日に暴風雨が降り、これを卜ったところ、「伊勢の月読神のたたり」と判明した。そこで毎年九月、荒祭神に準じて馬を奉獻し、度會郡の神宮寺を神郡外の飯高郡の渡瀬山房に移設した。

この伊勢の月読神とは伊勢神宮の別宮月読宮のことである。すなわち神宮寺は伊勢神宮の崇りによって神郡外に出されたのである。しかし伊勢神宮の崇りはそれでも収まらず、『続日本紀』同十一年二月朔日条に、

神祇官言。伊勢大神宮寺。先爲_レ有_レ崇。遷_ニ建他處_一。而今近_ニ神郡_一。其崇未_レ止。除_ニ飯高郡_一之外。移_ニ造便地_一者。許_レ之。

神祇官が「伊勢大神宮寺、先に崇りがあるがため、他しき処に遷し建つ。しかるに今、神郡（度会郡）に近く、その崇りいまだやまず。飯野郡を除く外の、便ある地に移し造らむ」ことを提案し、これを許可されたと記されている。こうして大神宮寺は飯高郡のさらに外に出され、やがて廃絶する。その後、延暦廿三年（八〇四）録上の『皇太神宮儀式帳』「天照坐皇太神宮儀式并神宮院行事」に、

亦種々乃事忌定給支。人打乎奈津止云。鳴乎鹽垂止云。血乎阿世止云。穴乎多氣止云。佛乎中子止云。經乎志目加彌止云。塔乎阿良々支止云。法師乎髮長止云。優婆塞乎角波須止云。寺乎瓦葺止云。齋食乎片食止云。死乎奈保利物止云。墓乎土村止云。病乎癒止云。

天照大神の神勅を受けて仏教的語彙に忌詞が規定されたことがみえ、伊勢神宮から仏教が排除された。これ以後、伊勢神宮は神仏隔離の態度を取り、再び神宮寺が建立されることはなかった。ではなぜ伊勢神宮は仏教を倦厭するようになったのであろうか。そこで称徳朝から光仁朝にかけての政局と伊勢神宮側の動向について考察したいと思う。

神護景雲四年（七七〇）八月四日の称徳天皇崩御により道鏡の権勢が失墜し、同月廿一日に下野国薬師寺別へと左遷させられる。この道鏡の失脚が、伊勢神宮と仏教の関係に変化をもたらすことになる。『二所太神宮例文』『大官司次第』に、

菅生朝臣水通

天平神護二年二月十七日任。在任五年。今年十二月神館焼失畢。

とあり、大神宮寺に丈六仏像が造立される直前の天平神護二年（七六六）二月十七日に、菅生朝臣水通が宮司に任じられている。そして在任五年とあるので宝龜元年（七七〇）には任を解かれたと考えられる。また、次の宮司が同じ例文に、

第十七 此宮司以後不任他姓

中臣比登

祭主廣見七男也。寶龜元年十二月任。在任四年。同三年正月司家司官炎上畢。

と、宝龜元年十二月に任官されているので、水通はそれ以前に職を退いている。すなわち水通は道鏡が失権した年の暮れ近くに職を解かれたのである。おそらく水通は道鏡に迎合した禰宜以下の神官の監督不行届きの責任を問われ、道鏡失脚後に解任されたのであろう。水通更迭後に中臣朝臣比登が宮司に補任された。中臣氏は古くから忌部氏とともに神事・祭祀を掌握してきた豪族で、比登は神宮祭主広見の七男であり、宝龜二年（七七一）に右大臣となった大中臣清麻呂の甥にあたる。伊勢神宮の宮司の任官はこの比登以後は他氏を交えずと伝えられている。このことから、大中臣清麻呂と中臣比登とが伊勢神宮の再建に務め、神職団の粛清と祭祀組織の再編整備を行い、神宮から仏教色を排除して、神仏習合を否定したと考えられる。

神仏習合が神を穢すものと考ええる古来の觀念が根強く存在していたことは、称徳天皇が天平神護元年（七六五）十一月廿三日の大嘗祭の日に下した宣命の中にみえる。称徳天皇は「神たちをば三宝より離けて、触れぬ物ぞとも人の念ひてあり。然れども経を見まつれば、仏の御法を護りまつり尊みまつるは諸の神たちにいましけり」と弁明しており、神仏習合思想は必ずしも一般に理解されていたわけではなかった。特に中臣氏のような神祇を掌る氏族にとっては、受け入れ難いものであったに違いない。それゆえ国家神天照大神を祀る伊勢神宮から仏教を取り除いたのであろう。

このように称徳朝における道鏡の仏教優先政策への反動から、まず神宮寺が神郡外の飯高郡に出され、『皇太神宮儀式帳』で仏教的語彙に忌詞が定められ、伊勢神宮から仏教が排除されたのである。

その後『年中行事秘抄』巻末の「可レ相下定大中小祀。其致齋・散齋間。并忌ニ仏寺・故者一事之限上事」に、

貞観神祇式云。凡六月十二月月次・十一月新嘗等祭。前後散齋間。僧尼及重服奪レ情従レ公之輩。

不レ得レ參ニ、入内裏一。雖ニ輕服人一。致齋并散齋之日。不レ得ニ參入一。

とあり、神祇式の仏教忌避規定が『貞観式』段階で成立したことがわかる。そしてこれが『延喜式』（卷三、臨時祭）の、

凡祈年・賀茂・月次・神嘗・新嘗等祭前後散齋之日。僧尼及重服奪レ情従レ公之輩。不レ得レ參ニ入内裏一。雖ニ輕服人一。致齋并散齋之日。不レ得ニ參入一。自余諸祭齋日。皆同ニ比例一。

という条文になった。三橋正氏(註)によれば、この条文は貞観十三年（八七一）の定式で作られたという。

『日本三代実録』貞観十年四月壬申条(八日)では、「灌ニ佛於仁壽殿一。平野祭如レ常」灌仏会と平野祭が同日に行われていたが、貞観十三年四月甲申条(八日)では、「停ニ平野・梅宮祭一。以レ有レ穢也。灌ニ佛於内殿一如レ常」穢があつたため、祭を停止し、灌仏会のみ行っている。さらに貞観十六年四月丙申条(八日)にも、「是日。内殿依レ例應ニ灌佛一。而祠ニ平野神一。仍從ニ停廢ニ焉。」とみえ、貞観十三年以降、祭と灌仏会を同日に行うことがなくなった。これ以降、神事優先の原則が確定し、神事と仏事が同日に举行されることはなくなった。神事と仏事の秩序が完成し、神事における純粹性が保持され、宮中における神仏習合儀礼の展開もなくなるのである。(註)

貞観式における仏教忌避規定は「穢規定」の中に包括されている。しかし古代国家の基本法典である令で、「穢」について言及しているのは、養老二年（七一八）以降に成立した『養老令』『神祇令』

の「散齋」条と「供祭祀」条の「穢悪の事」である。『養老令』の条文のほとんどは、大宝元年（七〇一）の『大宝令』で成立したとされており、『大宝令』にも同様の規定があったと考えられる。この「散齋」条と「供祭祀」条のうち、祭祀を執行するために必要な潔齋について定めたのは「散齋」条である。潔齋（齋）を「致齋」と「散齋」に区分し、「致齋」を祭祀に集中すること。その前後を「散齋」期間と設定している。それでは「致齋」期間における対処であるが、役所の仕事は通常通りに行い、死者の弔い・病気見舞い・食肉・死刑判決・罪人の刑執行・音楽と共に「穢悪の事」に関わることを散齋中の禁止事項にあげられている。「穢悪の事」は中国から移入された用語で、唐の「祠令」の「致齋」に関する規定の条文に基づいている。記紀神話にみえる「穢」は普遍化された穢観念や穢規定を提示していないため、「穢悪の事」は日本古来の神観念や潔齋規定に由来しない。つまり『大宝律令』は、中国に倣った祭祀制度が形成され、中国的な潔齋規定を取り入れたのである。しかし「穢悪」の明確な定義は平安時代初頭までされていない。「穢悪」について一定の見解が定められたのは、律令の施行細則である式が制定されてからである。

『弘仁式』は全巻が散逸しているため不明な部分が多いが、『西宮記』『臨時定穢事』の中に逸文が残されているため、触穢に関してはうかがい知ることができる。『西宮記』『臨時定穢事』には、或記云。弘仁式云。触穢忌事忌者。人死限卅日。産七日。

「穢悪の事」に触れた場合、人の死は三十日、人の出産は七日、六畜の死は五日、六畜の出産は三日、食肉・弔問・病気見舞いは三日と、忌の日数が規定されている。その後、『弘仁式』の改訂増補部分だけを集めた『貞観式』が編まれ、『弘仁式』『貞観式』をそのまま継承して『延喜式』が編纂された。『延喜式』巻第三、「臨時祭」穢忌条には、

凡觸ニ穢惡事一應レ忌者。人死限ニ卅日^一。自ニ葬日^一。産七日。六畜死五日。産三日。其喫^一。

自ニ葬日
一始計。

鶏非ニ忌
限一。

三日。此官尋常忌^レ之。但當
祭時^一。餘司皆忌。

人の死は三十日（葬日より数える）、人の出産は七日、六畜の死は五日、六畜の出産は三日（鶏は忌に含まず）、食肉は三日（神祇官は忌、供奉諸司は忌まず、但し祭時は余司も皆忌）と定められ、『弘仁式』では穢悪とされていた弔問・病氣見舞いは削除されている。また弔喪条では、

凡弔^レ喪。問^レ病。及到^ニ山作所^一。遭^ニ三七日法事^一者。雖^ニ身不^レ穢。而當日不^レ可^レ參^ニ入内裏^一。

「喪を弔う」「病を問う」「墓所に到る」「三七日の法事に遭う」場合は、当日の内裏への参入のみ禁止され、「その身は穢ではない」としている。これらのことから、『貞観式』段階で「穢悪の事」ではなく「穢」の観念が成立したと考えられる。

ところで「穢」観念は如何にして成立したのであろうか。当初、「穢悪」の対象は陵墓であった。承和八年（八四一）十月廿九日、仁明天皇の病の原因を卜占したところ、柏原御陵に対する樹木伐採と犯穢による祟りとの結果が出ている。しかし承和十一年（八四四）十一月四日の太政官符では、賀茂下社の禰宜賀茂県主広友ら、鴨川の河原で動物の屍を洗うことにより、それが神社に触れ、「汚穢の祟」が「御卜」に出ていると言上している。そして貞観四年（八六二）十一月廿四日には、神祇官の卜占で、「触穢の人」が「神事」に奉仕した結果、神の「祟」が起き、大祓を行っている。

このように初めは陵墓に対する畏怖の念より穢意識が培われていたが、時間の経過とともに神祇の方でより強調されていった。やがて「穢悪」は「祟をなす神」という神観念と結びつき「穢となり、「神が嫌悪するもの」⁽⁸⁾「穢」と設定されたのである。

それでは「穢」⁽⁸⁾「神が嫌悪するもの」という概念の成立が、なぜ神事からの仏教的要素の排除へとつながるのか。このことに関して、三橋正氏は『貞観式』の仏教忌避規定が所謂「穢規定」の中に

包括されていることに注目し、神事前後に必要とされる「齋」において「死」を「穢」として忌む意識の発展と合わせて考察し、以下のように論述している。宮中仏事の中には盂蘭盆会や国忌などの死者追善儀礼があり、また仏名会を始めた淳和上皇以降、臨終出家の風習が定着し、同時代には浄土思想が流入して仏教が死のイメージと密接に結びつくようになったと考えられる。ここに、葬儀からまったく分離された「神祇」の再編がなされ、「穢」と同一次元で仏教が捉えられ、それを忌避する規定が盛り込まれた。また神事の場合から仏教を排除するのは、「齋」という祭の前後の特別な時間のみである。そして仏教忌避は宮中の祭に限られておらず、貴族の個人的信仰のレベルでも祭前後の「齋」が遵守され、僧侶・仏事が排除されたのである。

興味深いことに、仏教隔離は天皇祭祀を中心とする領域に適用されている。祭祀以外の時間、伊勢神宮・斎宮や内裏以外の場合は、原則的に神仏の接触・融合は許容されていた。神事の場合から仏教を排除するのは、「齋」という祭の前後の特別な時間のみであった。ところが隔離の領域は、時代とともに拡大の傾向していく。十世紀以降、神仏隔離が適用される祭祀の行事（上卿・弁・史）や祭使・舞人・陪従に任じられた貴族・官人も一定期間仏法を忌む慣習が生じたのである。自宅に神事簡を立てて僧尼の参入を禁じ、仏教や同居の僧尼を別棟に移し、日課の念誦を止め、寺詣をせず、法会に参会せず、仏教を遠ざける齋戒生活に服するのである。さらに、公事ではない私的な氏神祭の奉幣でも仏教を忌避するようになった。こうして天皇や内裏の領域に限られず、朝廷貴族社会全体の制度慣習として定着していった。

以上のように、奈良後期から平安期にかけて神仏隔離が段階的に形成されていった。第一段階として、八世紀後半の称徳朝における仏教優先政策の反動によって、伊勢神宮を中心に神仏習合に対する抵抗が起きた。そして道鏡失脚後に神宮宮司となった中臣比登と叔父の左大臣大中臣清麻呂が、伊勢

神宮の神職団肅清と祭祀組織の再編整備を行い、伊勢神宮の仏教色が取り除かれていく。まず神宮寺が神郡外の飯高郡に出され、廃絶した。その後、延暦廿三年（八〇四）録上の『皇太神宮儀式帳』「天照坐皇太神宮儀式并神宮院行事」に、天照大神の神勅を受けて仏教的語彙に忌詞が規定され、伊勢神宮から仏教が排除されたのである。

第二段階としては、まず浄土思想が流入し臨終出家が定着すると、仏教が死のイメージと密接に結びつき、「穢」と同一次元で仏教が捉えられるようになり、『貞観式』穢規定の中で、仏教忌避が盛り込まれた。さらに平安仏教の隆盛に伴う宮中仏事の増加が隔離意識を刺激し、神事優先の原則が確立したのである。

（二）齋王の仏教忌避思想

弘仁元年（八一〇）の薬子の乱を契機に、嵯峨天皇が賀茂社に戦勝祈願のため、齋宮に倣って娘の有智子内親王を賀茂社に奉仕させたことから賀茂齋王制度が始まった。以後、齋宮は唯一の齋王制度ではなくなる。そしてそれ以後、齋宮と齋院は齋王制度の両輪として機能するようになる。しかし齋宮と齋院とでは仏教に対する態度に明確な違いがあった。平安中期頃に穢観念が成立し、やがて「穢」と同一次元で仏教が捉えられるようになると、齋宮でもその影響を多大に受けた。齋宮が仏教を厳格に忌避していたことは、『延喜式』巻第五、「齋宮式」忌詞条に、

凡忌詞。内七言。佛稱ニ中子一。經稱ニ染紙一。塔稱ニ阿良良岐一。寺稱ニ瓦葺一。僧稱ニ髮長一。尼稱ニ女髮長一。齋稱ニ片膳一。外七言。死稱ニ奈保留一。病稱ニ夜須美一。哭稱ニ塩垂一。血稱ニ阿世一。打稱レ撫。宍稱レ菌。墓稱レ壤。又別忌詞。堂稱ニ香燃一。優婆塞稱ニ角筈一。

仏教関係の「内七言」「別忌詞」と穢関係の「外七言」が規定されていることから明らかである。

一方の齋院は、『延喜式』卷第六「齋院司式」忌詞条に、

凡忌詞。死称レ直。病称レ息。泣称ニ塩垂一。血称レ汗。完称レ菌。打称レ撫。墓称レ壤。

触穢関係の「外七言」のみが記載され、仏教忌避に関しては明確に規定していなかった。ただし崇徳朝の齋院禊子内親王の疾病による退下が、尼である齋院女別当が、齋院と共に出入りしていたことに對する崇りであり、仏を忌む齋院内で、忌避されるべき尼が神殿に出入りしていたことが言語道断と批判されている。院政期の貴族たちの間では、齋院も齋宮同様に仏教を排除して潔齋するべき存在と認識したようである。これは後朱雀朝以降、神仏隔離の範圍が拡大したことが影響を及ぼしたものと考えられる。しかし尼が齋院女別当を務め、齋院と共に神殿に出入りしていたように、実態としては仏教を排除することはできなかった。

齋宮・齋院は共に卜定より三年間の潔齋期間を経て、伊勢齋宮および紫野齋院に参入しているが、その潔齋期間にも差が生じている。『延喜式』卷第五、「齋宮式」祓禊条には、

凡齋内親王定畢。即卜ニ宮城内便所一。爲ニ初齋院一。祓禊而入。至ニ于明年七月一。齋ニ於此院一。更卜ニ城外淨野一。造ニ野宮一畢。八月上旬。卜ニ、定吉日一。臨レ河祓禊。即入ニ野宮一。自ニ遷入日一。至ニ于明年八月一。齋ニ於此宮一。九月上旬。卜ニ、定吉日一。臨レ河祓禊。参ニ、入於伊勢齋宮一。

齋宮の潔齋が初齋院から野宮、伊勢齋宮の三段階を経ているのに対し、齋院の潔齋は『延喜式』卷第六、「齋院司式」初齋院条と三年齋条に、

凡定ニ齋王一畢。即卜ニ宮城内便所一。爲ニ初齋院一。即先臨ニ川頭一。祓潔乃入。

凡齋王於ニ初齋院一三年齋。畢其年四月始將レ参ニ神社一。先扱ニ吉日一。臨レ流祓禊。供神料同ニ初

度禊^一。其儀齋王乘^レ輿。

初齋院で三年間潔齋したのちに、紫野齋院に参入している。このように『延喜式』は、齋宮が齋院より一段階多い齋戒を規定している。すなわち齋宮の方が齋院よりも厳重な潔齋が要求されているのである。それではなぜ、齋宮・齋院の潔齋にこのような差異が生じたのであろうか。

そもそも伊勢神宮と賀茂社とは仏教に対する態度が違っている。前述のとおり、伊勢神宮では八世紀後半に、神宮寺が排除され、以後仏教を倦厭している。一方の賀茂社は、『続日本後紀』天長十年（八三三）十二月朔日条に、

道場一处在^二山城国愛宕郡賀茂社以東一許里^一。本号^二岡本堂^一。是神戸百姓奉^二、為賀茂大神^一所^二建立^一也。天長年中檢非違使尽從^二毀廢^一。至^レ是。勅曰。仏力神威。相須尚矣。今尋^二本意^一。

事縁^二神分^一。宜^三彼堂宇特聽^二改建^一。

とみえ、天長年間（八二四〜八三四）には賀茂神宮寺が創建されていたらしい。そして『百練抄』永久四年（一一一六）条六月廿日条に「公家供^二、養賀茂上社多寶塔^一。今上懷孕之時御願也。但馬守家保造^二立^一之。」^{造^二立^一之。}とある。

と、康治二年（一一四三）三月十六日条には「賀茂神宮寺供養。先年炎上之後。所^二造立^一也。」とあり、院政期まで神宮寺が存続していたことが確認できる。伊勢大神宮寺廃絶後も各地の神社では神宮寺が建立されており、伊勢神宮以外の神社では神仏の接触・融合は許容されていたのである。これらの神社の性質の違いが、齋宮と齋院の仏教に対する態度にも影響を及ぼしたと思われる。伊勢神宮が仏教を忌避しているため、それに奉仕する齋宮も仏教との接触を厳しく禁じられたのであろう。

ところで齋宮の仏教忌避規定は、貞観十三年（八七一）十月廿二日施行の『貞観式』で制定されたと考えられるが、それ以前には仏教忌避の明確な規定は存在しない。つまり齋宮潔齋の厳格化は、齋院が創始された以降に起きたのである。

創始当初の齋院は嵯峨天皇の即位とは無関係で、初代齋院有智子内親王は嵯峨天皇の譲位後も退下せず、次代の淳和天皇の齋院も務めていた。ところが天長十年（八三三）三月廿六日に仁明天皇の齋宮に久子内親王、齋院に高子内親王を同日卜定して以降、天皇の代替わりごとに齋宮・齋院が同日に卜定されるようになった。齋宮と齋院という二人の齋王が併存されることにより、相互に影響を受け、両者が同質化していく。そして都の至近距離に設けられた齋院は世俗と完全に遮断された聖域ではなかった。齋宮はより厳しい齋戒によって森厳な清浄性が求められたのに対し、齋院は世俗化の傾向が促進した。その結果、神祇的にも厳格さを求められた齋宮と、王朝社会と交わりつつ世俗的祭祀を認められた齋院との間に、存在感や役割に相違が生じたのであろう。このように齋宮が齋院より清浄性を強く求められたため、『延喜式』の潔齋規定に差が生じ、齋宮の方がより厳格な潔齋を求められるようになったと考えられる。

おわりに

天武朝において、入唐留学僧によって隋唐仏教（＝仏教の主目的を皇帝の統治する国家の守護に置く中央集権的仏教）が持ち込まれた。隋唐仏教の在り方は、専制権力を得た天武天皇の祭祀として相応しいものであったので、従来の朝鮮仏教から中国仏教へと仏教政策が転換された。これ以後、国家レベルの仏教が前面に出てくるようになる。神仏習合は八世紀以降に道慈などの入唐留学僧によって持ち込まれた思想であり、その後各地で神宮寺が建立されるようになった。称徳朝での伊勢神宮は仏教を排除せず、道鏡の仏教政治に神宮の禰宜など在地神官が迎合した。そして大神宮寺が建立され、仏像が造立されたのである。しかし称徳天皇が崩御し、道鏡が失脚すると中臣比登と大中臣清麻呂によって伊勢神宮が再建される。そして神仏隔離は光仁朝から、段階的に形成されていくのである。

第一に、称徳朝の仏教優先政策による神仏習合化への反動が伊勢神宮より起こる。次代の光仁朝に神宮寺が神郡外の飯高郡に出され、やがて廃絶した。第二に、淳和上皇以降、臨終出家の風習が定着し、同時代に浄土思想が流入する。その結果仏教が死のイメージと密接に結びつき、「穢」と同一次元で仏教が捉えられ、仏教忌避の規定が貞観式に盛り込まれた。ただし神事の仏教忌避は、あくまで祭前後の「齋」で、それ以外では神仏の接触は許容されていたのである。

齋宮が齋院よりも清浄性を強く求められたため、『延喜式』の潔齋規定に差異が生じた。十世紀以降の王朝社会では、都に近い齋院が重視されるようになった。齋宮と比べて女王の選出が少なく、生母の出自も高い内親王が多く選出されていた。しかし皮肉なことに、齋院は齋宮よりも二百年以上も前の順徳朝で廃絶し、一方の齋宮は後醍醐朝まで継続する。世俗化が促進された齋院はやがて存在意義が喪失し、厳格な潔齋により強い清浄性を求められていた齋宮の存在意義は保持された。そのため南北朝期までの継続が可能となったのであろう。

註

- (1) 田中卓「伊勢神宮寺の創建」(田中卓著作集四『伊勢神宮の創始と発展』所収、国書刊行会、一九八五年、初出一九五九年)。
- (2) 佐藤真人「神仏隔離の要因をめぐる考察」(『宗教研究』八一、二〇〇七年)。
- (3) 東郷富規子「大齋院管見」(『園田学園女子大学論文集』四、一九六九年)。
富樫美恵子「撰関期の齋宮・齋院の選定と齋王忌避の思想」(『寧楽史苑』第四十七号、二〇〇二年)。
- (4) 富樫美恵子、前掲論文、註(3)。

(5) 曾根正人「奈良仏教の展開」(『新アジア仏教史十一、日本一、日本仏教の礎』所収、佼成出版社、二〇一〇年)。

(6) 曾根正人、前掲論文、註(5)。

(7) 『日本書紀』天武天皇三年(六七四)冬十月乙酉(九日)条。

(8) 直木孝次郎「天照大神と伊勢神宮の起源」(『日本古代の氏族と天皇』、塙書房、一九六四年)

直木氏によると、伊勢神宮の祭神は、もともと伊勢地方に神威を有する地方的な神であった。この伊勢の地方神が皇室と結びつき特別の崇敬を受けるようになった第一の理由は、皇室の東方発展であり、皇室は東方進出に際しこの神の力を巧みに利用したのである。しかし、祭神を天照大神とし、特別の崇敬を受けるようになった時期はさして古いものではない。伊勢神宮は、天武・聖武の代になって、初めて他社と区別して意識されるようになるのである。本来は伊勢の地方神の社にすぎなかったものが、天照大神を祭る伊勢神宮になったのは、この地方神の社がもともと日の神を祀っていたからである。そうして、伊勢神宮の地位を決定的にしたのは、壬申の乱においてこの祭神の役割であったと考えられる、と述べている。

(9) 三橋正「国家祭祀の成立と定着」(『日本古代神祇制度の形成と展開』所収、法藏館、二〇一〇年)。

(10) 『日本書紀』天武天皇三年(六七四)三月丙辰(七日)条。

(11) 『日本書紀』天武天皇三年八月庚辰(三日)条。

(12) 『日本書紀』天武天皇四年(六七五)四月癸未(十日)条。

(13) 『日本書紀』天武天皇五年(六七六)六月是夏条、

大旱。遣二使四方一捧三幣帛一。祈三諸神祇一。亦請三諸僧尼一。祈三于三宝一。然不レ雨。由レ

是五穀不_レ登。百姓飢之。

(14) 『日本書紀』天武天皇五年十月丁酉条。^(三三)

(15) 『日本書紀』天武天皇六年十一月己卯・辛巳・乙酉条。^(三三)^(三七)

(16) 吉田一彦「多度神宮寺と神仏習合―中国の神仏習合思想の受容をめぐる―」(『古代王権と交流四 伊勢湾と古代の東海』所収、名著出版、一九九六年)。

(17) 神宮寺創建に関する主な史料

●越前国気比神宮寺

『藤氏家伝』「武智麻呂伝」

爲_二靈龜元年_一。公嘗夢遇_二一奇人_一。容貌非常。語曰。公愛_二慕佛法_一。人神共和。幸爲_レ吾造_レ寺。助_二濟吾願_一。吾因_二宿業_一。爲_レ神固久。今欲_レ下歸_二依佛道_一。修行副業上。不_レ得_二因縁_一。故來告之。公疑是氣比神。欲_レ答不_レ能而覺也。乃祈曰。神人道別。隱顯不_レ同。未_レ知_二昨夜夢中奇人是誰者_一。神若示驗必爲_レ樹_レ寺。於_レ是神取_二優婆塞久米勝足_一。置_二高木末_一。因稱_二其驗_一。公乃知_レ實。遂樹_二一寺_一。今在_二越前國_一神宮寺是也。

●若狭国比古神宮寺

『類聚国史』卷一八〇 天長六年三月乙未条^(十六)

若狭國比古神。以_二和朝臣宅繼_一爲_二神主_一。宅繼辭云。據_二檢古記_一。養老年中。疫癘屢發。病死者衆。水旱失_レ時。年穀不_レ稔。宅繼曾祖赤磨。歸_二心佛道_一。練_二身深山_一。大神感_レ之。化_レ人語宣。此地是吾住據。我稟_二神身_一。苦惱甚深。思_レ下歸_二依佛法_一。以免_中神道上。無_レ果_二斯願_一。致_二災害_一耳。汝能爲_レ吾修行者。赤磨即建_二道場_一。造_二佛像_一。號曰_二神願寺_一。爲_二大神_一修行。厥後年穀豐登。人无_二夭死_一云々。

●常陸国鹿島神宮寺

『類聚三代格』卷二 「年分度者事」、

太政官符

應^三隨^レ闕^レ度^ニ、補鹿嶋神宮寺僧五人一事

右檢^ニ案内^一。太政官去承和三年六月十五日下^ニ治部省^一符^一。得^ニ常陸國解^一符^一。神宮司從八位上中臣朝臣廣年解^一符^一。去天平勝寶年中修行僧滿願到^ニ、來此部^一。爲^レ神發願始建^ニ件寺^一。奉^レ寫^ニ大般若經六百卷^一。凶^ニ、畫佛像^一住持八箇年。神以感應。而滿願去後年代已久。無^レ人^ニ住持伽^一藍荒蕪。今部内民大部須弥磨等五人試^ニ、練誦經^一。良堪^レ爲僧。望請。特令^ニ三得度住^ニ件寺^一者。權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣。奉^レ勅。依^レ請者。今被^ニ右大臣宣^一符^一。奉^レ勅。件僧等若有^レ闕者。國司并別當僧簡下^一、定百姓之中堪^レ爲僧者。隨闕度補。但度緣戒牒^一准^ニ國分寺僧^一。

嘉承三年八月五日

●伊勢国多度神宮寺

『多度神宮寺伽藍縁起并資財帳』

桑名郡多度寺鎮三綱謹牒上

神宮寺伽藍縁起并資財帳

以^ニ去天平寶字七年歲次癸卯十二月庚戌朔廿日丙辰^一。神社之東有^レ井。於^ニ道場^一滿願禪師居住。敬^ニ、造阿弥陀丈六^一。于^レ時在^レ人託^レ神云。我多度神也。吾經^ニ久劫^一作^ニ重罪業^一。受^ニ神道報^一。今冀永爲^レ離^ニ神身^一。欲^レ歸^ニ、依三寶^一。如^レ是託訖。雖^レ忍^ニ數遍^一。猶弥託云々。於^レ茲滿願禪師神坐山南邊伐掃。造^ニ、立小堂及神御像^一。号^レ稱^ニ多度大菩薩^一。

このように伊勢神宮の建立は、越前・若狭・常陸・伊勢国と広範囲に及ぶ。

- (18) 直木孝次郎、前掲論文、註(8)。
(19) 『続日本紀』天平神護二年七月丙子条。^(十三日)
(20) 田中卓、前掲論文、註(1)。
(21) 高取正男「排仏意識の原点」(『史窓』第二十七号、一九六九年)。
(22) 田中卓、前掲論文、註(1)。
高取正男、前掲論文、註(21)。
(23) 高取正男、前掲論文、註(21)。
(24) 高取正男、前掲論文、註(21)。
(25) 三橋正「日本的信仰構造の形成―神仏関係論―」(『平安時代の信仰と宗教儀礼』所収、続群書類従完成会、二〇〇〇年)。
(26) 三橋正、前掲論文、註(25)。
(27) 『日本後記』承和八年(八四一)十月乙未条。^(十九日)
(28) 『類聚三代格』卷一「神社事」

太政官符

応レ禁三、制汚ニ、穢鴨上下大神宮辺河一事

右得ニ彼神宮祢宜外從五位下賀茂県主広友等解一僮。鴨川之流経ニ二神宮一。但欲ニ清潔一之。豈敢汚穢。而遊獵之徒就ニ屠割事一。濫穢ニ上流一。経ニ、触神社一。因レ茲汚穢之崇屢出ニ御卜一。雖レ加ニ禁制一曾不ニ忌避一。仍申送者。大納言正三位兼行右近衛大将民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣。奉レ勅。神明攸レ崇不レ可レ不レ慎。宜下仰ニ当国一俾中禁断

上之。若違レ制犯者禁ニ其身一申上。容隱不レ申。国郡司并祢宜祝等必処ニ重科一。不ニ曾寬宥一。

承和十一年十一月四日

- (29) 『日本三代実録』貞觀四年(八六二)十一月甲申^(廿四)条。
- (30) 三橋正「穢」(『日本古代神祇制度の形成と展開』所収、法藏館、二〇一〇年)。
- (31) 三橋正「臨終出家の成立とその意義」(『平安時代の信仰と宗教儀礼』所収、続群書類従完成会、二〇〇〇年)。
- (32) 佐藤真人「神仏隔離の要因をめぐる考察」(『宗教研究』八十一、二〇〇七年)。
- (33) 『長秋記』長承二年(一一三三)九月五日条、
(前略)抑當齋院女別當。往年為レ尼着ニ法衣一之人也。故關白娘。字御料。母但馬守良綱姫。字但馬公。而件人常祇候。與ニ齋王一奉レ具。神殿内出入云々。此事言語同斷也。不レ謝レ神者。其崇忽不レ止歟。如レ此人。被レ責レ病。受ニ菩薩戒一。額髪を剃などするは常事也。於ニ件人一稱レ尼。多年是人皆知事也。尤不便なりける事也者。
- (34) 三橋正、前掲論文、註(30)。
- (35) 瀧浪貞子「伊勢斎王制の創始」(後藤祥子編『王朝文学と齋宮・齋院』所収、竹林舎、二〇〇九年)。

第三章 平安京の齋王御所

はじめに

伊勢齋王制度について言及した研究は数多く存在するが、撰関家が朝廷を掌握する九世紀以降については論文の数が少なく、研究蓄積も十分ではない。近年では齋宮の伊勢発遣儀礼に関する考察^①、齋宮の官人組織の分析^②など、『延喜式』や『江家次第』などの解読を中心とした研究が行われている。そのため伊勢齋王制度の変遷や実態に関しては研究蓄積が不十分な状況となっている。特に『延喜式』や『江家次第』に規定ない初齋院入御以前の齋王御所に関しては、研究がほとんど行われておらず、未解明な部分が多い。ただし考古学的研究は行われており、平成十一年（一九九九）には平安京右京三条二坊十五・十六町にある平安貴族の邸宅跡が初齋院入御以前の齋宮の御所であることが判明している。そしてこの齋王御所が醍醐朝の齋宮柔子内親王の邸宅の可能性が高いことが指摘^③されている。このように、考古学的側面の成果により、特定の邸宅のことは明らかにしつつあるが、齋王御所の全容解明には至っていない。

初齋院入御以前の齋王御所については『延喜式』巻第五、神祇五、「齋宮式」定齋王条には、

凡天皇^①即位者。定^②伊勢太神宮齋王^③。仍簡^④内親王未^⑤嫁者^⑥一^⑦ト之。若無^⑧内親王^⑨者。依^⑩世次^⑪。簡^⑫定^⑬女王^⑭一^⑮ト之。訖^⑯遣^⑰

勅使於^⑱彼家^⑲。告^⑳示^㉑事由^㉒。神祇祐已上^㉓一人率^㉔僚下^㉕。隨^㉖勅使^㉗共向^㉘。卜部解除。神部以^㉙

木綿^㉚一^㉛著^㉜賢木^㉝。立^㉞殿四面及内外門^㉟。賢木。木綿所司儲之。解除^㊱料散米酒肴等本家儲之。其後擇^㊲日時^㊳。百官爲^㊴大祓^㊵。同^㊶尋常^㊷二季^㊸

一。儀

とあり、齋宮卜定後、勅使を「彼家」に遣わして事由を告げること。神祇祐以上一人が僚下を率いて勅使に同道し、卜部が解除し、神部が賢木に木綿をつけ、それを殿の四面および内外の門に立てて隔離することが規定されている。また齋院も『延喜式』巻第六、「齋院司」定齋王条に、

凡天皇即位。定賀茂大神齋王。仍簡内親王未嫁者一卜之。若無内親王者。依三世次。簡諸女王一卜之。卜食訖遣勅

使於彼家。告示事由。神祇祐已上一人率僚下一。隨勅使共向。卜部解除。神部以木綿

一着賢木。立神殿四面及内外門。木綿賢木所司備之。解除料等本案儲之。事畢賜祿。中臣。忌部以下各有差。其後

遣參議已上一人於上下兩社。奉幣告下定齋王状上。内藏寮備幣。卜部一人隨使。就三川頭一尙社解除。

と記載され、齋宮と同様に、卜定の後に勅使を「彼家」に遣わして事由を告げること。その際に勅使に神祇官が随行しており、木綿を付けた賢木を、寢殿の四面及び内外の門に立てて世俗から切り離している。

さらに『北山抄』巻第六、備忘略記、「齋王卜定事」には、

卜定齋王事。官式云。若内親王不卜食者。簡女王。上卿奉勅。令召神祇官一如常。座定。令進硯昏等。自書内親王名。爲未嫁者。若無其人。依二世次。簡女王。令外記封。召祭主給之令卜。或人云。中

卜了。封上書ニト食合否一進之。若有二人以上一。又封令ト如先。了。神祇官退出。所司撤座。即入御卜於筥。令持外記一參上奏之。奏仰復座。召祭主。仰下以其人一定由上。

仰辨官一令給承知官符於所司。即遣侍臣五位以上一人。告彼家。自殿上一差遣之。神祇官向彼家。解除立賢木。上卿召陰陽寮。令勘下。申奉幣大神宮一日上。又百官爲大祓。如二季儀。

齋王卜定後に、侍臣五位以上一人を遣わし、齋王卜定の結果を「本家」に告げること。神祇官が「彼家」に向かい、解除をして賢木を立てることが記されている。さらに『江家次第』巻第從十一、神事、

「齋王卜定事」にも、「此間自ニ殿上ニ差ニ近衛次將^{〔多用ニ上臈〕}」。差ニ彼内親王家^{〔多用ニ上臈〕}」。と、齋王卜定後に殿上より近衛次將を「内親王家」に遣わすことが記載されている。

このように齋王は卜定の結果を「彼家」「本家」「内親王家」で受けたあと、その家が俗世より切り離され、そのまま潔齋生活に入っていた。齋王が卜定の事由報告を受ける家は、先行研究によると九世紀から十世紀前半までは齋王の自宅であったが、十世紀後半以降になると、皇后・中宮所生の内親王が齋王となる場合に限り、貴族の邸宅を利用したらしい^{〔4〕}。しかし院政期以降、女房など正式な妃ではない母を持つ内親王も、貴族の邸宅から齋王に立てられるようになる。第三者の邸宅を「齋王家」として利用する対象は、必ずしも皇后所生の内親王に限定されているわけではなかった。「齋王家」は『延喜式』や儀式書などに明確な規定がないため、場の選定にはその時々々の穢意識や清浄感、齋王を取り巻く政治的状況などの影響を受けていた可能性が高い。つまり「齋王家」の実態の解明は、齋王制度の変遷を知る上で重要な手掛かりになるのである。そこで本稿では、いまだ解明が進んでいない齋王が初めての居所潔齋する「齋王家」の実態について考察する。まず平安期以降の法制史料や儀式書にみられる「彼家」「本家」「内親王家」にまつわる記事を古記録から抽出し、初齋院入御以前の齋王の潔齋所の場所を特定し、十世紀後半以降の場の変遷を精査する。そして齋王の実情を明らかにし、齋王制度の推移について論考したいと思う。

なお、本稿では西山良平氏の論に倣って「彼家」「本家」「内親王家」を「齋王家」と総称する。

第一節 「齋王家」について

(一) 古記録にみる「齋王家」

十世紀以前の齋王関連の記事は、編年史料に断片的な記述しか残されておらず、不明瞭な部分が多い。特に齋王が卜定の事由報告を受ける「齋王家」については、史料にはほとんど記載がない。平安期における「齋王家」に関する記述が確認できるのは、村上朝の齋宮英子内親王の時である。英子内親王は醍醐天皇の第十六皇女で、母は藤原淑姫（参議藤原菅根女、醍醐更衣）、同母兄弟に長明親王・兼明親王・源自明がいる。朱雀・村上天皇の異母姉であり、卜定時の年齢は二十六歳と比較的高齢の齋宮であった。英子内親王の卜定については、『貞信公記抄』天慶九年（九四六）五月廿七日条に、

外記千桂云。今日令レトニ齋宮一。英子内親王合也。以ニ少將爲善朝臣一令レ告ニ彼家一。

とあり、今日の齋王卜定により英子内親王が齋宮に決定したこと。少將源為善が「彼家」に遣わされ齋宮就任の知らせを告げたことがわかる。そしてこの時、勅使の為善が派遣された「彼家」の場であるが、『北山抄』巻第六、備忘略記「齋王卜定事」に、

（天慶九年五月）廿七日。大臣依レ召參ニ、上御前一。須臾着レ陣云々。書ニ内親王名一。令ニ外記封ニ、入筥一。召ニ祭主頼基一給レ之云々。卜了。奉ニ大臣一。復ニ本座一。大臣召ニ外記一仰云。神祇官令ニ退出一。但祭主頼基。暫可レ候ニ陣頭一。神祇官退出了。大臣參上。更不レ開レ封奏レ之。還着仰ニ外記一。令レ召ニ頼基一。頼基入レ自ニ敷政門一。候ニ膝突一。仰下以ニ无品英子内親王一一定ニ伊勢齋王一之由上。又召レ辨仰レ之。自ニ殿上一。差ニ少將爲善一。爲ニ勅使一。親王家儲ニ酒饌饗一。勅使并

神祇官人給レ祿云々。

無品英子内親王が齋宮に卜定された結果を、勅使少將為善を派遣して「親王家」に告げている。このことから「彼家」＝「親王家」、すなわち英子内親王の自宅が「齋王家」であったことが確認できる。

ところで『延喜式』巻第五、神祇五、「齋宮式」祓禊条には「凡齋内親王定畢。即卜ニ宮城内便所一爲ニ初齋院一。祓禊而入。至ニ于明年七月一。齋ニ於此院一。」と新齋宮が決定するとすぐに宮城内の便所

をトして初齋院とし、祓禊の後に入御し明年七月までこの院で潔齋することが規定されている。ところが英子内親王は卜定後すぐに初齋院に入っていない。

初齋院での潔齋は、『三代実録』貞觀元年（八五九）十二月廿五日条に、「伊勢齋恬子内親王於鴨水辺六条坊門未^レ修^レ禊。賀茂齋儀子内親王於^ニ同水辺待賢門未^レ修^レ禊。並入^ニ初齋院^一。」とあるのが初見であり、以後齋宮の潔齋は初齋院と野宮に分かれて行われるようになる。しかし『延喜式』の規定通りに卜定後ただちに初齋院に移る事例は殆どない。齋王は卜定後、「齋王家」で数ヶ月間潔齋生活を送ったのち、初齋院に入るのが一般的であった。つまり英子内親王は先例に倣った儀式を踏襲していたといえよう。ところが英子内親王は同年九月十六日に、「齋王家」での潔齋期間中に急逝したため、結局齋宮儀礼を完遂することができなかった。代わって村上朝の齋宮に選出されたのは、村上天皇の姪で六歳の悦子女王であった。この時の卜定の様子は、『日本紀略』天曆元年（九四七）二月廿六日条に、

以^ニ悦子女王^一定^ニ伊勢齋王^一。年六。從^ニ殿上^一差^ニ遣右近少將有年^一。仰^ニ遣父中務卿重明親王家^一。又神祇官向^ニ彼家^一差^ニ賢木^一。

悦子女王を伊勢齋宮に定め、殿上より右近少將藤原有年が勅使として重明親王家に遣わされたことがみえる。

齋宮悦子女王は重明親王（醍醐天皇第四皇子）の二女で、母は藤原寛子（関白藤原忠平二女）である。悦子女王の同母姉徽子女王も朱雀朝の齋宮に選ばれており、姉妹そろって齋宮を務めることになった。卜定時の悦子女王は六歳とまだ幼く、母の寛子が天慶八年（九四五）にすでに死去していることから、父の重明親王によって養育されていたと考えられる。つまり勅使右近少將有年が派遣された「中務卿重明親王家」とは、悦子女王が暮らしていた邸宅のことでもあった。ここでも「齋王家」に

齋宮本人の自宅が利用されたのである。その後、「重明親王家」には神祇官が派遣され、木綿をつけた賢木を家の四方にめぐらして、外界から隔離された。こうして世俗から切り離された悦子女王の自宅は、同年九月廿五日の初齋院入御⁵まで、潔齋所として使用された。

十世紀中頃まで齋宮は齋王の邸宅を初齋院入御前まで「齋王家」として利用していた。それではもうひとつの齋王である齋院は、どのような場所を「齋王家」として利用していたのであろうか。この時期の齋院の初齋院以前の御所について、明確な場所を記載した史料が残されておらず、詳細は不明である。しかし『延喜式』巻第六、「齋院司」定齋王条や『北山抄』「齋王卜定事」の規定から、齋宮同様に齋院も、齋王の邸宅をそのまま「齋王家」として利用したと考えるよであろう。

(二) 文学作品にみる「齋王家」

このように十世紀初めにおいては、齋王の自宅を「齋王家」に活用していた。ただしこの齋王の自宅が、齋王が日頃から生活している邸宅であるのか、それとも新たに設けられた別邸であるのかは、編年史料や法制史料などに具体的な記載がないため不明である。それでも『源氏物語』には、初齋院入御以前の齋宮の御所に関する記述がみえる。そこでフィクションではあるが『源氏物語』の齋宮譚を参考に、「齋王家」の居住形態について検証したいと思う。

『源氏物語』（葵の巻）には、齋宮が初齋院に入らず「本の宮」にしていることを理由に、六条御息所が光源氏との対面を拒む一節がみえる。齋宮の母六条御息所は、賀茂齋院の御禊に供奉する光源氏の姿をみようと身分を隠し見物していた。その時に、光源氏の正妻葵の上一行と見物の場所をめぐって車争いが起きる。葵の上一行の乱暴によって六条御息所の牛車は破損。六条御息所は一条大路で恥をかかされてしまう。そのことを耳にした光源氏は謝罪のために六条御息所の許を訪れるが、六条御息

所は、「齋宮のまだ本の宮におはしませば、榊の憚りにことづけて、心安くも対面したまはず。」と娘の齋宮（秋好中宮）がまだ初齋院に入らず「本の宮」にいるため、榊の憚りを理由に対面しなかった。ここでいう「本の宮」とは、『北山抄』「齋王卜定事」に、「即遣^ニ侍臣五位以上一人^一告^ニ本家^一」にみえる「本家」のことで、すなわち「齋王家」のことである。この時は、六条京極付近にある六条御息所の邸宅が「齋王家」とされていた。「齋王家」は別邸ではなく、齋宮が卜定前から普段生活していた邸宅が利用されるのである。そして「榊の憚り」とは、『延喜式』巻第五、神祇五、「齋宮式」定齋王条に、「訖^{即遣}^ニ勅使於彼家^一。告^ニ示事由^一。神祇祐已上一人率^ニ僚下^一。隨^ニ勅使^一共向。卜部解除。神部以^ニ木綿^一著^ニ賢木^一。立^ニ殿四面及内外門^一。賢木。木綿所司儲之。解除料散米酒肴等本家儲之。」とあるとおり、齋王卜定後に神祇官が「齋王家」に赴き、賢木を挿したことを指す。つまり六条御息所は娘の齋宮と共に「齋王家」に暮らしていることを理由に、光源氏の訪問を拒否したのである。この「榊への憚りは、六条御息所が光源氏を避ける口実であったが、当時の貴族たちには男性が齋王の居所に近づくことを敬遠する意識があったことがうかがえる。⁶

また同じく葵の巻には、光源氏が葵の上の喪中により「齋宮の御清まりも、わづわはしくや」と、六条御息所に手紙を出すことを控えるエピソードがある。齋宮本人ではなく、同居の母親に対しても、喪中の人物が手紙を送ることさえ憚っていたようである。齋宮は仏事や不浄なものを排除して、清らかな齋戒生活を送らなければならなかった。そのため齋宮の潔齋所の中に暮らす家族も、仏事や不浄なものに触れることは極力避けなければならなかったのであろう。

これらの『源氏物語』の記述により、十世紀において「齋王家」は齋王が日常生活していた家がそのまま利用されていたこと。「齋王家」に家族が同居する場合があること。そして「齋王家」に家族が共に暮らす場合、齋宮の潔齋の妨げにならぬよう、家族も不浄なものを忌避して生活するように求

められていたことが明らかになった。もちろん『源氏物語』は文学作品であるので物語のエピソードをそのまま史実とは捉えられない。けれども十世紀の貴族たちは、齋王が今まで暮らしていた邸宅を「齋王家」として利用することに対して何ら疑問を感じていない。すなわち当時、「齋王家」は「齋王が以前から暮らしている家」という認識があったといえる。そして様々な制約があるが、齋王の家族たちは別邸に移ることなく、そのまま「齋王家」に住み続けていたのである。

第二節 「齋王家」の場の変遷

(一) 齋王の自邸から別邸へ

十世紀中頃まで「齋王家」には齋王の自邸が利用されていたが、円融朝の齋院選子内親王の時になると「場」に変化がみられるようになる。天延三年（九七五）四月三日、母藤原懷子（摂政藤原伊弉女、冷泉女御）の薨去により退下した尊子内親王に代わって、同年六月廿五日に十二歳の選子内親王が齋院に卜定された。これより選子内親王は長元四年（一〇三一）九月廿二日に老病を理由に六十八歳で退下するまで、五十七年間齋院を務めることになる。

『日本紀略』天延三年六月廿五日条に、「トニ、定賀茂齋王一。先朝第十選子内親王也。以ニ陸奥守貞盛二條万里小路宅一爲ニ潔齋所一。」とあり、陸奥守貞盛の二條万里小路宅が選子内親王の「潔齋所」とされたことがわかる。前述のとおり「齋王家」は初齋院入御までを過ぎず潔齋の場であるので、ここでいう「潔齋所」とは「齋王家」のことと考えるのが妥当であろう。それではなぜ、選子内親王の「齋王家」は自宅以外の貴族の邸宅を利用したのであるのか。その要因の一つとして、選子内親王の特殊な養育環境が挙げられる。

選子内親王は、康保元年（九六四）四月廿四日に、村上天皇の第十皇女として誕生した。母は中宮藤原安子で、同母兄弟に冷泉天皇・円融天皇・為平親王・輔子内親王・資子内親王らがいる。しかし誕生から五日後に母の安子が崩御するという不幸に見舞われる。それでも同年八月廿一日に内親王宣下、同三年（九六六）八月廿五日には弘徽殿において著袴の儀が執り行われるなど中宮所生の皇女として相応しい待遇を与えられていた。しかし同四年五月廿五日、父の村上天皇が崩御する。外祖母の藤原盛子は天慶六年（九四三）九月十二日に逝去、外祖父藤原師輔も天徳四年（九六〇）五月四日に薨去している。選子内親王はわずか四歳にして父母も亡くし、頼るべく外祖父母もすでにいないという、恵まれない境遇に陥ったのである。そのため幼い選子内親王には誰かしらの後見が必要であった。

村上天皇崩御後の選子内親王の後見については、天延元年（九七三）二月廿日に、円融天皇（十五歳）に入内する藤原媯子（兼通女、二十七歳）に随い、同輦にて宮中に参入し、麗景殿に伺候していること。同年六月廿日に媯子が堀河院に退出する時、媯子に随って選子内親王も同輦にて退出していること。さらに天延二年（九七四）十一月十一日、選子内親王の着裳の儀において、腰結を太政大臣藤原兼通の室で媯子の母である昭子女王が務め、理髪を兼通のもう一人の室である典侍大江皎子が務めたこと。以上の事例から、所京子氏は選子内親王が母安子の同母兄藤原兼通の女媯子とともに堀河院で過ごした可能性を指摘し、選子内親王は伯父兼通の邸第で、父方の従姉母子に育てられ、生活を共にしたと論じている。

このように、選子内親王は育った環境が特異であり、内裏との関係が深かったことが指摘できる。齋王は卜定から初齋院に移るまでの間、齋王の邸宅で潔齋生活を送らなければならぬ。しかし選子内親王が暮らしていたと考えられる兼通邸は、中宮媯子の里第でもあった。「齋王家」は賢木を挿して世俗から切り離し、むやみに人の出入りができない特色がある。そのため中宮の里第である兼通邸

を「齋王家」とすることは難しく、選子内親王は卜定に先立って別の場所に移る必要があった。そこで他人の邸宅を齋王家として使用したのであろう。この時、邸宅を「潔齋所」に提供した貞盛とは、鎮守府将軍平貞盛のことである。貞盛は承平天慶の乱のうちに父国香を殺害した従兄弟の将門を討つたことで一躍名を轟かせた。なぜ貞盛の邸宅が「齋王家」に用いられた理由は不明であるが、貞盛が選子内親王の外戚家の家人であった可能性が指摘されている。

こうして選子内親王の時に初めて他人の邸宅を「齋王家」としたが、その後しばらくはこれまでどおり齋王の自宅を「齋王家」として活用していたようである。花山朝の齋宮濟子女王は、『小右記』永観二年（九八四）十一月五日条によると、

（前略）民部大輔（藤原）惟成云。昨日有（藤原）齋王卜定之事。式部卿親王・彈正（章明）尹親王許差（藤原）所衆。先取（藤原）遣女王名簿。其後召（藤原）左大臣於御前。被（藤原）仰（藤原）二女王名。是事不（藤原）慥。仍下（藤原）二給名簿等。大臣懷（藤原）二名簿。還（藤原）著仗座。卜定奏文云々。卜定彈正尹親王女云々。以（藤原）左近衛佐爲（藤原）頼朝臣。被（藤原）仰（藤原）二遣其由。依（藤原）有（藤原）二事縁也者。先以（藤原）左近衛官。被（藤原）仰（藤原）遣二者也。（後略）

とあり、父章明親王（醍醐天皇第十三皇子）の許に勅使として左近衛佐藤原為頼（藤原）が派遣されている。さらに『日本紀略』寛和元年（九八五）九月二日条に、「伊勢齋王濟子女王自（藤原）中河家。禊（藤原）東河。入（藤原）左兵衛府」と、「中河家」を出て鴨川において禊を行ったのち、宮中の初齋院に充てられた左兵衛府に移ったことが記されている。「中河家」とは濟子女王の父章明親王の邸宅のことである。章明親王は母醍醐天皇更衣藤原柔子（藤原兼輔女）の死後、母の邸宅であった「京極邸」を譲り受けていた。また『政事要略』によると、章明親王の邸宅が「東北邊之末。鴨河堤之内。彈正尹章明親王之第」とあり、鴨河の堤の内、すなわち中河の地に所在していたことがわかる。このように濟子女王は日頃暮らしていた父の邸宅「中河家」を「齋王家」として利用したのである。

ところで濟子女王と共に齋宮候補に名が挙がっていた為平親王（村上天皇第四皇子）女とは次代の一条朝の齋宮に選出された恭子女王のことと考えられている。⁵⁶ 恭子女王は花山天皇の従姉妹であったが、永観二年の卜定時の年齢が一歳とあまりに幼すぎた。そのため従姉妹の恭子女王ではなく遠縁の濟子女王が花山朝の齋宮に選ばれたのであろう。⁵⁷

一条朝の齋宮恭子女王の「齋王家」は、『日本紀略』寛和二年（九八六）八月八日条に、「今日トニ定伊勢齋王^一。式部卿爲平親王女恭子女王。^{年三}ト食。但賀茂齋院不^レ改。」と簡潔な記事しか残されていないため、正確な「場」は不明である。おそらく濟子女王の時と同様に、齋宮の自宅を「齋王家」に利用した可能性が高い。

ところが三条朝の齋宮当子内親王の時になると、『日本紀略』長和元年（一〇一一）十二月四日条に、「齋宮卜定。第一當子内親王ト食。坐^ニ于大和守藤原輔尹六角町尻宅^一。」とあり、他人である大和守藤原輔尹六角町尻宅を「齋王家」として借り上げたことが確認できる。当子内親王は三条天皇の第一皇女で、母は皇后藤原成子（藤原濟時女）である。同母兄妹には、敦明親王（小一条院）・敦儀親王・敦平親王・師明親王（性信入道親王）・禊子内親王らがいる。平安期以降、今上天皇の女で、かつ中宮・皇后所生の皇女が齋王に選出されたのは、齋宮・齋院を通して当子内親王が初例である。中宮・皇后所生の皇子女は、おもに内裏で生活していることが多く、内裏内に「齋王家」を置くことが出来ない。⁵⁸ また皇后の里第を人の出入りが制限され、潔齋の場である「齋王家」にすることも難しい。そこで、選子内親王を先例に、他人の邸宅を「齋王家」に借用したものと考えられる。当子内親王以降、第三者の住居を「齋王家」として用いる事例が増加してゆく。

他人の邸第の使用例とは異なるが、後一条朝の齋宮嬪子女王も卜定前に別宅に移動していたことが

確認できる。『小右記』長和五年（一〇一六）二月十八日条によると、「從ニ染殿一被レ返ニ、給筆ニ・琴六一。先年住ニ染殿一之間所レ置也。明日齊宮於ニ彼宮一可ニ立給一。」とあり、嬪子女王は卜定以前に「染殿」へ移っている。「染殿」は、もとは藤原良房の邸宅であったが、その後、良房↓基経↓忠平↓師輔↓安子↓為平親王と伝領されていった。『小右記』の筆者である右大臣藤原実資は、為平親王女の婉子女王（花山天皇の女御）と婚姻したことから、婉子女王と共に染殿で暮らしていたようである。婉子女王は長徳四年（九九八）九月に薨去したので、実資は「染殿」から小野宮邸に戻っていたが、楽器類を「染殿」に置いたままにしていたらしい。しかし嬪子女王の「齋王家」として「染殿」が利用されることになったため、実資は齋王卜定を前に「染殿」に置いていた笙や琴などを小野宮邸へ運び出したのである。これらのことから、「染殿」は嬪子女王が普段生活をしていた邸宅ではなかったと考えられる。

齋宮嬪子女王は具平親王（村上天皇第七皇子）の三女で、母は為平親王二女である。『栄花物語』（巻第十二 たまのむらぎく）に、

あるが中のおと宮は、三條院（院イシ）の入道の一（實子内親王）品宮の御子にしたてまつらせ給し、また十はかりやおはしますらん、こたみのさい宮にゐさせ給ぬ。その御あつかひも、たゞこの大將殿（頼通）よろつさせ給。

とあり、嬪子女王が伯母の村上天皇第九皇女資子内親王の養子となり、十歳ばかりで齋宮に卜定され、藤原頼通がその後見を務めていた。嬪子女王の実父具平親王は寛弘六年（一〇〇九）七月廿八日に、養母資子内親王は長和四年（一〇一五）四月廿六日に薨去したため、嬪子女王の同母姉隆姫女王が頼通の室であることから、頼通が幼い嬪子女王の後ろ盾となったのであろう。嬪子女王の邸宅は不明で

あるが、養母資子内親王の邸宅であった三条第か、あるいは庇護者である義兄頼通の邸宅に身を寄せていた可能性が考えられる。

「染殿」が嫡子女王の「斎王家」として使用された理由の一つに、嫡子女王の母と「染殿」の所有者婉子女王が同母姉妹であったことが挙げられる。婉子女王は数年前に薨去し、その夫である藤原実資も現在は住んでいないため、「染殿」は無人の状態であった。斎宮の潔斎所として準備を整える上で、居住者のいない「染殿」が「斎王家」として都合が良かったのであろう。しかも「染殿」は嫡子女王の外祖父為平親王が所有していた邸宅であった。このような経緯から、嫡子女王の「斎王家」に「染殿」を使用したと考えられる。

長元四年（一〇三一）九月廿二日、円融・花山・一条・三条・後一条天皇の五代五十七年にわたって齋院の任に在り続けた選子内親王が、老病を理由に退下すると、後任の齋院に三歳の馨子内親王が卜定された。『左経記』同年十一月七日条によると、

有レ召參殿。仰云。二宮御出并可レ奏下トニ、定齋院一之日等上事。内々爲レ問ニト定一所レ喚也。可レ遣ニ、召陰陽助孝秀一者。仰ニ隆佐朝臣一召レ之。孝秀參入。即召ニ御前一。被レ問ニ件日々。申云。來月七日出ニ、御巽方家一。十三日若十六日可レ被ニト定一歟云々。仰自ニ内裏一當レ巽之人家誰家哉。余申云。丹波守章任朝臣三條宅宜歟。仰云。甚吉事也。

後一条天皇の第二皇女馨子内親王の齋院卜定を行うにあたり、内裏より東南の方向にあたる邸宅「齋王家」として適当とされ、源経頼の意見によって丹波守藤原章任朝臣の三條宅が候補にあがっている。そして『日本紀略』同年十二月十六日条にも、「トニ、定賀茂齋院一第二馨子内親王ト食。遷ニ、座丹波守章任三條宅一」とみえ、章任朝臣の邸宅が「齋王家」として利用されたことが確認できる。それでは章任邸が「齋王家」に選ばれた背景であるが、『栄花物語』（殿上の花見の巻）によると、

齋院について姫宮定らせ給ぬれば、帝・后おぼし騒がせ給こと限りなし。(中略)かくて内の御乳母の大貳(藤原基子)の三位と聞ゆるは、とのゝ上鷹司どのゝ御乳母子なり。その人の子に、丹波の守のり(任)たうといふ人の家の三條なるに出でさせ給へり。榊などをさす程、たゞの事には変りておかしく見ゆれど、

丹波守章任は後一条天皇の乳母藤原基子の男で、母の基子は、藤原道長の正室源倫子の乳母子でもあった。章任は齋院馨子内親王にとって縁故ある者であった。

このように嬪子女王・馨子内親王の事例から、齋王と何らかの関わりがある邸宅が「齋王家」に選ばれていたことがうかがえる。そして章任宅に榊を挿しているので、章任宅Ⅱ「齋王家」であったといえよう。十一世紀前半には齋王卜定に先立って別宅に移動し、その場がそのまま「齋王家」として利用する慣習が定着していたことが推測される。

院政期になると、「齋王家」は受領階層の邸宅を借り上げることが一般化し、出自の低い母を持つ齋王でも「人の家」を用いている。天仁元年(一一〇八)十月廿八日、鳥羽朝の齋宮に叔母の姁子内親王が卜定された。鳥羽朝では齋王候補者が存在しないため、齋宮・齋院を立てることができないという前代未聞の問題が発生していた。そこでトいで白河院の落胤を探し出し、齋宮に立てることになった。その時に探し出され認知されたのが姁子内親王である。姁子内親王が落胤(ま)ということは、当然母の木工頭藤原季実女は正式な妃ではない。その姁子内親王の「齋王家」が、『中右記』同年十月廿八日条によると、「齋王御所近江守國資之宅。綾小路與油小路也。」とあり、近江守藤原國資宅が使用されたことが確認できる。また同じく白河法皇の落胤で鳥羽朝の齋院に選出された官子内親王も、『中右記』同年十一月八日条に、「今日齋院卜定也。(中略)今夜勅使此四位少將宗能也。齋院御

猶可レ遣ニ
五位一敷。

齋院御

所。土佐守盛業朝臣二條京極宅也。今夜齋院被_レ渡云々。上卿辨神祇官人參_ニ彼亭_一。」とあり、「土佐守源盛業朝臣二條京極宅」を「齋王家」として借用されたことが記されている。

また近衛朝の齋宮喜子内親王も、『台記』仁平元年（一一五一）三月二日条に、

今日。卜_ニ定伊勢齋内親王_一。

故堀川院女。
名喜子。

先被_レ下_ニ親王宣旨_一。内大臣奉_レ被_ニ其事_一。以_ニ左馬頭隆

季朝臣室町第一。爲_ニ其所_一。

とみえ、左馬頭藤原隆季の邸宅である室町第を「齋王家」として利用したことが確認できる。邸宅を提供した藤原隆季は、鳥羽上皇の第一の寵臣として知られる藤原家成の嫡男で、自身も早くから鳥羽上皇に近習していた。父の家成は美福門院の従兄であり、国政の中枢に深く関与していた。齋宮喜子内親王は堀河天皇の皇女で、『諸家系図纂』によると母を典侍仁子女王（康資王女）とするが定かではない。いずれにしても母は正式な妃ではなかった。また卜定時の推定年齢は四十歳を超えていたと考えられ、内親王宣旨を受けることなく忘れられた存在であった。おそらくは堀河天皇の落胤として見出され、齋宮に選ばれたのであろう。隆季と齋宮喜子内親王との関係は不明であるが、鳥羽上皇・美福門院との関わりが深い隆季が邸第を「齋王家」に提供していたことは大変興味深い。このように鳥羽・近衛朝の事例から、例え母が正式な妃ではなくても、院政期には第三者の貴族の邸宅を「齋王家」として借り上げる慣習が定着していたといえる。

（二）場の変遷の背景

それではなぜ、十世紀後半以降別宅を「齋王家」として用いるようになったのであろうか。興味深

表1 平安期以降の齋王卜定と入初齋院(齋宮)

天皇	齋宮	卜定	年齢	齋王家	入初齋院	備考
桓武	布勢内親王	延暦16 (797)・4・18				
平城	大内内親王	大同元 (806)・11・13				
嵯峨	仁子内親王	大同4 (809)・8・11				
淳和	氏子内親王	弘仁14 (823)・6・3				
	宣子女王	天長5 (828)・2・12				
仁明	久子内親王	天長10 (833)・3・26				
文徳	晏子内親王	嘉祥3 (850)・7・9				
清和	恬子内親王	貞観元 (869)・10・5	12?			
陽成	識子内親王	元慶元 (877)・2・17	4			
	揖子内親王	元慶6 (882)・4・7				
光孝	繁子内親王	元慶8 (884)・3・22				
宇多	元子女王	寛平元 (889)・2・16				
醍醐	柔子内親王	寛平9 (897)・8?	7?			
	雅子内親王	承平元 (931)・12・15	22			
朱雀	春子内親王	承平6 (936)・3・7(以降)	16			
	徽子女王	承平6 (936)・9・12	8			
	英子内親王	天慶9 (946)・5・27	26	英子内親王家	なし	『齋王家』出典=『北山抄』巻第6 備忘書記 『齋王卜定事』
村上	悦子女王	天曆元 (947)・2・26	6	重明親王家	天曆元 (947)・9・25	『齋王家』出典=『日本統略』天曆元年 (947) 2月26日条
	奏子内親王	天曆9 (955)・7・17	4		不明	
冷泉	輔子内親王	安和元 (968)・7・1	16		安和元 (968)・12・27	
円融	隆子女王	安和2 (969)・11・16			天徳元 (970)・9・8	
	規子内親王	天延3 (975)・2・27	27		貞元元 (976)・2・26	
花山	济子女王	永観2 (984)・11・4		中河家(朝明親王孫)	寛和元 (985)・9・2	『齋王家』出典=『八代記』寛和元年 (985) 9月2日条
一条	恭子女王	寛和2 (986)・8・8	3		不明	
三条	当子内親王	長和元 (1012)・12・4	12	大和守藤原朝平六郎阿房宅	長和2 (1013)・8・21	『齋王家』出典=『日本統略』長和元年 (1012) 12月4日条
後一条	嬪子女王	長和5 (1016)・2・19	12	梁殿(嬪子女王孫)	長和5 (1016)・9・15	『齋王家』出典=『八代記』長和5年 (1016) 2月18日条
後朱雀	良子内親王	長元9 (1036)・11・28	8		長暦元 (1037) 9・17	
後冷泉	嘉子内親王	永承元 (1046)・3・10			不明	

藤原	敬子女王	永承6 (1061)・10・7			永承7 (1062)・4・25	
藤三條	俊子内親王	延久元 (1073)・2・9			不明	
白河	淳子女王	延久5 (1073)・2・16			不明	
	媞子内親王	承應2 (1078)・8・2	3		承應3 (1079)・9・8	
堀河	善子内親王	寛治元 (1067)・2・11	11	三条島九郎實守藤原家通宅	寛治元 (1067)・9・21	『齊王家』 出典=『中右記』 寛治元年 (1067) 2月11日条
鳥羽	媞子内親王	天仁元 (1108)・10・28	15	近江守藤原家宅	天仁2 (1109)・4・14	『齊王家』 出典=『中右記』 天仁元 (1108) 10月28日条
崇徳	守子内親王	保安4 (1123)・6・9	13	六条堀川	天治元 (1124)・4・23	『齊王家』 出典=『永昌記』 天治元年 (1124) 4月23日条
近衛	妍子内親王	康治元 (1141)・2・26		五条堀河第	康治2 (1142)・2・22	『齊王家』 出典=『本朝世紀』 康治元年 (1141) 2月26日条
	喜子内親王	仁平元 (1151)・3・2		左馬頭藤原隆季朝臣室町第	仁平2 (1152)・9・21	『齊王家』 出典=『台記』 仁平元年 (1151) 3月2日条
藤白河	亮子内親王	保元元 (1156)・4・19	10	三条稻尾左馬頭藤原隆季朝臣家	不明	『齊王家』 出典=『兵衛記』 保元元年 (1156) 4月19日条
二条	好子内親王	保元3 (1158)・12・25	11		不明	
六条	休子内親王	仁安元 (1166)・12・8	10		仁安2 (1167)・6・28	
高倉	惇子内親王	仁安3 (1168)・8・27	11	但馬守藤原公俊小路藤原家	嘉応元 (1169)・5・9	『齊王家』 出典=『兵衛記』 仁安3年 (1168) 8月22日条
	功子内親王	治承元 (1177)・10・28	2	押小路万里小路藤原家	不明	『齊王家』 出典=『顯仁記』 治承元年 (1177) 10月28日条
藤藤原	潔子内親王	文治元 (1186)・11・15	7		文治2 (1186)・5・23	
土御門	藤子内親王	正治元 (1199)・12・24	4		正治2 (1200)・5・26	
順徳	熙子内親王	建保3 (1215)・3・14	11		建保3 (1215)・9・21	
藤河	利子内親王	嘉祿2 (1226)・11・26	30	治別殿	安貞元 (1227)・4・29	『齊王家』 出典=『民部記』 嘉祿2年 (1226) 8月13日条 『明月記』 嘉祿2年 (1226) 11月26日条
四条	昱子内親王	嘉承3 (1237)・11・24	7		曆二元 (1238)・9・8	
藤藤原	曦子内親王	寛元2 (1244)・12・16	21	六条中將忠俊宅押小路京極	寛元3 (1245)・8・13	『齊王家』 出典=『百鍊抄』 寛元2年 (1244) 12月16日条
龜山	愷子内親王	弘長2 (1282)・12・4	14		不明	
藤二條	祥子内親王	徳治元 (1206)・12・22	20		徳治2 (1207)・9・23	
藤藤原	權子内親王	元徳2 (1330)・12・19	16		不明	
	祥子内親王	正應2 (1333)・12・28			不明	

表2 平安期以降の斎王卜定と入初斎院 (斎院)

天皇	斎院	卜定	年齢	斎王家	入初斎院	備考
醍醐	有智子内親王	弘仁元 (810)・9	4			
淳和	時子内親王	天长 8 (831)・12・8				斎王卜定時、女王
仁明	高子内親王	天长 10 (832)・3・25				
文徳	慧子内親王	嘉承 3 (850)・7・9				
	述子内親王	天安元 (857)・2・28				
清和	儀子内親王	貞観元 (859)・10・5			貞観元 (859)・12・25	
陽成	敦子内親王	元慶元 (877)・2・17			不明	
	穆子内親王	元慶 6 (882)・4・9			元慶 6 (882)・7・24	斎王卜定時、女王
光孝						
宇多	直子女王	寛平元 (889)・2・27			寛平元 (889)・9・23?	
	君子内親王	寛平 5 (893)・3・14			寛平 5 (893)・6・19	
醍醐	恭子内親王	延喜 3 (908)・2・19	2		不明	
	宣子内親王	延喜 15 (915)・7・19	14		不明	
	韶子内親王	延喜 21 (921)・2・25	4		不明	
	婉子内親王	承平元 (931)・12・25	28		承平 2 (932)・9・25	
朱雀						
村上						
冷泉	尊子内親王	安和元 (968)・7・1	3		安和元 (968)・12・27	
円融						
花山						
一条	遣子内親王	天延 3 (975)・6・25	12	陸奥守平身盛二條万里小路	貞元元 (976)・9・22	「斎王家」出典=『日本書紀』天延 3 年 (975) 6 月 25 日条
三条						
崇徳						
	馨子内親王	長元 4 (1031)・12・16	3	丹波守源朝三條左	長元 5 (1032)・4・25	「斎王家」出典=『左雜記』長元 4 年 (1031) 11 月 7 日条 『日本書紀』長元 4 年 (1031) 12 月 16 日条
後醍醐	娟子内親王	長元 9 (1036)・11・28	5		長暦元 (1037)・4・13	

藤原	藤子内親王	永承元 (1046) ・ 3 ・ 24	8		不明	
	正子内親王	康平元 (1068) ・ 6 ・ 27	14		不明	
藤三條	佳子内親王	延久元 (1069) ・ 10 ・ 28	13		不明	
	篤子内親王	延久 5 (1073) ・ 3 ・ 11	14		行状不詳	
白河	齊子女王	承保元 (1074) ・ 12 ・ 8			不明	
堀河	令子内親王	寛治 3 (1089) ・ 6 ・ 28	12	前越前守源高實近衛藤里小路宅	寛治 4 (1090) ・ 4 ・ 9	「藤原家」 出典 = 『中右記』 寛治 4 年 (1090) 4 月 9 日条
	讓子内親王	康和元 (1099) ・ 10 ・ 20	19	清実大炊御門南京極西宅	康和 2 (1100) ・ 5 ・ 28	「藤原家」 出典 = 『本朝出典』 康和元年 (1099) 10 月 20 日条
鳥羽	官子内親王	天仁元 (1108) ・ 11 ・ 8	19	土佐守藤原業朝臣二条京極宅	天仁 2 (1109) ・ 4 ・ 20	「藤原家」 出典 = 『中右記』 天仁元 (1108) 11 月 8 日条
	宗子内親王	保安 4 (1129) ・ 8 ・ 28	25		天治元 (1120) ・ 10 ・ 25	
崇徳	統子内親王	大治 2 (1127) ・ 4 ・ 6	2	相模守藤原盛重新造宅	大治 3 (1128) ・ 4 ・ 14	「藤原家」 出典 = 『中右記』 大治 2 年 (1127) 4 月 5 日条
	禮子内親王	長承元 (1132) ・ 11 ・ 25	11	畿内路北東河院西尾藤守藤原親盛新宅	長承 2 (1133) ・ 4 ・ 16	「藤原家」 出典 = 『中右記』 長承元年 (1132) 11 月 25 日条。
近衛						
	悒子内親王	長承 2 (1133) ・ 12 ・ 21			長承 3 (1134) ・ 9 ・ 21	
藤白河						
二条						
六条	式子内親王	平治元 (1189) ・ 10 ・ 25	11		不明	
	藤子内親王	嘉応元 (1189) ・ 10 ・ 20	11	右近少将藤原朝臣五条杉野原新倉家	嘉応 2 (1170) ・ 4 ・ 23	「藤原家」 出典 = 『兵部記』 嘉応元年 (1189) 10 月 20 日条
高倉	悒子内親王	承安元 (1171) ・ 6 ・ 28	27	中御門京極	行状不詳	「藤原家」 出典 = 『玉葉』 承安元年 (1171) 6 月 28 日条
	範子内親王	治承 2 (1178) ・ 6 ・ 27	2	中御門南京極西前路中宮権大夫重頼宅 —治承皇朝西亭左少将有房藤原興守宅	治承 3 (1179) ・ 4 ・ 9	「藤原家」 出典 = 『山棟記』 治承 2 年 (1178) 6 月 27 日条 『山棟記』 治承 3 年 (1179) 4 月 9 日条
安德						
土御門	礼子内親王	元久元 (1204) ・ 6 ・ 23	5	外祖母権大兼言信清朝臣四条北条源西家	元久 2 (1205) ・ 4 ・ 28	「藤原家」 出典 = 『仲實王記』 元久元年 (1204) 6 月 23 日条
順徳						

いことに、別宅を「齋王家」と用いるようになった時期は、貴族たちの間で穢に対する意識に変化が生じ、穢概念が拡大していく時期と重なっているのである。三橋正氏によると、摂関期から院政期にかけて、顕現化される個人意識に基づいて新たな信仰儀礼が受容されるようになったという。穢が問題にされる場合、我が身に降りかかる神の祟を恐れ『延喜式』の穢規定を誇大解釈する傾向があつた。そして従来以上の「忌」が要請され、信仰の観点から疑わしい穢を慎むという個人レベルでの判断が導入された。また十世紀以降、神仏隔離が適用される祭祀の行事（上卿・弁・史）や祭使・舞人・陪従に任じられた貴族・官人も一定期間仏法を忌む慣習が生じ、自宅に神事簡を立てて僧尼の参入を禁じ、仏教や同居の僧尼を別棟移し、日課の念誦を止め、寺詣をせず、法会に参会せず、仏教を遠ざける齋戒生活に服するようになったとされている。こうした貴族たちの穢や神仏隔離に対する心境の変化が、日頃の邸宅をそのまま「齋王家」に用いることに抵抗を感じるようになったと考えられる。別宅を「齋王家」に利用すれば厳格に日常生活から切り離され、潔齋所の中に穢や仏教を持ち込むことを遮断することができる。そこで齋王の乳母一族や外戚家の家司の邸宅、あるいは親戚の空き家など、齋王に関わりのある人々の邸宅を借り入れて「齋王家」として利用するようになったのであろう。ところが院政期になると、全く関係のない受領の邸宅を「齋王家」と使用するようになる。「齋王家」選定の様子は『兵範記』仁安三年（一一六八）八月廿二日条に以下のとおり記されている。

今日藏人大進參會殿下云。初齋宮卜定御所未_レ定。有_二豫議_一兩三所中。右少將泰通朝臣五條坊門高倉。本家主大納言成通於_二北對_一入滅。已雖_レ過_二十餘年_一。猶有_レ憚_敷。被_レ問_二先例_一於外記并神祇官。各不_二分明_一。仍不_レ召_レ之。但馬前司親弘綾小路猪隈。先年家人頓死云々。件條及_二數十年_一之上。依非_二家主_一。不_レ可_レ有_レ憚_之由有_二御定_一。已可_レ被_レ召_レ云々。此外或半作。或無_二便宜_一。或有_レ憚。或恩免云々。

來廿七日可レ令ニト定一。上卿新大納言。右少辨重方雖レ被ニ定仰一。於ニト定前并渡御一者。偏職事奉行也。

この時、「齋王家」の候補として右少将藤原泰通の五条坊門高倉邸と、但馬前守藤原親弘の綾小路猪隈邸が挙がっていた。しかしこれらの邸宅はいずれも過去に邸内で死人を出したことが問題となっていた。五条坊門高倉邸では本家の主である大納言藤原成通が北対で死去し、一方の綾小路猪隈邸では家人が頓死したのである。結局、綾小路猪隈邸で死人が出たのは数十年前のことで、しかも家主ではないので憚りなしと判断された。このことから、例え十年以上前でも家主が死亡した邸宅は、「齋王家」として相応しくないと認識されていたことが確認できる。『延喜式』卷第三、「臨時祭」穢忌条には、「凡觸ニ穢惡事一應レ忌者。人死限ニ卅日一。自ニ葬日。産七日。六畜死五日。産三日。鶏非ニ忌。其喫宍三日。此官尋常忌レ之。但當ニ祭時一。餘司皆忌。」とあり、人の死は三十日（葬日より数える）、人の出産は七日、六畜の死は五日、六畜の出産は三日（鶏は忌に含まず）、食肉は三日（神祇官は忌、供奉諸司は忌まず、但し祭時は余司も皆忌）と定められている。ところが仁安三年の卜定では十年以上前の家主や家人の「死」が問題視されている。これは明らかに『延喜式』の穢規定以上の反応である。高倉朝の事例から、「齋王家」に過去数年間、人が死亡していない屋敷が望まれていたことがうかがえる。高倉朝の齋宮に卜定されたのは後白河上皇第五皇女惇子内親王で、綾小路猪隈邸の主の藤原親弘も五条坊門高倉邸の主の藤原泰通のどちらも内親王との関係は深くない。このように院政期になると、齋王と関係のない受領の邸宅を用いる例が急増する。例えば堀河朝の場合、齋宮善子内親王は三条烏丸加賀守藤原家通宅、齋院令子内親王は前越前守源高実近衛萬里小路宅、齋院禎子内親王は源清実大炊御門南京極西宅、齋王家に借り上げている。また崇徳朝では齋院統子内親王は相模守藤原盛重新造宅、禱子内親王は綾小路北東洞院西尾張守藤原顕盛新宅を使用している。

齋宮善子内親王の「齋王家」として借用された藤原家通宅は、家通没後には白河上皇に買い取られ三条東殿が造営されている。家通は禎子内親王・篤子内親王家の別当を務め、同母姉妹の藤原兼子も堀河天皇の乳母を努めるなど白河法皇・堀河天皇に近く仕えていた人物である。一方、齋院令子内親王の「齋王家」として邸宅が利用された源高実は、令子内親王の職事であった。齋院統子内親王に邸宅を提供した藤原盛重は白河法皇に北面武士として近侍し、齋院禧子内親王の「齋王家」として新宅が使用された藤原顕盛は白河法皇に院近臣として仕えた藤原長実の子であった。このように「齋王家」として借用された邸宅のほとんどが、院近臣本人や近縁のものであったことがわかる。

旧来、身分によって居住宅地の広狭は規定されていたが、十世紀後半ごろから受領でも一町家を所持することが許容されるようになった。さらに院政期になると受領は赴任地で得た莫大な富をもって豪邸を建て、その邸宅を上皇に献上していた。これらの裕福な受領たちは、院に対して私的な財政的奉仕を繰り返すことで受領功過定を通過し、重任や遷任を受けることができた。十一世紀初頭以降、院御所や御願寺の造営を成功で賄うようになっていた。そしてこの時期に卜定された齋王の多くが院の娘であった。つまり自宅を「齋王家」として提供することは、齋王の父である院に取り入るための手段の一種であったと考えられるのである。

十世紀後半以降、穢概念の拡大により、貴族たちは日頃の邸宅をそのまま「齋王家」として用いることに抵抗を感じるようになった。そこで齋王と関わりのある乳母一族や外戚家の家司の第宅、親族の空き家などを「齋王家」として利用していた。その後、齋王卜定前に別に準備された邸宅への移動は儀式として定着し、上皇に取り入るため受領たちが自身の邸宅を「齋王家」に提供すようになったのである。

おわりに

十世紀中頃まで、初齋院入御以前の齋王御所である「齋王家」は齋王が日頃暮らす邸宅が利用されていた。当時の「齋王家」における居住形態は不明な部分が多いが、『源氏物語』の記述により、「齋王家」は齋宮が日常生活していた邸宅がそのまま利用されていたこと。「齋王家」に家族が同居する場合があること。そして「齋王家」に家族が共に暮らす場合、齋王の潔齋の妨げにならぬよう、家族も不浄なものを忌避して生活するように求められていたことが明らかになった。そして様々な制約があるが、齋王の家族たちは別邸に移ることなく、そのまま「齋王家」に住み続けていたのである。ところが三条朝の齋宮当子内親王以降になると、別宅や第三者の邸宅を借用して「齋王家」として利用するようになる。この「齋王家」の場の変化の要因として考えられるのは、撰関期から院政期にかけて、神の祟を恐れ、『延喜式』の穢規定を誇大解釈する傾向があつたことである。家族が潔齋所である「齋王家」に同居をする場合、様々な支障が生じる可能性がある。しかしあらかじめ別邸を「齋王家」にしておけば、家族などから持ち込まれる恐れのある不浄な出来事を遮断することができる。そのため「齋王家」の場が齋王の自宅から他所に変化したのであろう。

また「齋王家」に受領階層の邸宅が多く借用されるようになったのは、撰関期から院政期にかけて受領が任国で財を築き、豪邸を建てて権力者に取り入ろうとその邸第を院に提供するようになったからである。穢概念と政治体制の変化が密接に結び付き、「齋王家」の場が齋王の自宅から第三者の邸宅へと変つたと考えられよう。

註

- (1) 芝野真理子「別れの御櫛」考（『史窓』第四十八号、一九九一年）。榎村寛之「齋王發遣儀礼の本質について」（『律令天皇制祭祀の研究』所収、塙書房、一九九六年）。所功「齋王群行發遣次第の成立」（『古代文化』第五十一卷第二号、一九九九年）。榎村寛之「十一世紀齋王群行の社会的背景——『田中家春記』に見る伊勢への旅——」（『伊勢齋宮の歴史と文化』所収、塙書房、二〇〇九年）。
- (2) 所京子「平安時代の齋宮女官（上・下）」（『古代文化』第三十卷第三・四号、一九七八年）。榎村寛之「齋宮の女官について」（『伊勢齋宮の祭祀と制度』所収、塙書房、二〇一〇年）。
- (3) 網伸也「平安京の「齋宮」邸宅」（後藤祥子編『王朝文学と齋宮・齋院』所収、竹林舎、二〇〇九年）。
- (4) 西山良平「平安京の墨書『齋宮』と齋宮家・齋宮御所」（『京都市埋蔵文化財研究所調査報告』第二十一冊 平安京右京三条二坊十五・十六町——「齋宮」の邸宅跡』、二〇〇二年）。
- (5) 『日本紀略』天曆元年（九四七）九月廿五日条。
- (6) 榎村寛之『源氏物語』に見る齋宮——十世紀貴族の齋王観——（『伊勢齋宮の歴史と文化』所収、塙書房、二〇〇九年）。
- (7) 『親信卿記』の研究（思文閣出版、二〇〇五年）所引『親信卿記』天延元年（九七三）二月廿日条。
- (8) 『親信卿記』の研究（思文閣出版、二〇〇五年）所引『親信卿記』天延元年（九七三）六月廿日条。

(9) 『親信卿記』の研究』（思文閣出版、二〇〇五年）所引『親信卿記』天延二年（九七四）十一月十一日条。

(10) 所京子「大齋院選子の仏教信仰」（『神道史研究』第三十二卷第三号、一九八四年）。

(11) 山本一也「通過儀礼から見た親王・内親王の居住」（西山良平・藤田勝也編『平安京の住まい』所収、京都大学学術出版会、二〇〇七年）。

(12) 所京子『狭衣物語』にみる齋院の史的考察」（『齋王の歴史と文学』所収、国書刊行会、一九九九年）。

(13) 堤中納言藤原兼輔の孫。父は雅正。章明親王の母柔子は兼輔の女であるので、為頼と章明親王は従兄弟の間柄。

(14) 西山良平、前掲論文、註（4）。

(15) 所京子「伊勢齋宮関係と歌集成——平安中期を中心にして——」（『聖徳学園女子短期大学紀要』第九集、一九八三年）。

(16) 『玉葉』治承二年（一一七八）三月一日条。

以ニ職事信光ニ申云。今上皇女。可レ被レトニ、定賀茂齋王ニ。而今年二歳。被問レ例レ之處。二歳三歳共有レ例。可レ就ニ何例ニ哉。可ニ計奏ニ者。下官奏云。二三歳各有ニ其例ニ。吉凶之間。又以同前者。年來不レ被レ置ニ齋王ニ。叡情無聊。適皇女誕生。縦雖レ無レ例。只以早速可レ爲レ先。何況於レ有ニ先規ニ哉。就ニ二歳例ニ。今年可レ被レト定ニ。不レ可レ及ニ異議ニ者。大相國。左相。下官被レ問ニ三人ニ。云々。今日光能持ニ、來例ニ。齋王〔齋院〕卜定年齒例。

二歳例

恭子。延喜第三皇女。齋院。

延喜三年二月十九日。卜定。同十五年五月五日。依ニ母氏事一退出。

恂子。上西門院〔也〕。齋院。

大治四年四月六日。卜定。天承三年六月九日。依レ病退出。

功子。今上皇女。齋宮。

治承元年十月廿日。卜定。

三歳例

尊子。冷泉院第二皇女。母女御懷子。齋院。

康保五年七月一日。卜定。天延三年四月三日。依ニ母氏事一退出。

恭子。爲平子。齋宮。

寛和二年八月八日卜定。寛弘七年七月一日。依ニ父親王事一退出。

馨子。後一條院皇女。齋院。

長元四年十二月十六日。卜定。同九年四月十七日。依ニ後一條院御事一退出。

媞子。郁芳門院。齋宮。

承暦二年八月二日。卜定。應徳二年九月廿二日。依ニ中宮御事一退出。

このように、齋宮・齋院の最少年齡は二歳で、一歳の選出例は皆無であった。花山天皇の齋宮候補に従姉妹の恭子女王が挙がったが、結果的にこの時成人に達していたと推定される遠縁の済子女王が選ばれたのであろう。

(17) 山本一也、前掲論文、註(11)。

(18) 『中右記』天仁元年(一一〇八)十月九日・廿六日条。

『殿暦』天仁元年（一一〇八）十月廿六日条。

（19）三橋正『日本古代神祇制度の形成と展開』（法藏館、二〇一〇年）。

（20）『中右記』寛治元年（一一〇八七）二月十一日条によると、齋王卜定の御使役を勤めた藤原宗忠は臨月の妻がいるため、憚りになると心配している。結局、憚りなしと判断されたため、宗忠はそのまま御使役を勤めた。『延喜式』卷第三、「時祭」穢忌条の規定では人の出産は七日間の穢となるが、妊娠は穢ではない。宗忠の言動から、少しでも穢の疑いがある場合、排除しようとする認識が貴族に芽生えていたことが窺える。

また『玉葉』承安二年（一一七二）九月十九日条には、九条兼実が神宮上卿に任ぜられた際の様子記されている。兼実は藏人左少弁兼光から「太神宮文書」を受け取り自宅で保管する時に、神事札を立てて家中の仏経を取り出し、妊婦や重軽の人々を遠ざけていた。このように神事―特に伊勢神宮関連の神事―関わる貴族たちは、憚りある事象を厳格に忌避しようとしていたのである。

（21）佐藤真人「神仏隔離の要因をめぐる考察」（『宗教研究』八十一、二〇〇七年）。

（22）『中右記』寛治元年（一一〇八七）二月十一日条。

（23）『栄花物語』（卷第四 紫野）に「一院の姫宮（命子）、殿におはします、齋院に居させ給ぬ。いと華やかにめでたき御有様なり。」とあり、齋院卜定まで外祖父藤原師実の邸宅を居所としていたらしいことがわかる。また初齋院入御の詳細が記されている『中右記』寛治四年（一一〇九〇）四月九日条に「御所近衛萬利小路。前越前守高実朝臣宅也。」とあることから、「齋王家」として源高実宅が利用されていたことが確認できる。

（24）『本朝世紀』康和元年（一一〇九九）十月廿日条。

(25) 『中右記』 大治二年(一一二七) 四月五日条。

(26) 『中右記』 長承元年(一一三二) 十一月廿五日条。

(27) 隴谷寿 『平安貴族と邸第』(吉川弘文館、二〇〇〇年)。

(28) 院政期(堀河く高倉朝)の齋宮・齋院と院との関係

【白河院政期】

● 善子内親王(齋宮) | 白河天皇第二皇女、母女御藤原道子〔娘〕

● 令子内親王(齋院) | 白河天皇第三皇女、母中宮藤原賢子〔娘〕

● 禎子内親王(齋院) | 白河天皇第四皇女、母中宮藤原賢子〔娘〕

● 媯子内親王(齋宮) | 白河天皇第六皇女、母木工頭藤原季実女〔娘〕

● 官子内親王(齋院) | 白河天皇第五皇女、母宮人源頼子〔娘〕

● 守子内親王(齋宮) | 輔仁親王第一王女、白河天皇猶子、母大納言源師忠女〔義理の娘〕

● 悰子内親王(齋院) | 堀河天皇第一皇女、母典侍藤原宗子〔孫〕

● 統子内親王(齋院) | 鳥羽天皇第二皇女、母中宮藤原璋子〔曾孫〕

【鳥羽院政期】

● 禧子内親王(齋院) | 鳥羽天皇第一皇女、母中宮藤原璋子〔娘〕

● 怡子内親王(齋院) | 輔仁親王第二王女、白河天皇猶子、母大藏卿源行宗女〔義理の叔母〕

● 妍子内親王(齋宮) | 鳥羽天皇第三皇女、母参議藤原家政女〔娘〕

● 喜子内親王(齋宮) | 堀河天皇第二皇女、母不詳〔異母姉妹〕

● 亮子内親王(齋宮) | 後白河天皇第一皇女、母従三位藤原成子〔孫〕

【後白河院政期】

- 好子内親王（齋宮）——後白河天皇第二皇女、母從三位藤原成子〔娘〕
- 式子内親王（齋院）——後白河天皇第三皇女、母從三位藤原成子〔娘〕
- 休子内親王（齋宮）——後白河天皇第四皇女、母從三位藤原成子〔娘〕
- 惇子内親王（齋宮）——後白河天皇第五皇女、母右大臣藤原公能女〔娘〕
- 僖子内親王（齋院）——二条天皇第一皇女、母大外記中原師元女〔孫〕
- 頌子内親王（齋院）——鳥羽天皇第七皇女、母左大臣藤原実能女〔異母妹〕
- 功子内親王（齋宮）——高倉天皇第一皇女、母右近衛少将藤原公重女〔孫〕
- 範子内親王（齋院）——高倉天皇第二皇女、母中納言藤原成範女〔孫〕

第二部 齋王制度の変容

第一章 摂関期に於ける齋王卜定

はじめに

十世紀以降、朝廷は地方への関心を失い、国司へ大幅な行政権を委任する代わりに、一定以上の租税進納を義務づける政治形態を取るようになる。次第に摂関家を筆頭とする貴族層の政治意識は京内に集約されるようになり、国家の守護神である伊勢神宮より都の守護神である賀茂社を重視する傾向を強めていった。菅原孝標女は『更科日記』の中で、

物ばかりなき心にも、「つねに天照御神を念じ申せ」といふ人あり。いづこにおはします、神仏にかはなど、さはいへど、やうく思ひわかれて、人にとへば、「神におはします。紀の国造と申すは、この御神也。さては内侍所にすべら神となむおはします。」といふ。「伊勢の国までは思わくべきにもあらざり。内侍所にも、いかでかまゐりをがみたてまつらむ。空の光を念じ申すべきにこそは」など、浮ておぼゆ。

と述べており、天照大神がどこで祀られているか把握していない。地方との関わりが深い受領階級出身の孝標女ですらこのありさまである。伊勢神宮は中央から顧みられなくなり、伊勢神宮の祭祀は国家的祭祀というより、天皇家の男系系譜に由来する形式的な祭祀と意識されるようになっていたのである。一方、賀茂祭は京の貴族にとって最も華やかで注目の高い祭りであった。『源氏物語』や『枕草子』の記述より、祭の中で特に関心を集めていたのが齋院御禊であることは明らかである。

貴族たちの伊勢神宮軽視の結果、齋宮には天皇との血縁関係の薄い異母姉妹や女王が選出され、齋院には天皇との血縁関係の濃い娘や同母姉妹が選出されるようになった。この傾向は摂関期に入って

顕著にみられるようになる。撰関期に多くみられる女王齋宮の存在は齋宮の相対的地位の低下と形骸化の象徴とみなされていた。^{⑤④}

齋王の選出儀礼である卜定は、事前に内定していた候補者の合否を決定する形式的なものに過ぎず、齋王の人選には政治的な意思の介入が可能であったと考えられている。^⑥ 東郷富規子氏は、「齋王の選定は予め選出された皇女または王女を一定の儀式のうちに神祇官適不適をトウという方法で行われており、真の決定はむしろ予選においてなされて」おり、「齋王選定の際には政権保持者たる藤原氏が策動して有力な外戚を持たぬ皇女または王女にト合させ、自身の孫にならせぬようにしていた」と論じている。^⑦ また榎村寛之氏は、八世紀・十世紀・十一世紀・十二世紀の史料を通じて齋王候補者は事前に会議で決定され、卜定はその合否を占ったものであり、政治的な力関係の反映がありえるとしている。^⑧

撰関全盛期（花山〜後冷泉朝）の齋王のうち、九条流撰関家の血を引く齋宮は、小一条院皇女嘉子内親王（母藤原寛子―藤原道長女）のみであるのに対し、齋院は村上天皇皇女選子内親王（母中宮藤原安子―藤原師輔女）、後一条天皇皇女馨子内親王（母中宮藤原威子―藤原道長女）、後朱雀天皇皇女祿子内親王（母中宮藤原媛子―敦康親王女・藤原頼通養女）らが選出されている。このことから、撰関家は齋宮ではなく齋院を重視していたと考えられている。さらに撰関家を外戚に持つ皇女のうち、優遇されている皇女が齋宮・齋院に卜定されることがないので、齋王卜定に撰関家の意思が介入していた場合、撰関家は齋王自体に積極的な関心を持っていなかった可能性も指摘されている。^⑨

しかし女王齋宮が頻発する時期（円融〜後一条朝）は、齋院の交替が行われず、選子内親王が五十七年間務めており、一概に女王齋宮の出現が齋宮の地位低下を示すとは言い難い。この時期の天皇である三条天皇は、齋宮に第一皇女当子内親王（母皇后藤原成子―藤原濟時女）を選出している。三条

天皇には藤原道長女の妍子が入内していたが、この時まだ娘の媞子内親王は誕生しておらず、齋宮に選ぶことなど不可能であった。また後一条天皇の場合も、即位より十五年後に大齋院選子内親王が高齢を理由に齋院を退下したため、馨子内親王を齋院に選出したにすぎない。このように、撰関家が意図的に外孫を齋宮に選出しなかったとは考え難い。

齋院は『延喜式』巻第六、神祇六、「齋院司」に、「凡天皇即レ位。定ニ賀茂大神王^一。仍簡ニ内親王未レ嫁者^二ト之。」と記載されているとおり、齋宮と同様に天皇の代替わりごとに交替することになっていた。しかし必ずしも厳守されておらず、二代以上の天皇の齋院を務めた者が十二名も存在する。これは初代齋院有智子内親王の時から確認される現象で、天皇の代替わりごとに必ず交替しなければならぬ齋宮とは大きく異なる。従来の研究では、選子内親王が長期間齋院を努めた要因として撰関家の血を引く皇女であったため、撰関家の荘厳装置の役割を担っていたことが指摘されている^③。けれどもそれだけが原因で齋院の交替がこれ程長く行われなかったとは考え難い。撰関家の荘厳装置として齋院が機能していたならば、やはり天皇との血縁関係の近い撰関家の血を引く皇女を齋院に選出すべきだからである。それを行わなかったのは、新たな齋院を選出できない状況であった可能性が十分に考えられる。

また貴族たちは齋宮に無関心であったとされているが、『源氏物語』や『狭衣物語』など齋宮が登場する平安文学作品は多い。本当に関心がないのであれば、話題にすらあがらないはずである。女王の選出が多いからといって、貴族たちが齋宮を齋院より軽視していたとは一概に言い難い。しかも承久の乱以前に断絶した齋院と異なり、齋宮は南北朝時代まで存続している。これほど長きに渡って存在したことは、形骸化というよりは、齋宮の選出条件に何らかの変化が生じたと考える方が適切だと思われる。なぜなら、候補者の範囲が広いほど制度を安定的に維持することができるからである。

そこで本稿では撰関期における齋宮・齋院の卜定に注目し、撰関家は齋宮を冷遇していたのか。女王齋宮の出現は齋宮の形骸化を示す事象であるのか。それとも制度を円滑に運営するための必要な変化であったのか。以上の点に留意して、撰関期の齋王制度について考察したいと思う。

第一節 卜定の時期

(一) 齋宮の場合

齋宮の卜定は『延喜式』巻第五、神祇五、「齋宮式」定齋王条に、

凡天皇即位者。定ニ伊勢太神宮齋王一。仍簡ニ内親王未レ嫁者一卜之。

若無ニ内親王一者。依ニ世次一。簡ニ定女王一卜之。

と規定されているとおり、天皇の皇位継承儀礼の一環として執り行われていた。同じく即位儀礼である大嘗祭は『延喜式』巻第七、神祇七、「踐祚大嘗祭式」に、

凡踐祚大嘗。七月以前即位者。當年行レ事。八月以後者。明年行レ事。

此據ニ受讓即。非レ謂ニ諒闇登極一。

とあり、七月以前に即位した場合は当年に、八月以後に即位した場合は翌年に行うことが定められている。ただし上記の規定は受讓即位の場合であり、諒闇登極の場合は服喪期間が過ぎるまでは行わない。ところが齋宮卜定に関しては、明確な日時は定められていない。そのため歴代齋宮の卜定の時期にはバラつきがみられる。また『延喜齋宮式』では天皇即位後に齋宮を選定することになっているが、齋宮卜定は必ず即位式のあとに実施されている。つまり『延喜齋宮式』のいう「即位」とは踐祚ではなく即位式のことを指すのである。このように齋宮卜定は即位式を挙げたあとに執り行われる儀礼であった。踐祚と即位の区別がなされるようになった平城天皇から、伊勢齋王制度が廃絶する後醍醐天皇までの即位式と齋宮卜定の関係をまとめたものが次の表1である。

表 1 平安期以降の天皇即位と斎王卜定

天皇	特殊の即位状況	践祚	即位式	斎宮	卜定	年齢	縁柄	斎院		年齢	縁柄
								卜定	年齢		
平城	死去	延暦25 (806)・3・17	大同元 (806)・5・18	大原	大同元 (806)・11・13		娘				
嵯峨	譲位	大同4 (809)・4・1	大同4 (809)・4・13	仁子	大同4 (809)・8・11		娘	槽子	弘仁元 (810)・9	4	娘
				淳和	弘仁14 (823)・6・3		娘				
淳和	譲位	弘仁14 (823)・4・16	弘仁14 (823)・4・27	氏子	弘仁14 (823)・6・3		娘				
				宣子	天長5 (828)・2・12		姪	緒子	天長8 (831)・12・8		姪
仁明	譲位	天長10 (833)・2・28	天長10 (833)・3・6	久子	天長10 (833)・3・26		娘	高子	天長10 (833)・3・26		娘
文徳	4歳位	嘉祥3 (850)・3・19	嘉祥3 (850)・4・17	晏子	嘉祥3 (850)・7・9		娘	慧子	嘉祥3 (850)・7・9		娘
				述子	天安元 (857)・2・28		娘				
清和	死去	天安2 (858)・8・27	天安2 (858)・11・7	悟子	貞觀元 (859)・10・5	12?	異母姉	儀子	貞觀元 (859)・10・5		同母姉妹
陽成	譲位	貞觀18 (876)・11・29	貞觀19 (877)・1・3	識子	元慶元 (877)・2・17	4	異母妹	敦子	元慶元 (877)・2・17		同母姉妹
				揖子	元慶6 (882)・2・17		叔母	緒子	元慶6 (882)・4・9		父の従姉妹
光孝	譲位	元慶8 (884)・2・4	元慶8 (884)・2・23	繁子	元慶8 (884)・3・22		娘			娘	
宇多	死去	仁和3 (887)・8・26	仁和3 (887)・11・17	元子	寛平元 (888)・2・16		従姉妹	直子	寛平元 (888)・10・8	4?	父の従姉妹
				君子	寛平5 (893)・3・14		娘				
醍醐	譲位	寛平9 (897)・7・3	寛平9 (897)・7・13	柔子	寛平9 (897)・8・13	7?	同母妹	恭子	延喜3 (903)・2・19	2	娘
				宣子	延喜15 (915)・7・19	14	娘				
				韶子	延喜21 (921)・2・25	4	娘				
朱雀	4歳位	天慶9 (946)・4・13	天慶9 (946)・4・28	稚子	承平元 (931)・12・25	22	異母姉				
				斉子	承平6 (936)	16	異母姉				
				徽子	承平6 (936)・9・12	8	姪	媛子	承平元 (931)・12・25	28	異母姉
村上	譲位	天慶9 (946)・4・13	天慶9 (946)・4・28	英子	天慶9 (946)・5・27	26	異母姉				
				保子	天曆元 (947)・2・26	5	姪				
				染子	天曆9 (955)・7・17	4	娘				

冷泉	死去	康保4(967)・5・25	康保4(967)・10・11	輔子	安和元(968)・7・1	16	同母妹	導子	安和元(968)・7・1	3	娘
				隆子	安和2(969)・11・16				姪		
平融	謫位	安和2(969)・8・13	安和2(969)・9・23	規子	天延3(975)・2・27	27	異母姉				
				濟子	永觀2(984)・11・4						
花山	謫位	永觀2(984)・8・27	永觀2(984)・10・10				父の従姉妹				
一条	謫位	寛和2(986)・6・23	寛和2(986)・7・22	恭子	寛和2(986)・8・8	3	従姉妹	選子	天延3(975)・6・25	12	同母妹
				当子	長和元(1012)・12・4						
三条	*薨	寛弘8(1011)・6・13	寛弘8(1011)・10・16			12	娘				
後一条	・謫位	長和5(1016)・1・29	長和5(1016)・2・7	嬬子	長和5(1016)・2・19	12	父の従姉妹	馨子	長元4(1031)・12・16	3	娘
				良子	長元9(1036)・11・28			嬬子	長元9(1036)・11・28		
後朱雀	死去	長元9(1036)・4・17	長元9(1036)・7・10			8	娘	嬬子	長元9(1036)・11・28	5	娘
後冷泉	*薨	寛徳2(1045)・1・16	寛徳2(1045)・4・8	嘉子	永承元(1046)・3・10		再従兄弟の子	禰子	永承元(1046)・3・24	8	異母妹
				敬子	永承6(1051)・10・7			正子	康平元(1058)・6・27		
後三条	死去	治暦4(1068)・4・19	治暦4(1068)・7・22	俊子	延久元(1069)・2・9	14	娘	佳子	延久元(1069)・10・28	13	娘
				淳子	延久5(1073)・2・16			篤子	延久5(1073)・3・11		
白河	謫位	延久4(1072)・12・8	延久4(1072)・12・29	媯子	承暦2(1078)・8・2	3	娘	齊子	承保元(1074)・12・8		遠縁
				令子	寛治3(1089)・6・28			令子	寛治3(1089)・6・28		
堀河	謫位	応徳3(1086)・11・26	応徳3(1086)・12・19	善子	寛治元(1087)・2・11	11	異母姉	禰子	康和元(1099)・10・20	19	同母妹
				官子	天仁元(1108)・11・8			官子	天仁元(1108)・11・8		
鳥羽	死去	嘉承2(1107)・7・19	嘉承2(1107)・12・1	姉子	天仁元(1108)・10・28	15	叔母	保子	保安4(1123)・8・28	25	伯母
				禰子	長承元(1132)・11・25			禰子	長承元(1132)・11・25		
崇徳	謫位	保安4(1123)・1・28	保安4(1123)・2・19	守子	保安4(1123)・6・9	13	祖父の従姉妹	禰子	長承元(1132)・11・25	11	同母妹
近衛	謫位	永治元(1141)・12・7	永治元(1141)・12・27	妍子	康治元(1142)・2・26		異母姉妹				祖父の従姉妹
				喜子	仁平元(1151)・3・2						
後白河	死去	久寿2(1155)・7・23	久寿2(1155)・10・26	亮子	保元元(1156)・4・19	10	娘	怡子	長承2(1133)・12・21		祖父の従姉妹

二条	讓位			好子	保元 3 (1188)・12・25	11	異母妹			再嫁姉妹	
六条	*讓位	永万元 (1165)・6・25	永万元 (1165)・12・18	休子	仁安元 (1166)・12・8	10	叔母	式子	平治元 (1189)・10・25	11	異母妹 叔母
高倉	讓位	仁安 3 (1168)・2・19	仁安 3 (1168)・3・20	樽子	仁安 3 (1168)・8・27	11	異母姉	樽子	嘉永元 (1169)・10・20	11	姪
								輝子	承安元 (1171)・6・28	27	叔母
								範子	治承 2 (1178)・6・27	2	娘
安徳	讓位	治承 4 (1180)・2・21	治承 4 (1180)・4・22	不在				不在			
兼盛	西国隠御 (隠居生母)	寿永 2 (1183)・8・20	元暦元 (1184)・7・2	潔子	文治元 (1185)・11・15	7	異母姉	不在			
土御門	讓位	建久 9 (1198)・1・11	建久 9 (1198)・3・3	庸子	正治元 (1199)・12・24	4	異母妹	礼子	元久元 (1204)・6・23	5	異母妹
順徳	讓位	承元 4 (1210)・11・25	承元 4 (1210)・12・28	照子	建保 3 (1215)・3・14	11	異母妹	不在			
忠実	讓位	承久 3 (1221)・4・20	行方	不在				不在			
兼朝	讓位	承久 3 (1221)・7・9	承久 3 (1221)・12・1	利子	嘉祿 2 (1226)・11・26	30	同母姉	不在			
四条	讓位	貞永元 (1232)・10・4	貞永元 (1232)・12・5	昱子	嘉承 3 (1237)・11・24	7	異母姉妹	不在			
後醍醐	崩御	仁治 3 (1242)・1・20	仁治 3 (1242)・3・18	曦子	寛元 2 (1244)・12・16	21	異母妹	不在			
後深草	讓位	寛元 4 (1246)・1・29	寛元 4 (1246)・3・11	不在				不在			
龜山	讓位	正元元 (1250)・11・26	正元元 (1250)・12・28	愷子	弘長 2 (1282)・12・4	14	異母姉妹	不在			
後宇多	讓位	文永 11 (1274)・1・26	文永 11 (1274)・3・26	不在				不在			
伏見	讓位	弘安 10 (1287)・10・21	正応元 (1288)・3・15	不在				不在			
後伏見	讓位	永仁 6 (1298)・7・22	永仁 6 (1298) 10・13	不在				不在			
後二条	讓位	正安 3 (1301)・1・21	正安 3 (1301)・3・24	駉子	徳治元 (1306)・12・22	20	異母姉妹	不在			
花園	崩御	徳治 3 (1308)・8・25	延慶元 (1308)・11・16	不在				不在			
後醍醐	讓位	文保 2 (1318)・2・26	文保 2 (1318)・3・29	權子	元徳 2 (1330)・12・19	16	娘	不在			
光厳	讓位	元徳 3 (1331)・9・20	正徳元 (1332)・3・22	不在				不在			
後醍醐	讓位	元弘 3 (1333)・5・25	なし	祥子	正徳 2 (1333)・12・28		娘	不在			

*印=先帝が讓位後すぐに死去したケース。女王=ゴシック体。※印=卜定時は女王、後日内親王宣下。

即位式と齋宮卜定の実施間隔は天皇ごとに異なっており一定ではない。齋宮卜定の中絶や大幅な卜定の遅延がみられる安徳天皇以降は除外し、踐祚と即位式が分かれた平城天皇から高倉天皇までの即位式と齋宮卜定の関係は以下のように分類することができる。

- ① 即位式より一ヶ月未満：八例（仁明・光孝・醍醐・村上・花山・一条・後一条・二条）
- ② 即位式より一ヶ月以上三ヶ月未満：七例（淳和・文徳・陽成・円融・白河・堀河・近衛）
- ③ 即位式より三ヶ月以上六ヶ月未満：六例（平城・嵯峨・後朱雀・崇徳・後白河・高倉）
- ④ 即位式より六ヶ月以上一年未満：六例（清和・冷泉・後冷泉・後三条・鳥羽・六条）
- ⑤ 即位式より一年以上：三例（宇多・朱雀・三条）

即位式から齋宮卜定までの期間が短い①と②の場合、院政期の二条天皇は例外として残りの天皇は踐祚から即位式までの期間も短くおよそ一ヶ月前後で行っている。また即位式から齋宮卜定までやや時間がかかった③の場合、嵯峨・崇徳・高倉天皇は踐祚から即位式の期間は一ヶ月ほどだが、平城・後朱雀・後白河天皇は二ヶ月前後の時間を有しており、天皇によってバラつきがみられる。さらに即位式から齋宮卜定まで長い期間が空く④と⑤の場合、即位式を執り行うまで二ヶ月以上かかっている。つまり踐祚から一ヶ月前後で即位式を挙げた天皇は、その後の齋宮卜定も迅速に行っている。逆に踐祚から即位式まで数ヶ月かかるような天皇は、齋宮卜定を行う時期も遅くなる傾向がある。それでは何故、即位儀礼の時期にこのような違いがみられるのであろうか。そこで先帝の退位状況を検証したいと思う。

すべての即位儀礼がスムーズに行われた①のケースでは、先帝はすべて死を伴わない譲位により退位している。②のケースでは、先帝が譲位後三日で崩御した文徳天皇は例外として、残りは先帝の退位に死が関係していない。そして一様ではない③のケースは、踐祚から即位式が一ヶ月弱で行われた

表 2 死を絡む退位をした先帝と新帝の血縁関係

先帝	新帝	血縁	崩御からト定までの期間
桓武	平城	父子	約 11 ヶ月
仁明	文徳	父子	約 3 ヶ月
文徳	清和	父子	約 1 年 1 ヶ月
光孝	宇多	父子	約 1 年 6 ヶ月
醍醐	朱雀	父子	約 1 年 3 ヶ月
村上	冷泉	父子	約 1 年 1 ヶ月
一条	三条	従兄弟	約 1 年 5 ヶ月
後一条	後朱雀	同母兄弟	約 7 ヶ月
後朱雀	後冷泉	父子	約 1 年 2 ヶ月
後冷泉	後三条	異母兄弟	約 10 ヶ月
堀河	鳥羽	父子	約 1 年 3 ヶ月
近衛	後白河	異母兄弟	約 8 ヶ月
二条	六条	父子	約 1 年 4 ヶ月

先帝の死去から斎宮ト定の期間は短い場合は三ヶ月弱、長い場合は一年六ヶ月ほどかかっている。文徳天皇以前は異なるが清和天皇以降、先帝と新帝の血縁関係が父子である時、ト定は父帝の崩御から一年以上経過してから行っている。ところが先帝と新帝の血縁関係が兄弟以下の場合、三条天皇を例外として、先帝の崩御から数ヶ月ほどで斎宮ト定を行っている。つまり新帝は父の死から一年経過してから斎宮を選んでいくことになる。興味深いことに、これは重服が除服となる時と同じである。『令集解』「喪葬令」によると服喪期

嵯峨・崇徳・高倉天皇の場合、先帝は通常の譲位をしている。一方、即位式まで二ヶ月ほど時間がかかった平城・後朱雀・後白河天皇の場合、先帝は在位のまま崩御している。また④と⑤のケースでは、先帝が在位のまま崩御もしくは譲位後数日で崩御している。このように先帝の退位状況によって新帝の即位儀礼の時期に明確な違いがある。死を絡まない受譲即位をした天皇は、踐祚から斎宮ト定までの一連の即位儀礼がスムーズに行われ、先帝の崩御（譲位後すぐに死去も含む）に伴う即位をした天皇は、即位儀礼に滞りが見られるのである。さらに即位儀礼の停滞も一定ではなく、個々のケースによってバラつきがある。表 2 には崩御による即位をした際の先帝と新帝の血縁関係をまとめてある。

間は、君（天皇・太 政天皇）父母・夫・本主の死は一年、祖父母・養父母は五ヶ月、曾祖父母・外祖父母・伯叔姑・妻・兄弟姉妹・夫の父母・嫡子は三ヶ月、高祖父母・舅姨・嫡母・継母・継父同居・異父兄弟姉妹・衆子・嫡孫は一ヶ月、衆孫・従父兄弟姉妹・兄弟の子は七日と定められており、この期間が過ぎると除服となる。特に天皇が父母の喪に服する期間を諒闇といい、令制では一年間であったが、承和七年（八四〇）の淳和天皇の死後、仁明天皇は「日を以て月に易える」という中国の方式を取り入れた。ただし一年を過ぎるまでは諒闇中で、その間は「心喪」に服し、その後大祓を行って除服することになっている。『令義解』「軍防令」では父母の喪は重服（重）といい、それ以下の軽服と區別されていた。清和天皇以降、先帝が在位のまま崩御もしくは讓位後に崩御した場合、受讓即位をした場合と比べて齋宮卜定が遅いのは、服喪期間が影響している可能性が考えられる。前述したとおり、大嘗祭は諒闇が明けるまで行われぬ。齋宮卜定は大嘗祭同様に天皇の即位儀礼である。そのため新帝の服喪期間が過ぎるまで齋宮卜定を行わなかったのである。

ところで三条天皇は従兄弟の一条天皇から皇位を継承したが、齋宮卜定は即位式から約一年一ヶ月後に踐祚から数えると一年五ヶ月後に行っている。確かに一条天皇は讓位後すぐに崩御しているが、それだけが原因で父子継承をした他の天皇より齋宮卜定が遅くなったとは考え難い。この卜定の遅れは三条天皇の父である冷泉上皇の死が影響を及ぼしたと考えるのが妥当であろう。即位式より八日後の寛弘八年（一〇一一）十月廿四日、冷泉上皇が赤痢によって急死し、三条天皇は諒闇に服することになる。齋宮卜定は新帝の服喪期間が過ぎてから行うことが慣例化しており、三条天皇は父の死から一年間は齋宮を立てることができなかった。三条天皇も父の重服にかかったため、その諒闇が明けるまで齋宮卜定を行えなかったのである。

このように九世紀後半以降、齋宮卜定は新帝の即位状況によって実施時期に差が生じるようになって

た。死を絡まない通常の受讓即位をした場合、踐祚↓即位式↓齋宮卜定とスムーズに即位儀礼が執り行われる。一方で、先帝が死を絡む退位をした場合、齋宮卜定の時期に遅れがみられる。そして先帝と新帝の関係が父子であった場合、天皇の諒闇が明けるまで最低一年間は齋宮卜定を行わないのが慣例化したのである。

(二) 齋院の場合

齋宮の卜定は新帝の即位状況によって実施期間が異なるが、もう一つの齋王制度である齋院の卜定にも同様の傾向がみられるのだろうか。そこで齋院卜定の実施例を検証し、卜定の時期に関する傾向を明らかにしたいと思う。齋院卜定は『延喜式』巻第六、神祇六、「齋院司」定齋王条に、

凡天皇^即位。定^ニ賀茂大神宮齋王^一。仍簡^ニ内親王未^レ嫁者^一卜之。若無^ニ内親王^一者。依^ニ世次^一。簡^ニ諸女王^一卜之。

天皇が即位したのち、卜定で選出されることが定められている。天皇の即位と齋院卜定の関係は以下のとおりパターン分けすることができる。

- ① 即位後齋宮と同日卜定：七例（仁明・文徳・清和・陽成・朱雀・冷泉・後朱雀）
 - ② 齋宮より遅れて卜定：七例（嵯峨・宇多・後冷泉・白河・鳥羽・崇徳・土御門）
 - ③ 交代しない：十八例（淳和・光孝・醍醐・村上・円融・花山・一条・三条・後一条・後三条・堀河・近衛・後白河・二条・六条・高倉・安德・順徳）
- 齋院の場合、天皇の代替わりのタイミングで改められる①と②のパターンと改められない③のパターンに区分することができる。さらに①と②のうち、崩御による即位をした㊤群【文徳・清和・宇多・朱雀・冷泉・後朱雀・後冷泉・鳥羽】と受讓即位をした㊦群【嵯峨・仁明・陽成・白河・崇徳・土御門】とに分けることができる。

つぎに㊦群において先帝と齋院の血縁関係は、

文徳	先帝…仁明天皇〔父〕	齋院…高子内親王〔娘〕	：父帝崩御による退下。
清和	先帝…文徳天皇〔父〕	齋院…述子内親王〔娘〕	：父帝崩御による退下。
宇多	先帝…光孝天皇〔父〕	齋院…穆子内親王〔娘〕	：父帝崩御による退下。
朱雀	先帝…醍醐天皇〔父〕	齋院…韶子内親王〔娘〕	：父上皇崩御による退下。
冷泉	先帝…村上天皇〔異母弟〕	齋院…婉子内親王〔異母姉〕	：当帝崩御による退下。
後朱雀	先帝…後一条天皇〔父〕	齋院…馨子内親王〔娘〕	：父帝崩御による退下。
後冷泉	先帝…後朱雀天皇〔父〕	齋院…娟子内親王〔娘〕	：父帝崩御による退下。
鳥羽	先帝…堀河天皇〔同母兄〕	齋院…禎子内親王〔同母妹〕	—疾病による退下（当帝崩御と同日）。

八例中六例が父娘であり、いずれも父の死去に伴い齋院を退下している。残りの二例は先帝と齋院の血縁関係が兄妹であるが、天皇の崩御に伴い退下している。婉子内親王の例は異母弟の村上天皇が在位のまま崩御したため解任され、禎子内親王の例は堀河天皇の崩御と同日に疾病によってが解任されている。このように㊦群の天皇は先帝退位の時点で齋院が退下していたため、新たな齋院を選出する必要があったことが確認できる。また婉子内親王の事例から天皇と齋院が父娘ではなくても、当帝が在位のまま崩御した時は齋院を改めたようである。ただし譲位後に先帝が崩御した場合は、先帝と齋院の関係が父娘でない限り、齋院を改める必要はなかった。

㊧群の場合、賀茂斎王制度を創設した嵯峨天皇と二十三年ぶりに賀茂斎王制度を復活させた土御門天皇は除外して、仁明・陽成・崇徳天皇は先帝の譲位、白河天皇は疾病によって齋院がそれぞれ退下している。齋宮と同日に齋院の卜定が行われていたのは仁明・陽成天皇までに集中しており、この時

期の齋院は天皇の代替わりごとに任を解かれていたのである。九世紀中頃までは齋院も齋宮と同様に天皇の即位に対応した制度であったといえる。ところが光孝天皇以降、天皇が讓位による皇位継承をすると、齋院の交代が行われなくなっていく。つまり齋院は父母の崩御や本人の疾病など齋院を努めることができなくなった時だけ、新齋院が立てられたのである。即位時に齋院が不在の場合、齋宮卜定と同日あるいは遅れて齋院卜定が行われた。また新帝が諒闇の場合、齋宮同様に新帝が除服したのちに卜定を行っている。

このように九世紀後半以降、齋院は父母の死や本人の疾病以外の理由で退下することがほとんどなくなっていた。通常の受禪による即位は齋院を改めないことが一般的であった。その際、『日本紀略』天祿元年（九七〇）二月廿九日条に「被_レ告_ニ、申齋院尊子内親王不_レ改由於賀茂社。」とあるとおり、齋院を改めない由を賀茂社に奉告を行えば良かったのである。天皇の代替わりごとに必ず改められる齋宮と必ずしも改められない齋院、同じ齋王制度でありながら異なる性質のものであったように思える。

第二節 齋王卜定の儀

齋王は未婚の内親王（内親王不在の場合は女王）の中から卜定で選ばれた。卜定時の齋王の年齢は判明している限りで二歳〜三十歳までで、総じて十代の選出が多い。『栄花物語』（卷三十八、松の下枝）に、

今の齋院も、わづらはせ給て、下りさせ給ぬれば、女院におはしましつる四宮居させ給ぬ。高倉殿の宮、齋院にみさせ給ふべしなどいふ事ありて、今さらにとや思しけん、尼にならせ給ふとて、十二月の八日、戒受けさせ給ふとのゝしれど（後略）

延久四年（一〇七二）七月に退下した佳子内親王の後任齋院を決める際、当初は高倉殿の宮祐子内親王が候補に挙がっていた。ところが祐子内親王は齋院に卜定されることを拒んで出家する。結局、後三条院の四宮篤子内親王が齋院に定められたのである。この時の祐子内親王の年齢は三十五歳、一方の篤子内親王の年齢は十一歳であった。祐子内親王が「今さらに」と言ったのは年齢的なことを指したと思われる。『栄花物語』の文節より、齋王は若い内親王（女王）が任じられるのが一般的という認識があったことがうかがえる。祐子内親王は齋院を拒否するために出家している。齋王は俗人の内親王や女王でなければならなかったのである。また卜定の儀が行われる前に、祐子内親王の名が齋院候補に挙げられていることから、齋王は卜定以前に候補者が内定していたといえる。卜定の儀に先立ってあらかじめ候補が定められていたことは、儀式書や古記録などの史料からも確認することができる。『北山抄』巻第六、備忘略記、齋王卜定事によれば、

延喜三年二月十九日。左大臣兩度令_レ卜。初度丙合。後度乙合。先例以_ニ續飯_一封。此般用_レ刀。

以_ニ乙合親王_一定_レ之。左中辦當時爲_ニ勅使_一。明日發_レ使。令_レ申_ニ彼社_一。

延喜三年（九〇三）二月十九日、疾病により齋院を退下した君子内親王の後任齋院の選定が行われた。左大臣が二度卜いを行い、一度目が丙合、二度目が乙合という結果になった。そこで先例に倣い乙合親王を齋院に決定している。延喜三年の卜定においては齋院候補が少なくとも二名存在していた。ちなみにこの時の齋院は、『日本紀略』同日条に、「卜_ニ定賀茂齋院_一。恭子内親王卜食云々。」とあり、恭子内親王だと判明している。恭子内親王は先日姉の宣子内親王と共に親王宣旨を受けている。宣子内親王は恭子内親王が母（更衣藤原鮮子）の喪で退下した後任の齋院に選ばれているので、丙合と成ったもう一人の候補は宣子内親王であった可能性が高い。延喜三年の事例から、齋宮・齋院候補が卜定以前に決定していたことが確認できる。同じく『北山抄』には、

承平元年十二月廿五日。左大臣仰_ニ外記_一召_ニ硯紙_一。自書_ニ内親王名_一。令_ニ外記密封_一。召_ニ奥生_一給_レ之。先令_レト_ニ伊勢齋王_一。大臣開見。兩度不_レ合。三度合_レ之。次令_レト_ニ賀茂齋王_一。一度合也。參上奏了。召_ニ奥生_一。仰_下以_ニ雅子内親王_一定_ニ伊勢齋王_一。以_ニ婉子内親王_一定_ニ賀茂齋王_一之由_上。又仰_レ辨令_レ給_ニ承知官符_一。諒開間ト定例。在_ニ嘉祥三年_一。而承平例如_レ之。

承平元年（九三一）十二月廿五日の齋王卜定において、事前に齋宮・齋院候補となる内親王を選んでいたことが判明している。この時、齋宮の卜定は二度合わず三度目になってようやく合い異母姉雅子内親王が選ばれた。一方の齋院は一度の卜定で合い異母姉婉子内親王が決定されている。雅子内親王が三度占われたのか、齋宮候補が三人いたのかは判断できないが、候補はほぼ内定していて、卜定は形式的な儀礼であったことが確認できる。『小右記』永観二年（九八四）十一月五日条には、

（前略）民部卿大輔惟成云。昨日有_ニ齋王卜定之事_一。式部卿親王・彈正尹親王許差_ニ所衆_一。先取_ニ遣女王名簿_一。其後召_ニ左大臣於御前_一。被_レ仰_ニ女王名_一。是事不_レ慥。仍下_ニ給名簿等_一。大臣懷_ニ名簿_一還_ニ著杖座_一。卜定奏文云々。ト定彈正尹親王女濟子_一云々。以_ニ左近衛佐爲頼朝_一。被_レ仰_ニ遣其由_一。依_レ有_ニ事緣_一也者。先以_ニ近衛官人_一被_ニ仰遣_一者也。

花山天皇の齋宮卜定に先立って、式部卿為平親王（村上天皇皇子）と彈正尹章明親王（醍醐天皇皇子）の許に所衆を差し向けて女王の名簿を取り遣わし、左大臣源雅信を召して花山天皇の御前で会議を開いている。結局、花山天皇の齋宮には章明親王女の濟子女王が卜定された。

後一条天皇の齋宮卜定は長和五年（一〇一六）二月十九日に行われたが、『御堂関白記』同月十三日条には、「示_下源宰相以_ニ故中務宮女子_一可_レ為_ニ齋王_一由_上。至_ニ彼宮_一還来云。示_ニ案内_一了者。」とあり、卜定の儀の六日前には嬪子女王が齋宮に内定していたことが確認できる。そして同記同月十九日条に、「曉女方_{（倫子）}參_レ院。右大臣參入。會_ニ合東渡殿_一。齋王卜定事等相示。」と、右大臣藤原頭光が藤原

道長のもとに参入し、齋宮卜定に関する打合せを事前に行っている。つまりこの時も卜定以前に齋宮は定められていたのである。以上の事例から、齋王卜定の儀は事前に内定していた候補者の合否を占う形式的なものに過ぎず、齋王の選定において重要なのは候補を先行する会議であったといえる。

以上から、齋宮の選定には政治的な関係が反映されていたことが考えられる。もちろん、新帝が元服している場合、天皇の意志をまず優先させる。しかし新帝が幼帝の場合、天皇に判断能力がなく、自分の意思で齋宮を選ぶことができない。そこで政権を掌握する権力者が中心となって齋宮齋院の選定を行ったのであろう。

第三節 齋王選定をめぐる背景

藤原忠平以降、摂関家が政権実権を掌握すると、天皇家と婚姻関係を結び「天皇のミウチ化」が進んでいった⁵³。一方、この時期の齋宮は異母姉妹以上の血縁関係の遠い齋王が増加し、齋院は娘や同母姉妹が選出されるようになる。特に摂関最盛期（花山〜後冷泉朝）には、齋宮に女王の選出例が急増する。そのため一般的に摂関家は齋宮に無関心で、あえて自身の後見する外戚の皇女を齋宮に選ばないようにしていたとさえいわれている⁵⁴。しかしこの時期の藤原摂関家は、小野宮流（実頼）と九条流（師輔）に分裂し、さらに九条流内でも摂関の座を巡り、兄弟間での争いが繰り返されていた。また九条流摂関家を外戚とする天皇の摂政関白を小野宮流摂関家が務めるなど、朝廷内の構造は複雑であった。その上、天皇家も冷泉系と円融系に分裂し、両統の血を引く後三条天皇が即位するまで分裂状態が継続していた。女王齋宮は政権が不安定なこの時期に集中しており、選定の背景には何らかの政治的意図が介入しているように思える。そこでつぎに摂関最盛期における齋王選定について考察したいと思う。

花山く後冷泉朝の齋王選定の特徴として齋宮は女王の選出が続出し、齋院は天皇退位による交替がほとんど行われなかったことが挙げられる。特に選子内親王は円融く後一条朝の五代五十七年の長きにわたって齋院を務めている。つまり齋院は齋宮に比べ累代が少なく、結果的に内親王の選出が多く感じられるに過ぎない。それではなぜ、この時期内親王の卜定が減少したのであるか。そこで齋王選考の事例を個別に取り上げることにする。

花山天皇の主な齋宮候補として、同母姉の冷泉天皇第一皇女宗子内親王、従姉妹の式部卿為平親王王女恭子女王^⑤、そして弾正尹章明親王王女濟子女王がいる。このうち宗子内親王は齋宮選定会議の際に名が挙がっていないため、候補から脱落していたようである。正式な齋宮候補として審議されたのは恭子女王と濟子女王であった。もう一人の候補であった恭子女王は、当時生まれたばかりの嬰兒で一歳齋王の選出例はないため適任ではない。宗子内親王は摂関家の血を引く皇女であるが、外祖父藤原伊尹がすでになく、外戚は力を失っていた。さらに摂関家も権中納言藤原義懐・関白藤原頼忠・右大臣藤原兼家が三つ巴の対立を繰り返していた。そのため他の親族による後見も期待出来ない。そこで齋宮候補としては適齢であった濟子女王が選ばれたのであろう。章明親王は花山天皇の即位式で左侍従を務め、濟子女王の姉妹とみられる女の慶子女王も左褰帳を努めるなど重視されていたらしい。濟子女王が齋宮に選ばれたのは、章明親王の皇室内における立場が考慮された可能性が考えられる。つまりこの時の摂関家は齋宮選考に介入できるような状況ではなかったのである。この時の齋宮は花山天皇の主導のもと会議によって候補者が審議され、適任と判断された濟子女王が選ばれたに過ぎない。

寛和二年（九八六）八月八日、一条天皇の齋宮に村上天皇第四皇子為平親王の王女恭子女王が選出された。即位当時、一条天皇は七歳で当然のことながらまだ皇女は誕生しておらず、姉妹も一人も存

在しない状況であった。また従姉妹にあたる冷泉上皇の皇女たちもすでに薨去しており、近親の内親王の中から齋宮を選ぶことができなかった。そこで円融・冷泉上皇の同母兄弟である為平親王王女の恭子女王が齋宮に立てられたのである。為平親王は貞元三年（九七八）に輦車宣旨・式部卿任命・一品に叙されるなど皇族の中でもっとも上位にいた。一条朝の齋宮選考については詳細な記録がなく不明であるが、皇室内で高い地位にいる為平親王の王女を齋宮に選ぶことは極めて順当といえる。

長和五年（一〇一六）二月十九日、後一条天皇の齋宮に故中務卿具平親王第三王女嬬子女王が卜定された。後一条天皇は九歳の幼帝であるため皇女がまだ誕生しておらず、必然的に姉妹もしくは女王の中から齋宮を選ばなければならなかった。後一条天皇には異母姉の一条天皇第一皇女脩子内親王がおり、必ずしも女王の中から齋宮に選ぶ必要性はなかった。ところが齋宮に選ばれたのは嬬子女王であった。嬬子女王は一条天皇の従姉妹であるので、後一条天皇との血縁関係は極めて薄い。異母姉の脩子内親王ではなく遠縁の嬬子女王を齋宮に選出したことは、齋宮を軽視した人選を行ったように思える。しかし嬬子女王は藤原頼通の正室隆姫女王の同母妹で、同母弟の源師房は後に頼通の猶子となるなど、後一条天皇の外戚である九条流撰関家との関わりは深い。

『栄花物語』（卷十二 たまのむらきく）には、

あるが中のおと宮は、三條院の入道の一品宮の御子にし奉らせ給し、まだ十ばかりやおはしますらん、こたみの齋宮にゐさせ給ぬ、その御扱ひも、たゞこの大將殿よろづにせさせ給、嬬子女王が資子内親王（村上天皇皇女）の猶子になったこと。十歳ばかりで齋宮に選出されたこと。そして義兄の頼通が後見を務めていたことがうかがえる。

また『御堂関白記』長和五年二月十九日条には、

曉女方參^{（編子）}院。右大臣參入。會^ニ合東渡殿^一。齋王卜定事等相示。後大臣着^レ陣令^レ卜。以^ニ經頼^一奏。

依^(新)例^(カ)仰^(カ)ニ依^(カ)例^(カ)可^(カ)行^(カ)由^(カ)一。諸給ニ施行^(新)一府給ニ大炊・大善^(新)一。宣旨以^(新)少將經親^(新)一示^(新)遣齋^(新)ニ。々々故中務卿親王具平三女嬬子。大臣不^(新)仰^(新)神祇官^(新)一。以^(新)弁仰^(新)之。違例也。次皇太后宮大夫奏^(新)開關事^(新)一。國司返^(新)解近江一枚。今^(伊勢・美濃)二國二枚。木契相加。即返^(新)給外記^(新)破云々。參入。候^(新)宿。此日帶刀給^(新)兵杖^(新)一云々。不^(新)給^(新)試^(新)。只仰^(新)御前^(新)一云々。件事近代無^(新)如^(新)此事^(新)一。是本宮可^(新)然無^(新)人敷。任^(新)帶刀^(新)一事。奏^(新)可^(新)給^(新)試^(新)由^(新)一。給^(新)參議^(新)一試。了^(新)奏^(新)名簿^(新)一。後任者也。不^(新)知^(新)前例^(新)一。不覺宮司也。

齋宮卜定の当日に右大臣藤原顕光が藤原道長のところに参り、東渡殿で齋宮卜定のことを打ち合わせしている。なお卜定の上卿はこの顕光が努めたのだが、『小右記』同日条によると顕光は儀式の手順を間違えたため、道長に「老愚者也。至^(新)今不^(新)被^(新)出仕^(新)有^(新)何乎者。」と激しく罵られている。顕光の失態に激怒していることから、道長は齋宮儀礼に冷淡であったとは考え難い。齋宮卜定の打合せを道長と顕光が行っていたこと、儀式の失敗に道長が激怒していることなどから、道長は外孫後一条天皇の齋宮卜定に非常に強い関心を持っていたことがうかがえる。

さらに『御堂関白記』寛仁元年（一〇一七）九月十七日条には、「齋宮遷^(新)野宮^(新)一。終日雨。申時雨止。此時吉時。与^(新)攝政^(新)同見物。」とあり、道長と頼通父子が嬬子女王の野宮入御をわざわざ見学している。寛仁二年正月八日の群行には、長奉送使に藤原能信が決定された。能信は道長の四男で、頼通とは異母兄弟であり、母は源高明女の明子である。明子は嬬子女王の母方の祖母（源高明女）の姉妹にあたる。長奉送使は伊勢群行の責任者であり、齋宮の近縁の者が努めることが多い。嬬子女王の場合も例外ではなく、母方の縁者が選ばれている。

このように嬬子女王は九条流摂関家と関係の深い齋宮であったことが指摘できる。そして道長や頼通は嬬子女王の齋宮儀礼に強い関心を持ち、齋宮儀礼にも積極的に関与していた。九条流摂関家は齋

宮に冷淡な態度を取っていたどころか、外孫の即位儀礼として重要視していたといえよう。

異母姉脩子内親王は皇后藤原定子（関白藤原道隆女）所生の一条天皇の第一皇女で、中関白家を外戚としていた。しかし外祖父の道隆は脩子内親王誕生前に薨去し、父母もこの時すでに亡くしていた。さらに外伯父の伊周が花山上皇に対する不敬事件を起こして失脚し、外戚の中関白家の零落が著しく後見人に恵まれていなかった。母定子の没後、同母弟の敦康親王は中宮藤原彰子に引き取られ養育されていたが、脩子内親王は道長・彰子父娘の庇護を受けていなかった。九条流撰関家にとって、脩子内親王より嫡子女王の方が身近な存在であったといえる。

また『権記』寛弘八年（一〇一一）五月廿七日条には、

（前略）如レ此大事只任ニ宗廟社稷之神一。非ニ敢人力之所レ及一者也。但故皇后宮外戚高氏之先。

依ニ齋宮事一爲ニ後胤一之者。皆以ニ不レ和一也。今爲ニ皇子一非レ無ニ所レ怖一。能可レ被レ祈ニ、謝太神宮一也。猶有ニ愛憐之御意一。（後略）

新王家別当藤原行成が高階氏の血を引く敦康親王の即位は、伊勢神宮の怒りを買うと進言している。一条天皇は皇后藤原定子所生の第一皇子敦康親王の即位を望んでいた。ところが皇后定子の外戚家が高階氏であるので伊勢神宮に憚る所があるということとで反対され、断念せざるを得なかったのである。もちろんこれは外孫敦成親王（後一条天皇）の即位を切望する藤原道長による政治的画策であった可能性が極めて高く、藤原行成の発言にどれほどの信憑性があるのか疑わしい。しかし脩子内親王を伊勢神宮に奉仕する齋宮に選出するにあたって、最大の障害となったと考えられる。つまり敦康親王の即位を母の外戚を理由に退けたのに、同母姉の脩子内親王を齋宮に選出することは道義上無理である。後一条天皇には脩子内親王以外に姉妹はおらず、従姉妹も存在しない。そのために血縁関係は遠いが外戚家と深い関わりのある嫡子女王が齋宮に選ばれたものと考えられる。

今上天皇に皇女がない場合、齋宮候補は政治バランスを考慮して選考されていた。今上天皇と外戚の異なる異母姉妹よりも血縁の遠い女王の方が多く選出されたのはそのためである。齋宮に選ばれた女王はいずれも皇室内で重きを置かれていた親王の女であり、後見もすっかりしていた。摂関期においても齋宮は天皇の即位儀礼としての性格を失わず、機能していた。一方の齋院は即位儀礼の要素が早くに薄れたせい、交替しないケースが非常に多くみられる。摂関期になると幼帝が多く出現したため、候補となり得る内親王の数が平安前期と比較して激減していた。少ない候補者の中から齋宮・齋院を同時に選定することは困難であったのだろう。そのため齋宮卜定が優先して行われ、齋院は先代より継続して務めることが慣例化していったのである。

最後に齋宮に遠縁、齋院に異母姉妹を選ぶという齋王の選考を行った冷泉朝の事例を確認したいと思う。永承元年（一〇四六）三月十日に敦明親王（小一条院）の皇女嘉子内親王を齋宮に卜定、遅れて同年三月二十四日に異母妹の嫫子内親王を齋院に選定した。嘉子内親王は三条天皇の皇孫（冷泉系）であり、後冷泉天皇（円融系）とは皇統すらことなる極めて血縁関係の薄い齋宮であった。嘉子内親王は父の敦明親王が帝位に就いていないので、本来ならば、「女王」と呼ばれるべきだが、他の兄弟姉妹と共に祖父三条天皇の猶子となり、親王宣旨を受けていた。そのため「女王」ではなく「内親王」として破格の扱いを受けていた。

敦明親王は父の三条天皇の強い要望により後一条天皇の皇太子となった。しかし寛仁元年（一〇一七）五月九日に三条上皇が崩御すると、外孫敦良親王の即位を望む藤原道長によって圧力をかけられ、自ら皇太子廃位を願い出た。その後、道長の計らいで小一条院太政天皇の尊号が贈られ、上皇に准じた扱いを受けるようになる。さらに敦明親王は皇太子辞退後、道長の娘の寛子を妃に迎えている。この寛子の生んだ皇女の一人が、嘉子内親王であった。つまり後冷泉天皇と嘉子内親王は母方の従兄弟の

間柄であった。

前述のとおり、斎王選考は会議を経て候補が内定される。会議は時の権力者が中心となつて行われ、政治的なバランスが考慮されていた。後冷泉天皇には皇女が生まれていないため、斎宮には小一条院の皇女を、斎院には異母姉妹を選んだのであろう。摂関家は斎宮を冷遇などしておらず、道長などは強い関心を示していた。また賀茂社に奉仕する斎院は天皇との即位儀礼との関連が早くに廃れている。そのため朝廷内の勢力バランスを考慮した人選を行う必要がなかった。単純に当帝の近親者を選べばよい。斎宮と斎院の人選の違いは斎宮が即位儀礼であるのに対し、斎院卜定は都の守護神を祀る斎王の就任儀という性質の違いに起因する。摂関家を筆頭とした貴族たちが斎宮を軽視していたからではない。

おわりに

斎宮卜定は天皇の即位儀礼であるため、新帝の即位状況によって実施の時期が大きく異なっていた。斎宮候補者は卜定に先立って決定されるのが慣例であり、女王であろうが内親王であろうがそれは変わらない。摂関期において斎宮の選定には政治的意図が反映されていたが、候補は会議で定められているので、摂関家の一存で候補を決めることが出来なかった。斎宮選出の背景には政治的な意図が確かにあったが、それは斎宮軽視につながるものではない。藤原道長などは斎宮に強い関心を示しており、血縁関係はないが姻戚の嫡子女王を外孫の斎宮に立てている。一方、斎院は天皇の即位儀礼との関連が早くから絶たれたため、今上天皇の近親の内親王を単純に選んでも何の問題もなかった。

摂関期の斎宮は特に冷遇されていたわけでもなく、決して貴族たちの関心が持たれなくなった存在でもない。斎宮は摂関期でも天皇の即位儀礼であり続け、重要な儀礼の一つであったのである。

註

- (1) 榎村寛之『律令天皇制祭祀の研究』（塙書房、一九九六年）。
- (2) 『源氏物語』葵巻には、賀茂祭の齋院御禊を見物する際、光源氏の正妻葵上と愛人六条御息所との間で車争いが起きたというエピソードがみえる。
- (3) 『枕草子』五段二二二一段。
- (4) 撰関期（朱雀く後冷泉朝）における齋王と天皇の血縁関係
- 朱雀朝**〔齋宮〕雅子内親王（異母姉）／齊子内親王（異母姉）／徽子女王（姪）
- 〔齋院〕婉子内親王（異母姉）
- 村上朝**〔齋宮〕英子内親王（異母姉）／悦子女王（姪）／楽子内親王（娘）
- 〔齋院〕婉子内親王（異母姉）
- 冷泉朝**〔齋宮〕輔子内親王（同母妹）
- 〔齋院〕尊子内親王（娘）
- 円融朝**〔齋宮〕隆子女王（従姉妹）／規子内親王（異母姉）
- 〔齋院〕尊子内親王（姪）／選子内親王（同母妹）
- 花山朝**〔齋宮〕濟子女王（父の従妹）
- 〔齋院〕選子内親王（叔母）
- 一条朝**〔齋宮〕恭子女王（従妹）
- 〔齋院〕選子内親王（叔母）
- 三条朝**〔齋宮〕当子内親王（娘）
- 〔齋院〕選子内親王（叔母）

後一条朝

〔齋宮〕 嬬子女王（父の従姉妹）

〔齋院〕 選子内親王（大叔母）・馨子内親王（娘）

後朱雀朝

〔齋宮〕 良子内親王（娘）

〔齋院〕 娟子内親王（娘）

後冷泉朝

〔齋宮〕 嘉子内親王（再従兄の子）・敬子女王（再従兄の子）

〔齋院〕 祿子内親王（異母妹）・正子内親王（異母妹）

(5) 榎村寛之、前掲論文、註(1)。

(6) 甲田利雄「齋宮覚書」(『平安時代臨時公事略解』所収、続群書類従刊行会、一九八一年)。

(7) 東郷富規子「大齋院管見」(『園田学園女子大学論文集』四、一九六九年)。

(8) 榎村寛之、前掲論文、註(1)。

(9) 富樫美恵子「撰関期の齋宮・齋院の選定と齋王忌避の思想」(『寧樂史苑』第四七号、二〇〇二年)。

(10) 榎村寛之、前掲論文、註(1)。

(11) 『令義解』「喪葬令」

凡服紀ハ爲ニ君子也。天。父母及夫。本主一。謂。其文學家令等。不在此限也。一年。謂。以十二月一爲レ限。不レ計ニ潤月。其五月以下。並皆計レ日也。祖父母。

養父母ニ。五月。謂。其養子爲ニ本生ニ一年。即養父母爲レ子一月也。曾祖父母。外祖父母。伯叔父姑。妻。兄妹姉妹。夫ノ

之父母。謂。養子之妻妾。於。嫡子ニ。三月。高祖父母。舅。姨。嫡母。繼母。繼父ノ同居。異父

兄ノ弟姉妹。衆子。嫡孫ニ。一月。衆孫。從父兄弟姉妹。兄弟ノ子。七日。

(12) 『令義解』「軍防令」衛士下日條、

凡衛士ハ。雖ニ下日ト。皆不レ得ニ輒ク卅里ノ私ニ行ラ。必有ニラハ事故一。須シ經ニ本府ニ判コトハテ

(13) 『中右記』嘉承二年(一一〇七)七月十九日条、
聽_{サン}キ乃去上。其上番ノ年ハ。雖_レ有_二重服_一。謂_レ。父母_ニ喪_也。(後略)

(前略)後聞。齋院日者不例。今日危急。運命殆欲_レ盡。卜筮所告_下退_二齋院_一吉_上也。仍
亥時許俄奉_レ出_二長官長兼直廬_一。則有_二平愈事_一。誠是神明不_レ受歟。權大納言俊實依_レ仰
參_二齋院_一。沙汰件事也。齋王者與_レ帝同母也。同日有此事。誠以希有也。(後略)

(14) 宇多天皇第四皇女。母は女御橘義子(参議橘広相女)。寛平五年(八九三)三月十四日に宇
多天皇の齋院に卜定された。『西宮記』臨時五、初齋院入紫野院、裏書には、

延喜二年十月八日。自_二齋院使公節_一陳_二齋王煩_レ病由_一。兼可_二遷宮_一否云々。差_二藏人公利_一
營問之。九日。仰_二左大臣_一。令_レ定_下齋王移_二他家_一事_上。入_レ夜公節来云。親王甚無氣力云々。
此夜罷出云々。十一日。左大臣。奏_下齋院君子内親王以_二九日夜_一薨_上云々。十一月三日。
齋王薨状。可_レ奉_レ告_二賀茂_一状。仰_二右大臣_一令_レ勸_レ例之。五日右大臣奉_二賀茂宣命_一。

延喜二年(九〇二)十月九日、病により齋院を退出して他家に移ったあと、その日の夜に薨じ
たことが分かる。

(15) 『日本紀略』延喜三年(九〇三)二月十七日戊子条。

(16) 榎村寛之、前掲論文、註(1)。

(17) 村井康彦「道長とその時代」(『王朝文化断章』所収、教育社、一九八五年)。

(18) 富樫美恵子、前掲論文、註(9)。

(19) 所京子『齋王和歌文学の史的研究』(国書刊行会、一九八八年)。

(20) 『天祚禮祀職掌録』

光孝天皇以前。上古依_レ無_二委細所見_一。略不_レ注_レ之。

登極即位事

花山院 永觀二年十月十日即位 大極殿

(中略)

左侍從。彈正尹章明親王、刑部卿從四位上茂親王。少納言從五位城上藤原信義。

(中略)

褰帳。左慶子女王。彈正尹章明親王女。

右明子女王。前上總太守盛明親王女。

(21) 所京子、前揭論文、註(19)。

第二章 院政期に於ける齋王選考の問題

はじめに

応徳三年（一〇八六）、白河天皇は八歳の実子善仁親王（堀河天皇）に譲位し、上皇となつて幼帝の政務を後見した。これが一般的に院政の始まりとされている。しかし白河天皇は当初から強力な院政体制を行うことを予定していたわけではない。白河天皇の譲位は主として異母弟輔仁親王の皇位継承を断念させる意図で行われた。実際に白河天皇及び堀河天皇の御世では、藤原師実やその子師通を相談相手として政務を執っている。ところが師通が急逝すると撰関家内部で混乱が生じ、撰関家の権威低下を招くことになった。次いで堀河天皇の崩御、そして五歳の孫宗仁親王（鳥羽天皇）の即位が契機となり、結果的に白河法皇のもとに政治的権限が集中していったのである。白河法皇以後、院政を布いた上皇が「治天の君」として事実上の君主として君臨するようになった。このような天皇家の変化は齋王制度にも影響を及ぼしたものと考えられる。なぜなら、齋宮・齋院の人選は時の皇親のあり方に連動される側面があるからである。

ところが院政期は天皇制の過渡期に当たる重要な時期にも関わらず、齋王制度に関する専論すらなく、研究が進んでいない。院政期の齋王に関わる研究は、白河天皇皇女媞子内親王に始まる准母立后制^①などで間接的に触れられる程度である。これらの研究は齋宮・齋院経験者が未婚のまま准母立后され、女院となったという事実関係の指摘が中心で、齋王制度そのものについて言及しているわけではない。その中で野村育代氏の説は、院政期の齋王制度を考察する上で重要な指摘となっている^②。野村氏は、後三条天皇の即位によって撰関家が独立した天皇家は、家父長である院^③治天の君のもとに独

自の家産を院の下に集積し、一個の中世権門として自立した存在となった。そして天皇家に伝領される家産を管理相続するのが、郁芳門院に始まる未婚のまま立后した女院で、未婚女院のほとんどが齋宮・齋院の経験者であったことを明らかにした。

この野村氏の説を受け、榎村寛之氏は十世紀以降、摂関家を筆頭とする貴族層が国家の守護神である伊勢神宮を軽視し、都の守護神である賀茂社を重視する傾向を強めたこと。その結果、齋宮には天皇との血縁関係が薄い女王などが多く選出され、齋院には天皇との血縁関係の濃い娘や同母姉妹などが多く選出されていたこと。ところが院政期になると、齋宮は治天の君である院との関係が重視され、院を家父長とする天皇家の家産管理者である、未婚の女院となるための一階梯として機能するようになり、家としての天皇家を守る武器となったことを指摘している。³つまり女王齋宮が頻発した摂関期に、齋宮は形骸化・相対的地位の低下が進み、存亡の危機に立たされていたが、院政期に未婚女院を形成するためのステップアップの手段として復活したのである。

しかし果たして院政期に齋宮は未婚女院を形成するために復活したのであるか。そもそも摂関期は伊勢齋王制度の衰退期であったのだろうか。女王齋宮が頻発した時期（円融〜後一条）には齋院の交替が行われず、選子内親王が五代五十七年間にわたって齋院を務めている。齋宮は齋院と異なり必ず天皇の代替わりで交替しなければならぬ。候補者不足などが原因で女王が選ばれた可能性も十分に考えられる。藤原道長・頼通は姻戚にあたる嬪子女王の齋宮儀礼に積極的に関与しており、齋宮に強い関心を持っていた。⁴このことから齋宮が冷遇されていたとは言いがたい。

また媍子内親王以降、内親王が未婚のまま准母立后された事例は全部で八例存在し、そのうち六例が齋宮・齋院経験者である。この間、卜定された齋宮は二十一名、齋院は十二名もいるが、そのほとんどが退下後に何も厚遇を受けていない。このようなわずかな例を取り上げて、齋宮が未婚女院とな

るための階梯として機能したとは言いがたい。

『延喜式』には、齋宮・齋院が皇親女子の中から卜定されることが規定されている。つまりその人選はその時々皇親のあり方に連動されていたといえる。天皇がすべて成人であった九世紀前半を通して、齋宮及び齋院には今上天皇の娘が選出されていた。しかし九歳の幼帝清和天皇が登場すると様相が一変する。これ以後、幼帝が多く出現するようになり、即位時点において娘が誕生していないケースが続出したのである。当然のことながら、齋宮・齋院候補者は今上の姉妹以下の皇親女子に限定されるようになる。

さらに十世紀中葉以降には、皇子女の出生率低下に伴い齋宮に女王、一方の齋院は交替を行われないうことが増加する。このことは女王が候補者不足の際に齋王制度を円滑に維持するために機能していたことを示す事例ともいえる。ところが院政期以降になると、女王が齋王に選出されることがなくなる。院政期は摂関期同様、幼帝の時代である。極めて少例である准母立后制の出現のみでは、人選の変化は説明できない。むしろこのような変化は齋宮の復活ではなく、皇親のあり方に何らかの変化が生じた可能性も考えられる。

そこで本稿ではいまだ実態解明の研究が進捗していない、院政期の齋王制度について、おもに齋王の選考を中心に考察したいと思う。院政の出現が齋王制度にどのような影響を及ぼしたのか。院政期は先行研究の指摘どおり、齋宮の復活期であるのか。また女王齋王が姿を消すことになった要因は何であるのか。以上のことに留意して、院政期における齋王をめぐる問題について明確にしたいと思う。

第一節 女王齋王の終焉

(一) 白河朝の齋王卜定

延久四年(一〇七二)十二月八日、後三条天皇の讓位を受けて白河天皇が即位した。翌年二月十六日には淳子女王が齋宮に卜定された。淳子女王は敦賢親王の王女で、敦賢親王は小一条院敦明親王(三条天皇第一皇子)の子であるので、三条天皇の曾孫にあたる。今までにも数多くの女王が齋宮に選出されたが、すべて二世女王(皇孫)であり、三世女王(皇曾孫)が選ばれた前例はなく、極めて異例の人選であった。即位当時の白河天皇は二十歳と年若く、娘がまだ誕生していなかった。そのため必然的に姉妹以下の皇親女子の中から齋宮・齋院を選ばなければならなかった。白河天皇には同母姉妹の聡子内親王(二十四歳)・篤子内親王(十四歳)がいたが、齋宮に選ばれたのは再従姉妹の淳子女王であった。一方、齋院には齋宮卜定から一ヶ月遅れで同母妹篤子内親王を選んでいる。血縁関係だけに注目してみると、齋宮を軽視した人選を行ったように思える。しかし白河天皇の父後三条天皇は齋宮に第二皇女俊子内親王、齋院に第三皇女佳子内親王を選んでいる。その子である白河天皇が齋宮を軽視していたとは考えがたい。そこで白河朝における齋王選考の背景を検証したいと思う。

後三条上皇は讓位から約四ヵ月後の延久五年(一〇七三)五月七日、長年患っていた糖尿病の悪化により崩御する。このことから、後三条天皇が在位僅か四年半で讓位した有力な説の一つに、疾病が挙げられている。つまり後三条上皇の体調に考慮し、万が一の事態に備えて後三条上皇の皇女たちを齋宮候補から除外した可能性が考えられるのである。

何故なら『延喜式』卷五、神祇五、「齋宮」齋王相代条に、

凡齋王相代應レ歸京者。遣レ使奉レ幣亦レ初。若遭ニ國哀及親喪一者。遣ニ中臣一人一告ニ其状一。不レ奉ニ幣帛一。

と規定されているとおり、齋宮は父母の喪に遭うと交代しなければならない。また齋宮は天皇の即位ごとに必ず改められていることから、齋宮卜定は天皇の即位儀礼の一環としてみなされていた。齋宮制は天皇制と対応関係にあり、基本的には天皇一代につき一人の齋宮が理想的とされていた。また齋宮が伊勢に発遣される際、『江家次第』巻第十二、神事、「伊勢群行」には、「天皇以レ櫛刺ニ加其額一勅、京乃方仁趣支^不」とあり、天皇が齋宮に帰京を望まないことを伝え、自身の御代がいつまでも続くことを願っている。そのため卜定直後に凶事で退下することは好ましくない。当然齋宮の選考は慎重にならざるを得ない。短期間での交替の危険性を回避するために、齋宮には白河天皇のオバもしくは従姉妹以下の血縁者が求められたのであろう。

一方、齋院の人選は難航したようである。白河天皇の治世初めに行われた齋院卜定は、天皇の即位儀礼とは関係のないものであった。なぜなら白河天皇の即位以前の延久四年七月六日に齋院佳子内親王が疾病によって退下しており、後任の齋院を選んだに過ぎない。『栄花物語』（巻三十八、松の下枝）には、この時の齋院交替のエピソードが記されている。

今の齋院も、わづらはせ給て、下りさせ給ぬれば、女院におはしましたつる四宮居させ給ぬ。高倉殿の宮、齋院にあさせ給ふべしなどいふ事ありて、今さらにとや思しけん、尼にならせ給ふとて、十二月の八日、戒受けさせ給ふとのゝしれど（後略）

今の齋院（＝後三条天皇第三皇女佳子内親王）が病により退下した後、高倉の宮（＝後朱雀天皇第三皇女祐子内親王）が齋院候補にほぼ内定していたようである。ところが祐子内親王は「今さらに」と齋院卜定を固辞して出家してしまったため、否応なしに四宮（＝後三条天皇第四皇女篤子内親王）が齋院に選ばれたのである。前齋院の退下から実に八ヶ月後のことであった。死を絡まない退下で後任齋院の決定がこれほど遅くなる事例はあまりみられない。また齋宮・齋院の卜定を同時期に実施する

表 1 平安期以降に於ける斎宮・斎院の卜定と退下の時期

天皇	斎宮	卜定	年齢	退下		退下理由	斎院		年齢	退下		退下理由
				退下	退下理由		斎院	卜定		退下	退下理由	
桓武	朝原	延暦元 (782)・8・1	4	延暦 15 (796)・2・15以前	不明	斎院	卜定	年齢	退下	退下理由		
	布勢	延暦 16 (797)・4・18		大同元 (906)・3・7							斎院	退下
平城	大原	大同元 (906)・11・13		大同 4 (909)・4・1	父帝譲立	斎院	卜定	年齢	退下	退下理由		
											藤原	大同 4 (909)・8・11
淳和	氏子	弘仁 14 (823)・6・3		天長 4 (827)・2・26	疾病	斎院	卜定	年齢	退下	退下理由		
	宣子	天長 5 (828)・2・12		天長 10 (833)・2・28							斎院	退下
仁明	久子	天長 10 (833)・3・26		嘉祥 3 (850)・3・21	父帝前脚	斎院	卜定	年齢	退下	退下理由		
	文徳	嘉祥 3 (850)・7・9		天安 2 (858)・8・27							斎院	退下
清和	恬子	貞觀元 (859)・10・5	12?	貞觀 18 (876)・11・29	当帝譲立	斎院	卜定	年齢	退下	退下理由		
	陽成	元慶元 (877)・2・17		元慶 4 (880)・12・4							父上皇前脚	退下
光孝	抱子	元慶 6 (882)・4・7		元慶 8 (884)・2・4	当帝譲立	斎院	卜定	年齢	退下	退下理由		
	宇多	元慶 8 (884)・3・22		仁和 3 (887)・8・26							父帝前脚	退下
醍醐	柔子	寛平 9 (897)・8・13	7?	延長 8 (930)・9・22	当帝譲立	斎院	卜定	年齢	退下	退下理由		
											朱雀	承平元 (931)・12・25
村上	稚子	承平 6 (936)・3・7以降	16	承平 6 (936)・5・11	死去	斎院	卜定	年齢	退下	退下理由		
	徳子	承平 6 (936)・9・12		8							元慶 8 (945)・8・13	母死去
悦子	英子	天慶 9 (946)・5・27	26	天慶 9 (946)・9・16	死去	斎院	卜定	年齢	退下	退下理由		
	柴子	天曆元 (947) 2・26		5							天曆 8 (954)・9・14	父親王死去
柴子	柴子	天曆 9 (955)・7・17	4	康保 4 (967)・5・25	父帝前脚	斎院	卜定	年齢	退下	退下理由		
											直子	寛平元 (882)・10・8
直子	君子	寛平 5 (893)・3・14	4?	延長 2 (902)・8・4	死去	斎院	卜定	年齢	退下	退下理由		
	恭子	延喜 3 (903)・2・19		2							延喜 15 (915)・5・4	母死去
宣子	宣子	延喜 15 (915)・7・19	14	延喜 20 (920)・6・8	疾病	斎院	卜定	年齢	退下	退下理由		
	韶子	延喜 21 (921)・2・25		4							延長 8 (930)・9・29	父上皇前脚
承平元 (931)・12・25	28	康保 4 (967)・5・25	当帝前脚	斎院	退下	退下理由						

冷泉	輔子	安和元 (968) · 7 · 1	16	安和2 (969) · 11 · 4	当帝讓位	尊子	安和元 (968) · 7 · 1	3	天延3 (975) · 4 · 3	母死去
円融	隆子	安和2 (969) · 11 · 16		天延2 (974) · 閏10 · 17	死去					
	規子	天延3 (975) · 2 · 27	27	永觀2 (984) · 8 · 27	当帝讓位					
花山	濟子	永觀2 (984) · 11 · 4		寬和2 (986) · 6 · 22	密通	遷子	天延3 (975) · 6 · 25	12	長元4 (1031) · 9 · 22	疾病
	恭子	寬和2 (986) · 8 · 8	3	寬弘7 (1010) · 11 · 7	父親王死去					
三条	当子	長和元 (1012) · 12 · 4	12	長和5 (1016) · 1 · 29	父帝讓位					
	嬪子	長和5 (1016) · 2 · 19	12	長元9 (1036) · 4 · 17	当帝讓位					
後一條	良子	長元9 (1036) · 11 · 28	8	寬德2 (1045) 1 · 16	父帝讓位	馨子	長元4 (1031) · 12 · 16	3	長元9 (1036) · 4 · 17	父帝崩御
	嘉子	永承元 (1046) · 3 · 10		永承6 (1051) · 1 · 8	父親王死去	媚子	長元9 (1036) · 11 · 28	5	寬德2 (1045) · 1 · 18	父上皇崩御
後三條	敬子	永承6 (1051) · 10 · 7		治曆4 (1068) · 4 · 19	当帝崩御	正子	康平元 (1068) · 6 · 27	14	延久元 (1069) · 7 · 24	疾病
	俊子	延久元 (1069) · 2 · 9	14	延久4 (1072) · 12 · 8	父帝讓位	佳子	延久元 (1069) · 10 · 28	13	延久4 (1072) · 7 · 6	疾病
白河	淳子	延久5 (1073) · 2 · 16		承保元 (1077) · 8 · 17	父親王死去	篤子	延久5 (1073) · 3 · 11	11	延久5 (1073) · 5 · 7	父上皇崩御
	媞子	承應2 (1078) · 8 · 2	3	応徳元 (1084) · 9 · 22	母死去	齊子	承保元 (1074) · 12 · 8		寬治3 (1089) · 4 · 12	母死去
堀河	善子	寬治元 (1087) · 2 · 11	11	嘉承2 (1107) · 7 · 19	当帝崩御	合子	寬治3 (1089) · 6 · 28	12	康和元 (1099) · 6 · 20	疾病
	卿子	天仁元 (1108) · 10 · 28	15	保安4 (1123) · 1 · 28	当帝讓位	禰子	康和元 (1099) · 10 · 20	19	嘉承2 (1107) · 7 · 19	疾病
崇徳	守子	保安4 (1123) · 6 · 9	13	永治元 (1141) · 12 · 7	当帝讓位	官子	天仁元 (1108) · 11 · 8	19	保安4 (1123) · 1 · 28	当帝讓位
						棕子	保安4 (1123) · 8 · 28	25	大治元 (1126) · 7 · 25	母死去
近衛	姪子	康治元 (1142) · 2 · 26		久安6 (1150) · 5 · 10	疾病	統子	大治2 (1127) · 4 · 6	2	長承元 (1132) · 6 · 29	疾病
	喜子	仁平元 (1151) · 3 · 2		久寿2 (1155) · 7 · 23	当帝讓位	禰子	長承元 (1132) · 11 · 25	11	長承2 (1223) · 9 · 2	疾病
後白河	亮子	保元元 (1156) · 4 · 19	10	保元3 (1158) · 8 · 11	父帝讓位	怡子	長承2 (1133) · 12 · 21		平治元 (1159) · 閏5 · 19	疾病

二条	好子	保元 3 (1188) ・ 12 ・ 25	11	永万元 (1165) ・ 6 ・ 25	当帝譲立					
六条	休子	仁安元 (1166) ・ 12 ・ 8	10	仁安 3 (1168) ・ 2 ・ 19	当帝譲立	式子	平治元 (1169) ・ 10 ・ 25	11	嘉応元 (1169) ・ 7 ・ 26	疾病
高倉	惇子	仁安 3 (1168) ・ 8 ・ 27	11	承安 2 (1172) ・ 5 ・ 3	死去	僧子	嘉応元 (1169) ・ 10 ・ 20	11	承安元 (1171) ・ 2 ・ 22	疾病
						領子	承安元 (1171) ・ 6 ・ 28	27	承安元 (1171) ・ 8 ・ 14	疾病
	功子	治承元 (1177) 10 ・ 28	2	治承 3 (1179) ・ 1 ・ 11	母死去	範子	治承 2 (1178) ・ 6 ・ 27	2	養和元 (1181) ・ 1 ・ 14	父上皇崩御
安德	不在									
後醍醐	深子	文治元 (1185) ・ 11 ・ 15	7	建久 9 (1198) ・ 1 ・ 11	当帝譲立	不在				
土御	肅子	正治元 (1199) ・ 12 ・ 24	4	承元 4 (1210) ・ 11 ・ 25	当帝譲立	礼子	元久元 (1204) ・ 6 ・ 23	5	建暦 2 (1212) ・ 9 ・ 5	疾病
順徳	熙子	建保 3 (1215) ・ 3 ・ 14	11	承久 3 (1221) ・ 4 ・ 20	当帝譲立					
忠恭	不在									
後醍醐	利子	嘉禄 2 (1226) ・ 11 ・ 26	30	貞永元 (1232) ・ 10 ・ 4	当帝譲立					
四条	昱子	嘉承 3 (1237) ・ 11 ・ 24	7	仁治 3 (1242) ・ 1 ・ 9	当帝崩御					
後醍醐	曦子	寛元 2 (1244) ・ 12 ・ 16	21	寛元 4 (1246) ・ 1 ・ 29	当帝譲立					
後醍醐	不在									
龜山	愷子	弘長 2 (1282) ・ 12 ・ 4	14	文永 9 (1272) ・ 2 ・ 17	父上皇崩御					
後宇多	不在									
伏見	不在									
後伏見	不在									
後二条	驛子	徳治元 (1306) ・ 12 ・ 22	20	延慶元 (1308) ・ 8 ・ 25	当帝崩御					
花園	不在									
後醍醐	權子	元徳 2 (1330) ・ 12 ・ 19	16	元徳 3 (1331) 冬	父帝崩御					
光厳	不在									
後醍醐	祥子	正慶 2 (1333) ・ 12 ・ 28		不明	兵乱					

*印＝先帝が譲位後すぐに死去したケース。女王＝ゴシック体。※印＝卜定時は女王、後日内親王宣下。

場合、同日卜定もしくは齋宮卜定を先行するのが一般的である。そして父清和上皇の崩御に伴い齋宮・齋院を交替した陽成朝、阿衡の紛議の影響で政権運営が不安定化した宇多朝は例外として、摂関期までにおいて齋宮と齋院の卜定期間が一ヶ月近くも空くことは違例であった。おそらく篤子内親王は齋院に決まりかけていた祐子内親王が出家をして拒み、他に適当な内親王が存在しないため紆余曲折を経て選出されたのであろう。

また女王の選定が多く見られた齋宮と異なり、齋院は内親王が卜定されることが慣例化していたようである。『源氏物語』（賢木の巻）には、朝顔の姫君が齋院に選ばれた時のことを次のように説明している。

齋院は、御服にて下りゐたまひにしかば、朝顔の姫君、替はりにゐたまひにき。賀茂のいつきは、孫王のゐたまふ例、多くもあらざりけれど、さるべき女御子やおはせざりけん。

齋院は女三宮が桐壺院の喪によつて退下し、朝顔の姫君に交替した。齋院には孫王がなるのは珍しい例であるが、他に適当な内親王がいなかったためになったとある。『源氏物語』の記述から、少なくとも紫式部が生きた十世紀後半から十一世紀初頭の貴族たちは、齋院には内親王を選ぶべきという認識があつたことがうかがえる。当初はリスクを避け、病の状況が芳しくない後三条天皇の皇女以外から齋院を立てようとした。しかし最有力候補に目されていた祐子内親王が辞退し、他に相応しい内親王がいないため、否応なく篤子内親王が選ばれたのであろう。齋院は齋宮と異なり天皇との対応関係が早くから崩れていたもので、齋宮ほど神経質な選考を行う必要がなかった可能性もある。いずれにしろ齋院も当初は後三条天皇の皇女を選ぶつもりはなかった。齋宮より一ヶ月遅れの卜定は、齋院の候補者の選考が難航したためといえよう。結局、篤子内親王は父上皇の崩御に伴い同年五月七日、在任期間僅か二ヶ月程で退下することになる。歴代最短の退下であった。その後、承保元年（一〇七四）十二

月八日、故敦明親王の娘斉子女王が後任齋院に選出された。敦明親王の王子女は三条天皇の養子として親王宣旨を受けていた。ところが斉子女王は母の出自が低く正式な妃でもなかったため、他の兄弟姉妹のように親王宣旨を受けられなかった。白河天皇の同母姉聡子内親王はすでに出家し、白河天皇の皇女もまだ誕生していない。つまり承保元年の卜定においては、齋院になり得る内親王が一人も存在しない状態だったのである。

ところでなぜ、血統的には三条天皇の曾孫に過ぎない淳子女王が齋宮に選ばれたのであろうか。齋王候補者の選考は公卿会議を経て卜定前に内定していた。前述のとおり白河天皇はオバカ従姉妹以下の血縁者から齋宮を選ぶことが求められていた。しかし白河天皇には即位当時に齋宮になれるオバカや従姉妹が存在せず、必然的に遠縁の皇族女子から選ぶ必要があった。そこで再従姉妹の淳子女王が候補に挙げだったのであろう。淳子女王の父敦賢親王は敦明親王（小一条院）の王子であるので、本来は二世王であったが、他の兄弟姉妹と同様に祖父三条天皇の猶子となり、親王宣旨を受けたので、「親王」として扱われていた。これは父である敦明親王に小一条院太政天皇の尊号が贈られ、上皇に准じた扱いを受けていたことに所以する。皇太子であった敦明親王は、外孫敦良親王（後朱雀天皇）の即位を望む藤原道長の圧力によって、皇太子辞退を余儀なくされた。そのことに対する道長の配慮によって敦明親王に異例の太政天皇の尊号が贈られたのである。そのため敦明親王も「親王」として厚遇されたのであった。そして敦賢親王は従兄弟の後三条天皇とその子の白河天皇の即位式で左侍従を務め、王女の居子女王も堀河天皇の即位式で左褰帳の役を務めるなど、実際に朝廷内で重視されていたらしい。さらに敦賢親王は後三条天皇の女御で皇太弟実仁親王の生母源基子の叔父でもあった。他に相応しい皇親女子がないことに加え、朝廷内における敦賢親王の立場が考慮され、淳子女王が齋宮に選出されたと考えられる。

(二) 法親王の登場

承保四年(一〇七七)八月十七日、敦賢親王の薨去に伴い淳子女王が斎宮を退下した。淳子女王を最後に、女王斎宮は姿を消すことになる。承暦二年(一〇七八)八月二日、白河天皇第一皇女媞子内親王の斎宮卜定以降、斎宮・斎院には内親王、特に治天の君の娘の選出が多くみられるようになる。この人選変化の要因の一つに、白河天皇の治世下で皇親の構成員に変化が生じたことが挙げられる。『帝王編年記』によると、白河天皇の皇子と伝えられている男子は八人いる。第一皇子敦文親王は中宮藤原賢子所生の御子で、白河天皇の嫡子として期待されており、父帝からも大変可愛がられていた。ところが承保四年(一〇七七)九月六日、当時大流行していた痘瘡により敦文親王は僅か四歳で夭折してしまふ。

第二皇子覚行法親王は典侍藤原経子所生の御子である。承暦三年(一〇七九)七月九日に中宮賢子が第三皇子善仁親王(堀河天皇)を生むと、覚行法親王は永保三年(一〇八三)十月廿八日に九歳で仁和寺御室性信入道親王のもとに入室させられている。白河天皇が覚行法親王を幼くして出家させ理由として、真言密教法脈と性信入道新王が築いてきた宗教的権威の両方を覚行法親王に相承させようとしたこと。皇位継承者を善仁親王に限定しようとしたことが指摘されている。この覚行法親王は父帝から深く鍾愛されており、事あるごとに褒賞を与えられ、承徳三年(一〇九九)一月三日には出家した皇子としては初の親王宣旨が下された。なお出家後の皇子への親王宣下は前例のないことであり、関白藤原師通の反対を退けて、院の専制的な意見にもとづき行われた。

その後、応徳二年(一〇八五)十一月八日に皇太弟実仁親王が痘瘡に罹病して十五歳で夭折すると、白河天皇は翌年十一月廿六日に善仁親王を立太子して即日讓位を行った。後三条上皇は傍流とはいえ藤原北家の血を引く第一皇子の白河天皇より、女御源基子との間に生まれた藤原氏との外戚関係を持

たない皇子に皇位継承候補として期待をかけていた。そのため実仁親王即位の後には、輔仁親王を皇太弟とするように遺詔したとされる。いわば堀河天皇の即位は父の遺言を無視したものであった。寛治五年（一〇九二）十二月廿九日、中宮賢子同母妹源師子が第四皇子覚法法親王を生む。覚法法親王は堀河天皇に皇子がなかなか誕生しないため、十四歳まで出家せず^①にいた。ところが康和五年（一一〇三）正月十六日に宗仁親王（鳥羽天皇）が誕生し、同年八月五日に皇太子に立てられると、同月廿四日になって覚法法親王は出家させられた。その後^②に生まれた四人の皇子たちも、次々と出家させられている。このように白河天皇の皇子のうち、中宮賢子所生の皇子以外の六人全員が元服前に出家させられたのである。

白河天皇は堀河天皇の皇子についても、第一皇子宗仁親王（鳥羽天皇）のみ残して、他の二人の異母弟^③はいずれも幼児のうち^④に出家させている。このように白河天皇は皇位継承を一人に限定するといふ独特な政策を取ったのである。このことは白河天皇がもともと傍系の存在に過ぎず、直系として実仁親王が皇太子の地位に就き、その死後は同母弟輔仁親王が有力な後継者候補として存在していたため、独力で白河自身の直系としての権威をつくる必要があったためとされている。さらに白河天皇は自己の王権を正当化するため、顕密仏教界の頂点に自身の親王宣下を受けた皇子を位置づけ、法親王を介して仏教界全体を統制しようとしたと考えられている。白河院政期以降、皇位継承者以外の未婚の皇子の出家は慣例化してゆく。そのため親王に娘が誕生しなくなり、齋宮・齋院に卜定されるのは上皇や天皇の皇女に限定されるようになっていったのである。

（三）女王齋王の条件

それでは親王の娘が誕生しなくなると、なぜ女王齋王が姿を消すことになったのであろうか。『養

老令』繼嗣令皇兄弟子条によれば、「凡皇兄弟皇子。皆以親王。女帝子亦同。以外並為三諸王」。自二親王一五世。雖レ得二王名一。不レ在二皇親之限一。」とある。四世王までが皇親であり、五世王は王名を称しても皇親とは認めないことが規定されていた。その後、徐々に皇親の範囲が拡大されていったが、結局、延暦十七年（七九八）閏五月廿三日の勅により、四世王までを皇親とする繼嗣令の規定に戻されている。齋宮は『延喜式』卷第五、神祇五、「齋宮式」定齋王条に、

凡天皇卽レ位者。定二伊勢太神宮齋王一。仍簡二内親王未レ嫁者一ト之。若無二内親王一者。依三世次一。簡二定女王一ト之。とある。また齋院も同じく『延喜式』卷第六、神祇六、「齋院司」定齋王条に、

凡天皇卽レ位。定二賀茂大神宮齋王一。仍簡二内親王未レ嫁者一ト之。若無二内親王一者。依三世次一。簡二諸女王一ト之。と、共に未婚の内親王（適任者不在の場合は女王）の中からト定されることが定められている。齋宮・齋院候補になる得る内親王が不在の場合、皇親範囲内の女王から選出するのだが、その女王にも条件があったようである。嘉応三年（一一七一）八月十七日、頌子内親王が疾病のため急遽齋院を退くことになり、後任齋院のことが問題となった。『玉葉』同年九月十日条に、齋院不在問題の合議の詳細が残されている。少し長い引用となるので、幾つかに区切って検証していきたいと思う。

藏人右衛門權佐光雅爲二法皇御使一來。則余着二冠直衣一相逢。光雅仰云。齋院兩度ト定已不レ叶ニ神慮一。尤有ニ其恐一事也。而當時其人_不ニ御座一。何様可レ被レ行哉。可レ令ニ計申一者。余申云。已是朝家大事也。以ニ短慮一。輒不レ能ニ定申一之上。如ニ仰詞一者。子細不ニ分明一。於ニ其人一不ニ御座一之條者。何様可レ令レ申哉。奉ニ沙汰之趣一之後。可ニ計申一事歟。

藏人藤原光雅が後白河法皇の使者として右大臣九条兼実の所に参り、後任齋院についての相談が行われた。光雅は「二度の齋院ト定は神慮に叶わない結果となつてしまった。そして後任の齋院となる人もいない。どうするべきであろうか。」という後白河法皇の言葉を兼実に伝えている。そこで兼実

は「齋院の候補が存在しないというのはどのようなことなのか。沙汰の趣を受けた後に考えを申すべきではないか。」と返答している。

光雅云。此事被_レ仰下_一之時。人々定被_レ申_ニ此旨_一歟。聊在_ニ子細_一。可_ニ答申_一之由。再三雖_レ申_ニ事由_一。只先可_レ申_ニ此趣_一之由有_ニ御定_一。仍所_ニ參啓_一也。但内々舊齋院可_ニ卜定_一哉否之由。被_レ問_ニ先例_一。仍其勘例各可_レ令_ニ見申_一歟之由雖_ニ令_レ申。又以_ニ不_レ可_レ然由_一有_レ仰。仍力不_レ及候。

余云。一切至_ニ于其人_一不_レ御者、爭黙止哉。然者以_ニ舊齋院_一被_ニ卜定_一之條。雖_ニ可_レ然事_一。無_ニ先例_一之上。其運已盡了人也。今及_ニ沙汰_一之條。非_レ無_ニ神慮_一之恐_一歟。答之詞也。專非_レ可_レ被_ニ奏聞_一。尚有_ニ恐事_一歟。光雅申云。可_レ存_ニ此旨_一。密事此事仰詞之次第。頗以不審也云々。

すると光雅は「齋院候補者が存在しないことは動かない。その報告をするために兼実の所に参上した。ただし内々に旧齋院をもう一度卜定するのはどうか。そのような先例はあるのか。旧齋院の卜定は先例がなく、しかも旧齋院は既に齋院の運が尽きた人であるので神慮に叶わない。」と述べている。そして光雅はこのような案を平気で提案する後白河法皇の対応に、不信感を募らせているのである。

余内心案_レ之。院御子被_レ加_ニ元服_一之宮御坐。其御子息女宮兩人被_レ坐云々。何其人々不_レ被_ニ卜定_一哉。或人云。非_ニ親王_一之人子息。無_下爲_ニ齋宮齋院_一之例上。若父宮被_レ下_ニ親王_一之宣旨_一者。其又不_レ可_レ然云々。此條尤神慮難_レ測事也。乍_レ置_ニ可_レ然之人_一。被_レ行_下無_ニ先例_一事_上之條。非_ニ愚意之所_一及。人々皆雖_レ存_ニ此旨_一。一切無_ニ其人_一之由被_ニ仰下_一之上。不_レ能_ニ申出_一歟。末代之政。只在_ニ小人之心_一歟。可_レ哀々々。又孫王卜定有_ニ先例_一也。

兼実は後白河法皇の御子で元服した宮には姫宮が二人いる。なぜその姫宮たちを齋院に選出しないのか、疑問に感じていたのである。しかし非親王の子が齋宮・齋院に選出された前例はなく、また父宮

に親王宣旨を下し、その子を齋院に選出したとしても神慮に叶うか分からない。結局、兼実の意見は採用されず、高倉天皇に皇女が誕生するまで齋院不在の状態が数年間続くことになる。

この後白河法皇の御子とは、第三皇子以仁王のことである。以仁王は幼い時に最雲法親王（堀河天皇第三皇子）に弟子入りするが、最雲法親王が死去したために還俗し暲子内親王（八条院）の猶子となっていた。院政期に親王宣下を受けるのは、原則として皇位継承の可能性がある正妃（女御・中宮・皇后）所生の皇子、または仏門に入った皇子（法親王）のみであった。以仁王の母藤原成子は女御になれず、幼少の頃には仏門にあつたものの十二歳のとき還俗した以仁王には親王宣下を行う根拠がなかった。つまり以仁王の二人の姫宮たちは父が親王宣旨を受けていないため、後白河法皇の孫であっても齋院になれなかったのである。この以仁王の姫宮の事例から、齋宮・齋院に選ばれる女王は、親王を父に持つ二世女王に限られていたことが確認できる。例え血統的には上皇の孫であろうと、非親王の娘は齋王にはなれなかったのである。

第二節 齋王の選出傾向

（一） 鳥羽朝の齋王選考問題

白河天皇の皇位継承計画の影響により、齋宮・齋院候補は上皇及び天皇の娘にほぼ限定されるようになる。承暦二年（一〇七二）八月二日、白河朝二人目の齋宮として白河天皇の第一皇女媞子内親王が卜定された。媞子内親王は中宮藤原賢子を母に持ち、父帝から大變鍾愛された皇女であった。卜定以前の同年三月十六日には僅か三歳で准三宮の宣旨を受け、年官年爵と封千戸を賜るなど大變厚遇されていたのである。従来、齋宮には天皇の寵が薄い女王や内親王が選ばれたと指摘されている。しかし平安期以降、齋宮卜定時に娘が誕生している天皇は一部の例外を除き、ほとんどが自分の皇女を齋

宮に選んでいる。その中には皇后・中宮・女御などの正妃所生の皇女も多く、村上朝の楽子内親王、三条朝の当子内親王、後朱雀朝の良子内親王など、父帝からの鍾愛が深い皇女たちも齋宮に選ばれている。決して意図的に天皇の寵の薄い女王や内親王を選出していたわけではない。このように媍子内親王の齋宮選出は、前例を踏まえて行われたものと考えられる。その後、堀河天皇の齋宮には第二皇女善子内親王（母女御藤原道子）、齋院には第三皇女令子内親王・第四皇女禎子内親王（母中宮藤原賢子）が選ばれている。これらはいずれも正妃所生の皇女たちで、全員に准三宮の宣旨が下されるなど厚遇されていた。ところが次代の鳥羽朝では、前例のない齋宮・齋院が出現することになる。

鳥羽天皇は父堀河天皇の急逝を受けて即位した五歳の幼帝である。天仁元年（一一〇八）七月廿五日に故堀河天皇の諒闇が明けると、早速齋宮卜定の問題が表面化したようである。『中右記』同年七月廿七日条には、次のような記事がみえる。

在家之間甲斐權守知信爲_ニ殿下御使_一來云。來月十三日依_ニ吉日_一欲_レ上_ニ最前表_一之處。件日齋宮卜定之議日也。而同日如何可_ニ量申_一者。予申云。齋宮卜定朝家一代大事也。御上表猶可_下令_レ用_ニ他日_一給_上敷。就_レ中齋王未_レ知_ニ誰人_一之間。頗議之間及_ニ大事_一敷。他事不_レ可_レ候之由可_レ申者。

甲斐守知信が摂政藤原忠実の使者として権中納言藤原宗忠の許に参り、「來月十三日は吉日なので御上表を行いたいのが、件の日は齋宮卜定の議定の日でもある。同日に行ってもよいものか。」と宗忠に意見を求めた。そこで宗忠は「齋宮卜定は国家の一大事である。御上表は他日を用いたほうが良い。特に誰を齋宮とすべきか未だに決まっていない。齋宮卜定の議定は非常に大事であるので、他の事と一緒に行うべきではない。」と回答している。『中右記』から、通常であれば齋宮選考の会議以前に、齋宮となるべき人の目星が付けられていたことが確認できる。しかし鳥羽朝では齋王候補すらみつからない状況であった。結局、御上表は八月十三日に行われ、齋宮卜定の議定は行われなかった。おそ

らく適当な候補者がみつからず延期になったのであろう。その後、既存の皇親女子の中には齋宮や齋院になるべき人がいないため、白河法皇の落胤から候補者を決めることになった。『中右記』同年十月廿六日条には、

齋宮齋院全無其人。仍于今不立レ申。但無レ止神事。又不レ可ニ默而止。稱ニ院并堀川院皇女之輩頗有ニ其數。然而其母皆不レ落。不レ知ニ一定。雖レ申ニ上皇不ニ慥覺御之由。被レ仰也。去九日爲ニ王胤哉否之條。内々被レ問ニ六壬占也。是依ニ江帥申說一所被レ行也。而件人四人之中。道言家榮所ニ占申。又以不同也。爲ニ天下大事如何。民部卿。并下官。頭爲房。密々付ニ占形ニ量申。季實朝臣孫。稱ニ院御女之人。皆以合レ占。先被レ立ニ齋宮。何事之有哉。已明後日可レ被ニト定。追又可ニ一定者。

とあり、その時の経緯が詳しく記されている。この時、白河法皇や堀河天皇の皇女を自称する者は多いが、皆母親がはつきりせず、父親である白河法皇の記憶も曖昧であったために、真相が分からない。大江匡房の意見により陰陽寮の道言・家榮らが落胤の真偽を占うが、結果が一致しない。そこで今度は民部卿源俊明・藤原宗忠・藏人頭藤原為房が密々に占いを行うことになった。すると木工頭藤原季実の外孫が白河法皇の落胤でという結果が一致したので、これを白河法皇の皇女と認知し、齋宮に立てることが決定された。二日後の同月廿八日に齋宮卜定が行われたが、『中右記』同日条には当日の詳細が記されている。

今日齋宮卜定也。(中略) 姁子女王是太上皇御女也。而可レ被レ爲ニ齋王也。其前可レ爲ニ内親王也。先問ニ外記之處。申云。今上男女王子之外。内親王宣旨強不レ見者。人々可ニ定申者。藤宰相申云。重猶尋ニ先例。可レ有ニ一定歟。左大辨申云。先例不分明者可レ隨ニ軟定。治部卿同レ之。下官申云。先例已不ニ慥見。但被レ下ニ内親王宣旨。何事之有哉。今思太上天皇威儀。已同ニ人

主^一。就^レ中我上皇已專政主也。仍存在旨所^レ申也。右大將。民部卿同^レ予。内々被^レ問^二帥卿匡房^一之時。申旨如^レ此云々。以^二此旨^一奏聞。頭爲房歸來。仰云。以^二姁子女王^一可^レ爲^二内親王^一者。

齋宮卜定に先駆けてまず姁子女王に内親王宣旨が下されることになったが、今上の皇子女のほかに親王宣旨を下された例は見ない。しかし太上天皇の威儀は今上と同じであり、白河法皇は「專政主」であるので姁子女王に内親王宣旨が下されることが決定された。こうしてまず鳥羽天皇の齋宮が白河法皇の落胤から選考され、その後齋院卜定が行われた。『中右記』同年十一月八日条によると、

今日齋院卜定也。(中略)頭爲房仰下云。官子女王。准^二一日齋宮例^一。先可^レ爲^二内親王^一哉否事。人々可^二量申^一。件女王上皇御女。故頼綱朝臣外孫也。年來世不^レ知之人也。民部卿以下一同申云。齋宮卜定之時。一日已定申了。准^二彼例^一。被^レ爲^二内親王^一可^レ宜歟。是只同事也者。

故源頼綱の外孫官子女王が齋院に内定していたことがうかがえる。官子女王は長年の間誰にも知られておらず、齋宮姁子内親王を先例として齋院卜定の前に内親王宣旨が下されることになった。このように齋院も白河法皇の落胤の中から選ばれたのである。

しかしここで留意したいのは、故堀河天皇には典待仁子女王所生の惊子内親王がおり、出自の疑わしい落胤を探し出し齋王に立てる必要はなかったことである。後に惊子内親王は崇徳天皇の齋院に選出されていることから本人の資質に問題があったとも考え難い。それなのに鳥羽天皇の齋宮・齋院には、白河法皇の落胤が選ばれている。『中右記』などの古記録で選考の経緯を確認しても、白河法皇が強引に自身の皇女を齋王に立てることをこだわっていたようにも思えない。その上、摂政藤原忠実を筆頭に他の貴族たちもみな、齋宮・齋院になり得る候補者が存在しないと認識しているのである。このように今上に姉妹が存在しながら、齋宮や齋院に選ばれない事例は、他にも確認できる。

永万元年(一一六五)六月廿五日、病に倒れた父二条天皇の讓位を受けて生後七ヶ月で六条天皇は

即位した。その後、同年七月廿八日に二条上皇が崩御したため、諒闇明けの翌年十二月八日に叔母の休子内親王を齋宮に選出した。一方、齋院は交替が行われず、式子内親王が務めることになった。六条天皇には異母姉に僖子内親王がいるが、結局この時の齋宮に選ばれなかった。僖子内親王は高倉朝で齋院に選出されていることから、本人の資質に問題があるとは考え難い。

ここで双方の共通点を探ると、即位時及び即位直後に父帝が崩御していることである。しかしト定時にはいずれも諒闇は明けており、本来ならば姉妹を齋宮・齋院に選出することに問題はない。現に前代の後冷泉朝では、父後朱雀上皇の諒闇が明けると、異母妹の祿子内親王を齋院に選出している。だが院政期になると、父帝の死から一年でその皇女を齋宮・齋院に選出する事例はみられなくなる。院政期以降に、父帝を失った皇女を数年間、齋宮・齋院に選出することを忌避する傾向が生じたようである。

時代は少し下るが『玉葉』安元二年（一一七六）九月十七日条に次のような記事がみえる。

此事一旦雖レ可レ然。頗不レ叶ニ我朝之儀ニ敷。造ニ服忌令ニ之旨。不レ載下父坐之時可レ減ニ母喪ニ之旨上。只ニ親共縮ニ三年一。定ニ一朞一了。加之。冷泉院東宮之時。母后安子崩御。于レ時。父村上帝御宇也。然而即被レ用ニ一年服一了。今天子逢ニ国母之喪一。謂ニ父之法皇御坐一。何縮ニ其喪一。本條所レ見准遽之例如レ斯。不レ知ニ物議ニ之輩。申ニ、出如レ此之謬事一。愚事云々。

これは同年七月八日に高倉天皇の母建春門院が死去した折、天皇の服喪期間に関して議論が起こった時のことである。この時九条兼実は「服忌令には父存命中の母の喪について載せるところはないが、中国では二親の喪は三年間とする所を我朝では一年間に縮めてとしている。冷泉院が東宮であった時、父村上天皇の存命中に母后藤原安子が崩御したが、一年間の喪が用いられている。それなのに、なぜ今天皇が国母の喪に逢ったというのに、その喪を縮めなければならないのか。」と応じている。この

ように院政期の貴族たちは中国では父母の死に対する服喪期間が三年間であるが、日本ではそれを短縮させて一年間の服喪にしていることを認識していた。撰関期から院政期にかけて、我が身に降りかかる神の祟を恐れ『延喜式』の穢規定を誇大解釈する傾向があったとされている。⁽⁵³⁾そして従来以上の「忌」が要請され、信仰の観点から疑わしい穢を慎むという個人レベルでの判断が導入されたらしい。つまり齋宮・齋院候補の選定にあたり、父母の死から日の浅い内親王の選考を控える父傾向があったと考えられるのである。二条天皇の皇女僖子内親王は、父の死から三年後の嘉応元年（一一六九）十月廿日に齋院に卜定されている。齋宮や齋院は神に奉仕する役割を担っているため、一定期間が過ぎるまで父母を亡くした皇女を齋宮や齋院に選出しなかった可能性が高い。鳥羽朝では堀河天皇の皇女を齋王に選出することを忌避していたため、現存の皇親の中から齋王候補を選出することが出来なかった。撰関期までであれば、二世女王（親王の娘）を齋王に選出すれば問題が解決できた。しかしこの時期には二世女王の存在は皆無であった。それ故に、白河法皇の落胤を探し出し、候補者不足の危機的状況を打開したのである。

（二）崇徳朝にみる齋王卜定の問題点

保安四年（一一二三）六月九日、崇徳天皇の齋宮に守子内親王が選出された。守子内親王は後三条天皇第三皇子輔仁親王の娘であるので、本来ならば「女王」と呼ばれるべき存在であるが、『中右記部類』の筆者である藤原宗忠は「齋宮群行記」の中で、「内親王」として記している。⁽⁵⁴⁾その理由は『帝王編年記』（卷二十一）に「齋王守子内親王輔仁親王女。白河院御猶子。保安四年六月九日卜定。」とあるとおり、守子内親王が白河法皇の猶子となったことから、内親王として扱われていたためである。守子内親王には同母兄に源有仁がおり、永久三年（一一一五）に十三歳で元服した際、白河法皇の猶子となり、初めは皇嗣と目されて

いた。⁽³⁾しかし鳥羽天皇に顕仁親王（崇徳天皇）が誕生したため、元永二年（一一一九）八月十四日に源姓を賜り臣籍降下し、直ちに従三位権右中將に任ぜられたのである。この違例の昇進について、『中右記』同日条に以下のとおりみえる。

今夕三宮之子宮有仁。賜_(補仁)姓爲_(補仁)臣。^(源朝) 叙位三位。任_(補仁)右近衛權中將_(補仁)。又清原清友任_(補仁)掃部小屬_(補仁)一二云々。^(補仁) 賜姓之事被_(補仁)仰_(補仁)、下右中辨雅兼_(補仁)了。後作_(補仁)三官符_(補仁)。

件御子賜_(補仁)姓爲_(補仁)臣之條如何。圓融院御子末孫爲_(補仁)臣下_(補仁)也。冷泉院・花山院・三條院御子孫之方。賜姓之輩一兩人雖有二其例_(補仁)。圓融院御後殊所_(補仁)不_(補仁)見_(補仁)也。就中後三條院後胤中賜_(補仁)姓爲_(補仁)臣初出來。豈以可_(補仁)然哉。往昔雖有二其例_(補仁)。近代未_(補仁)見_(補仁)此事_(補仁)。但天運令_(補仁)然。又何爲哉。

村上御孫中務卿具平親王子。寬仁四年正月敍_(補仁)從四位下_(補仁)。二世王。土御門右府師房。其後賜_(補仁)源朝臣姓_(補仁)。十二月任_(補仁)侍從_(補仁)。三條院御孫小一條院御子。長元二年十二月八日從四位上。元服日。一世源氏。

近代件二人外所_(補仁)不_(補仁)見_(補仁)也。彼人々敍_(補仁)四位_(補仁)。今度敍_(補仁)三位_(補仁)。依_(補仁)父親王之哀憐_(補仁)歟。

臣籍降下の近代の例は、具平親王（村上天皇皇子）の子源師房と敦明親王（三条天皇皇子）の子源基平の二例しか存在しないこと。これらの人々は無位から四位に叙されたが、有仁の場合はいきなり三位に叙され、極めて異例なことであったことが確認出来る。そして今回の叙位について、宗忠は「父輔仁親王の哀憐によるか」と述べている。つまり輔仁親王に対する配慮から、白河法皇は有仁を破格に優遇したのである。

こうして有仁は白河法皇の意向により累進を重ねたが、同母妹守子内親王も同様に厚遇された。齋宮卜定の翌年四月廿三日、守子内親王の初齋院の禊が行われ、白河法皇と鳥羽上皇の両院は三条御所の門前に車を留めて見物をしている。⁽³⁾守子内親王は糸毛車に御車副十四人を従えて御禊に臨み、その様子を多くの人々が見物していたようである。このように守子内親王は白河法皇の養女として人々か

ら注目されており、その齋宮儀礼も非常に華やかなものであった。白河法皇が姪の守子内親王を養女に迎えたのは、有仁と同様に輔仁親王に対する配慮からと推測される。また守子内親王は父の輔仁親王を九歳の時に亡くしており、義父の白河法皇が守子内親王を養育していた可能性が高い。それ故、白河法皇は孫の鳥羽上皇と共に守子内親王の御禊をわざわざ見物したのである。守子内親王は白河法皇の養女として厚遇されていたといえる。この守子内親王の齋宮選出は、養父白河法皇の意向を反映したものであったと思われる。

一方、齋院は齋宮卜定から二ヶ月遅れの保安四年八月廿八日に惊子内親王が選定された。惊子内親王は堀河天皇の第一皇女で鳥羽上皇の異母姉にあたり、二十五歳と高齢の齋院であった。ところで崇徳天皇は五歳の幼帝であるので娘はいるはずもないが、同母妹に禧子内親王がいた。しかし禧子内親王がこの時の卜定に於いて齋宮・齋院に選ばれることはなかった。禧子内親王が誕生した年の保安三年十月九日、母の中宮藤原璋子は阿闍梨寛信に十一面法を修させて、娘の平安を祈念させている。禧子内親王は生まれた時からあまり身体が丈夫でなかったため、齋宮・齋院の候補から漏れたのである。他に候補者が存在するため、病弱な禧子内親王を敢えて選ぶ必要性はなかったのである。

但し結果としては、惊子内親王は大治元年（一一二六）七月廿五日に母の典侍源仁子の喪により齋院を退いている。同二年四月六日に、同母妹の統子内親王が後任の齋院に卜定された。統子内親王は大治元年七月廿三日に誕生したばかりの鳥羽上皇の第二皇女である。最年少の齋王は、二歳で齋院となった醍醐朝の恭子内親王で、一歳の卜定例は皆無であった。前齋院惊子内親王の退下から八ヶ月後に齋院卜定を行ったのは、統子内親王が数え年二歳になるのを待っていたためであろう。第一皇女禧子内親王はこの時六歳で、満一歳にも満たない統子内親王より齋院に年齢的には相応しいが、身体が弱いいためこの時も齋院に選ばれることはなかった。

ところが統子内親王も長承元年（一一三二）六月廿九日に疾病を理由に齋院を退下してしまふ。そのため同年十一月廿五日、遂に禧子内親王が齋院に卜定されることになった。しかし生来病弱の禧子内親王が齋院の任を努めることは難しいものであった。『長秋記』同二年八月廿八日条に、

事畢退出間。自ニ女院一有レ召。仍着ニ布衣一參。召ニ簾前一被レ仰云。齋院日來不例御坐。是年來宿^病症也。其上自ニ去比一發病未ニ平癒給一之間。件本御病更發。御腹ふくれ。御両足手なども腫て。凡飲食不レ通御坐云々。依レ是内々令レト處。陰陽師廣方。御病極重云々。令過九月御事尤可レ難云々。

とあり、禧子内親王の疾病を確認することができる。源師時は待賢門院（藤原璋子）からの呼出により、女院の許に参上すると、女院の娘で齋院禧子内親王の病状が芳しくないことが伝えられる。禧子内親王の状態は腹が膨れ、両手足も腫れており飲食も喉を通らない重篤な状態であった。そして禧子内親王の病状はその後も改善することなく、同年九月二日に病の悪化のため齋院を退下したのである。齋院卜定からわずか八ヶ月での退下であった。その一ヶ月後の十月十日、禧子内親王は疾病により十二歳の短い生涯を終える。

同年十二月廿一日、禧子内親王の後任齋院に怡子内親王が選出された。怡子内親王は輔仁親王の第二女で、齋宮守子内親王の異母妹にあたる。怡子内親王も姉同様に白河法皇の猶子とされているが、白河法皇は大治四年（一一二九）に既に崩御している。異母姉の守子内親王と異なり、怡子内親王は生没年すら定かではない。姉妹とはいえ、有力な後見を持たない怡子内親王と、左大臣源有仁の同母妹守子内親王とでは待遇に明確な差があったと思われる。怡子内親王はおそらく度重なる齋院の交替により候補者が不足したため、急遽担ぎ出された齋院であったのだろう。

いずれにしる崇徳朝において、輔仁親王の王女たちの存在は大きかったといえよう。齋宮・齋院を

「治天の君」の直系の子孫の中からしか選べない状況は、候補者不在の事態を招き兼ねない、非常に不安定なことであった。このように院政期の齋王制は、非常に脆弱な状態の基に成り立っていたのである。そして高倉朝において、齋宮及び齋院不在問題がいに現実化する。

高倉天皇の齋院は異母姉式子内親王が前代より継続して務めた。ところが嘉応元年（一一六九）七月廿五日、式子内親王が疾病に伴い退下した後、短期間で齋院が次々と交替する事態に陥る。同年十月廿日に二条天皇第一皇女僖子内親王を後任齋院に卜定、しかし病のため僅か一年で齋院を退下し、七日後に十三歳で夭折してしまう。ついで承安元年（一一七一）六月廿八日、鳥羽天皇第七皇女頌子内親王を齋院に選出したが、またもや病により在任二ヶ月で齋院を退くことになった。ここでついに候補者一人も存在しないという異常な状況となり、高倉天皇に皇女が誕生するまで齋院を選ぶことができなくなってしまった。治承二年（一一七八）六月廿七日、二歳の高倉天皇第二皇女範子内親王が齋院に卜定されたが、前任頌子内親王の退下より七年後のことであった。

一方、齋宮でも承安二年（一一七二）五月三日、惇子内親王が齋宮寮で薨去すると、候補者が存在しない状況に陥る。そこで朝廷は公卿勅使を伊勢神宮に派遣し、宣命にて今は候補者が存在しないため、替わりの齋宮を卜定することができない旨を奉告している。齋宮も高倉天皇の皇女の誕生が待たれたのである。そして安元元年（一一七六）三月三十日、高倉天皇に待望の第一皇女功子内親王が誕生すると、翌治承元年十月廿八日に二歳の功子内親王を齋宮に卜定している。惇子内親王の死から五年経ての選出であった。

前述のとおり、この時後白河法皇には二人の孫女王がいた。齋王に選ばれた女王は全員親王の王女であるが、この孫女王の父以仁王は親王宣旨を受けておらず、天皇の皇子でありながら「王」の身分に据え置かれていた。以仁王は暲子内親王（八条院）の猶子となり、暲子内親王の手厚い庇護の下で

暮らしていた。暲子内親王は鳥羽上皇と藤原得子（美福門院）の皇女で、後白河法皇の異母妹にあたる。暲子内親王は父母から全国二百数十ヶ所に及ぶ膨大な莊園を伝領され、強力な権威と財力を備えていた。暲子内親王が以仁王を猶子としたのは、以仁王を美福門院が後見した故二条天皇の後の、鳥羽皇統を継ぐべき皇位継承者と位置づけていたためとされる。『平家物語』によると、以仁王は皇位継承において有力であったが、平清盛の義妹で憲仁親王（高倉天皇）の生母である平滋子（建春門院）の妨害に遭って阻止されたという。平氏は滋子の生んだ憲仁親王の擁立を目指しており、以仁王の存在は邪魔でしかなかった。院政期において、親王宣旨を受ける皇親男子は、皇位継承者とその同母兄弟、または出家した皇子のみである。つまり以仁王に親王宣旨を下すことは、高倉天皇の有力な対抗馬に皇位継承の正当性を与えることを意味する。それ故に、以仁王に対する親王宣下を拒んだのである。結局、政治的思惑を優先させた結果、齋院の不在を招いてしまった。このことから承安元年の時点において、長期間の不在が問題にならないほど齋院の権威が低下していたことがうかがえる。齋院は天皇との対応関係が早くに崩れ、おもな役割が華やかな賀茂祭における齋院御禊であり、世俗化の傾向が進んでいた。そのため存在意義が喪失し、何年も齋院を置かないことに対して切迫感がなかったであろう。

おわりに

白河天皇は皇位継承者を一人に限定し、その他の皇子たちはみな出家させるという特殊な皇位継承計画を行った。その結果、親王の数が激減し、その娘である二世女王が殆ど存在しない状況になった。平安期以降、女王齋王は前提条件として親王の娘である必要があった。この二世女王の減少は齋王候補の範囲を狭める結果を招く。摂関期に頻発した女王齋宮は姿を消し、代わりに治天の君の子や孫が

多く選出されるようになった。しかし制度を安定的に維持するためには、候補者の範囲は広い方がよい。齋王が治天の君の直系の子孫に限定されると、何らかのトラブルが起きた場合、齋王候補が一人も存在しないという事態を招きかねないからである。

この問題は早くも鳥羽朝に於いて表面化する。白河法皇の皇子は堀河天皇以外全員出家させられたため、鳥羽天皇の齋宮・齋院は白河法皇或いは堀河天皇の皇女に限定されていた。しかしこの時には堀河天皇の皇女は候補に挙がらなかった。これは摂関期から院政期にかけて、『延喜式』の穢規定を誇大解釈する傾向があったことが原因である。すなわち父が死去して間もない皇女は、ある一定期間が過ぎるまで齋宮・齋院に選出しなかつた可能性が考えられるからである。そのために、鳥羽天皇の齋宮と齋院は実質白河法皇の皇女から選ぶ必要があった。しかし白河法皇の正妃所生の皇女たちは全員すでに齋宮・齋院に選出されており、選ぶことができない。そこで白河法皇の落胤から齋宮と齋院を选考することになった。以後、院政期は慢性的に候補者不足の状態であったといえる。齋宮・齋院を「治天の君」の直系の子孫の中からしか選べない状況は、齋王制度の脆弱な一側面を示す現象でもあった。

註

- (1) 橋本義彦「中宮の意義と沿革」(『平安貴族社会の研究』所収、吉川弘文館、一九九四年)。山田彩起子「天皇准母内親王に関する一考察」(『中世前期女性院宮の研究』所収、思文閣出版、二〇一〇年)。栗山圭子「准母立后制にみる中世前期の王家」(『中世王家の成立と院政』所収、二〇一二年)。

- (2) 野村育代「中世における天皇家―女院領の伝領と養子」(前近代女性史研究会編『家族と女

- 性の歴史 古代・中世』所収、吉川弘文館、一九八九年）。野村育代「女院論」（大隅和雄・西口順子編『シリーズ女性と仏教3 信心と供養』所収、平凡社、一九八九年）。
- (3) 榎村寛之「斎王制と天皇制の関係について」（『律令天皇制祭祀の研究』所収、塙書房、一九九六年）。
- (4) 長塩智恵「斎王卜定に関する一考察―撰関期を中心に」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第一三号、二〇一四年）。
- (5) 栗山圭子、前掲論文、註（10）。
- (6) 平安期以降の女王斎宮
- 宣子女王（皇孫）―桓武天皇第一二皇子仲野親王王女。
 - 元子女王（皇孫）―仁明天皇第五皇子本康親王王女。
 - 徽子女王（皇孫）―醍醐天皇第四皇子重明親王王女。
 - 悦子女王（皇孫）―醍醐天皇第四皇子重明親王王女。
 - 隆子女王（皇孫）―醍醐天皇第一三皇子章明親王王女。
 - 濟子女王（皇孫）―醍醐天皇第一三皇子章明親王王女。
 - 恭子女王（皇孫）―村上天皇第四皇子為平親王王女。
 - 媯子女王（皇孫）―村上天皇第七皇子具平親王王女。
 - 敬子女王（皇孫）―三条天皇第三王女敦平親王王女。
 - 淳子女王（皇曾孫）―小一条院敦明親王（三条天皇第一皇子）王子敦賢親王王女。
- (7) 淳子女王の祖父敦明親王と白河天皇の祖母禎子内親王は異母兄妹。そのため淳子女王は白河天皇の再従姉妹にあたる。

(8) 榎村寛之、前載論文、註(3)。

(9) 『日本紀略』元慶四年(八八〇)十二月四日条。

(10) 齊子女王の母は下野守源政隆女(瑠璃女御)。初め敦明親王妃藤原寛子(藤原道長女、母は源明子)の女房であったが、寛子の死後に敦明親王から寵愛を受ける。

(11) 甲田利雄「斎宮覚書」(『平安時代臨時公事略解』所収、続群書類従刊行会、一九八一年)。榎村寛之、前掲論文、註(3)。富樫美恵子「選定と斎王忌避の思想」(『寧樂史苑』第四七号、二〇〇二年)。

(12) 白河天皇のオバにあたる後朱雀天皇の皇女は八人いる。皇后禎子内親王所生の第一皇女良子内親王と第二皇女娟子内親王は、長元九年(一〇三六)十一月二八日に斎宮斎院に卜定。中宮藤原姫子所生の第三皇女祐子内親王と第四皇女祿子内親王のうち、祿子内親王は寛徳三年(一〇四六)三月廿四日に斎院に卜定、祐子内親王は延久四年(一〇七二)十二月に出家。さらに女御藤原延子所生の第五皇女正子内親王は、天喜六年(一〇五八)六月廿七日に斎院に卜定されている。また伯父にあたる後冷泉天皇は皇子女を一人も残さず崩御したため、従姉妹が一人も存在しなかった。このように白河天皇は斎王に選べるオバや従姉妹は存在しなかった。

(13) 『小右記』寛仁三年(一〇一九)三月五日条、

(前略) 當時院男女男者左大臣女腹。女者前太政大臣女腹。高松。爲_二親王_一之宣旨下也。爲_二故三条院王子_一今被_レ下_下爲_二親王_一之宣旨_上云々。故華山院御子二人爲_二冷泉院王子_一爲_二親王_一。依_二彼例_一所被_レ行_二云々。已不_二相合_一之例也。所以者何。冷泉院御坐之時爲_二彼王子_一。而_二三條院崩已及_三三箇年_一。今更爲_二彼王子_一如何。一時議坎。就_レ中高松腹去年産給。以_二崩後_一生給女王入_二彼三条院王子_一爲_二親王_一。天下必有言乎。

敦明親王の王子女は花山院の御子の例を先例に、故三条院の猶子となって親王宣旨が下された。敦賢親王は長暦三年（一〇三九）の誕生であるので、この時に親王宣旨に受けていない。しかし『十三代要略』に、「敦賢親王小一条院男。母頼宗公女。天喜元年十二月爲三條院親王。天喜四年四品。康平元年正月。中務卿。同四年十二月。式部卿。承保元年十一月廿一日。三品。四年八月十二日薨。」と記されていることから、天喜元年（一〇五三）十二月に、他の兄弟姉妹と同様に三条院の猶子となり親王宣旨が下されたことが確認出来る。

(14) 『天祚禮祀職掌』

・後三條院 治暦四年七月廿一日即位。太政官廳。(中略)

左侍従。式部卿敦賢親王。從四位下源俊輔。少納言代丹後守正五位下藤原敦基。

・白河院 延久四年十二月廿九日即位。大極殿。(中略)

左侍従。四品式部卿敦賢親王。從四位上源道良。少納言從五位上藤原公經。

・堀河院 應徳三年十二月十九日即位。大極殿。(中略)

褻張。左居子女王。式部卿敦賢親王女。右從五位上藤原兼子。顯綱女。

(15) 『水左記』承保四（一〇七七）年八月一七日条。

(16) 三条天皇第四皇子。母は皇后藤原成子（藤原濟時女）。同母兄妹に敦明親王（小一条院）・敦儀親王・敦平親王・当子内親王・禊子内親王らがいる。

(17) 横山和弘「白河院政期における法親王の創出」『歴史評論』第六五七号、二〇〇五年）

(18) 横山和弘、前掲論文、註（17）

(19) 聖恵法親王：郁芳門院女房春日殿（藤原師兼女）所生、寛治八年（一〇九四）年誕生。長治元年（一一〇四）九月廿四日出家。

行慶………備中守源政長女所生、康和三年（一一〇一）誕生。

- 円行……………白河法皇女房備前（陸奥守源有宗女）所生、大治三年（一一二八）誕生。
- 静証……………源頭房女所生、生没年不詳。寛治四年（一〇九〇）五月七日出家。
- (20) 寛暁……………典侍藤原宗子（近江守藤原隆宗女）所生、康和五年（一一〇三）誕生。永久三年（一一一五）十一月八日出家。
- 最雲法親王…伊勢守藤原時経女所生、康和七年（一一〇五）誕生。元永二年（一一一九）十月廿一日出家。
- (21) 河内祥輔「後三条・白河「院政」の一考察」〔日本中世の朝廷・幕府体制〕所収、吉川弘文館、二〇〇七年）。
- (22) 横山和弘、前掲論文、註（17）。
- (23) 東郷富規子「大斎院管見」〔園田学園女子大学論文集〕四、一九六九年）。富樫美恵子、前掲論文、註（1）。
- (24) 小野宮流権中納言藤原経季の子。同母兄に長治二（一一〇五）年の日吉社の訴により周防国に配流となった権中納言藤原季仲がいる。また従兄妹に鳥羽天皇の外祖母藤原睦子、白河天皇の典侍藤原経子（白河天皇第二皇子覚行法親王の母）、白河院の院近臣権中納言藤原通俊らがいる。後に季実の私邸土御門東洞院第（又は正親町東洞院第）は白河法皇の院御所に利用されている。また季実は『中右記』永久二（一一一四）年三月十六日条に「季実任_二齋宮寮頭」。是被_レ止_二保俊_一也。」とあり、藤原保俊に替わって姁子内親王の齋宮寮頭に任命されていることが確認出来る。
- (25) 三橋正『日本古代神祇制度の形成と展開』（法藏館、二〇一〇年）。

- (26) 所京子『中右記部類』齋宮守子の群行発遣記録」(『齋王の歴史と文学』所収、国書刊行会、二〇〇〇年)。
- (27) 源有仁は『本朝皇胤紹運録』に「為_二白河養子_一」、また『今鏡』(みこたちの巻)にも、「御年十三になり給ひし時、初冠せさせ給ひしかば、白河院の御子にし申せ給ひ」とみえ、白河法皇の猶子となっていたことが窺える。
- (28) 『永昌記』保安五年(一一二九)四月廿三日条。
- (29) 『続群書類従』第二八輯上所引『卷数集』十一面御祈念時待賢門女院
宮御時。
- (30) 『中右記』大治二年(一一二七)四月六日条。
- (31) 『玉葉』治承二年(一一七八)三月一日条には、二歳例として恭子内親王(醍醐天皇第三皇女)・恂子(統子)内親王(鳥羽天皇第二皇女)・功子内親王(高倉天皇第一皇女)の三例、三歳例として尊子内親王(冷泉天皇第一皇女)・恭子女王(為平親王第三王女)・馨子内親王(後一条天皇第二皇女)・媞子内親王(白河天皇第一皇女)の四例がみえる。二歳三歳の卜定は先例を尋ねるほど珍しい事例であった。
- (32) 『中右記』長承二年(一一三三)九月二日条。『長秋記』同日条。
- (33) 『中右記』長承二年(一一三三)年十月十日条。
- (34) 『帝王編年記』に、「齋院 怡子内親王。輔仁親王女。白河院御猶子。
長承二年十二月廿一日卜定。」とあることから、守子内親王と同様、怡子内親王も白河法皇の猶子となり、内親王宣旨を受けていたことが窺える。
- (35) 『玉葉』承安二年(一一七九)五月廿八日条。
- (36) 五味文彦『平家物語』(平凡社、二〇一一年)。
- (37) 生駒孝臣「源頼政と以仁王」撰津源氏一門の宿命」(野口実編『中世の人物 京・鎌倉の時

(38) 代編 第二卷 治承く文治の内乱と鎌倉幕府の成立』所収、清文堂、二〇一四年)。
瀧浪貞子「伊勢斎王制の創始」(後藤祥子編『王朝文学と斎宮・斎院』所収、竹林舎、二〇〇九年)。

第三章 鎌倉後期の齋王制度

はじめに

建暦二年（一一二二）九月五日、順徳天皇の齋院礼子内親王が疾病を理由に退下した。その後、二度と賀茂社に齋王が立てられることはなく、齋院は四百年の歴史に幕を降ろすことになる。一方の齋宮は、鎌倉期になると天皇の即位後ただちには齋王卜定が行われなくなる。そして後深草・後宇多・伏見・後伏見・花園天皇の代では齋宮の選出が行われず、齋宮は遂に常設の制度ですらなくなってしまう。さらに龜山天皇の齋宮愷子内親王以降は、齋宮を選出しても伊勢群行が実施されず、野宮での退下に至る事例が続くようになる。このことから、齋王制度は鎌倉期に形骸化が急速に進んだとされている。確かに鎌倉期以降、齋宮の卜定に明らかな遅延が確認され、齋宮の不在が多くみられるようになり、異常な状況が続いている。鎌倉に武家政権が発足したことで朝廷の経済状況が悪化したために、齋宮儀礼に乱れが生じた可能性も考えられる。

しかし財政的問題で伊勢齋王制度が衰退したならば、まず莫大な費用が掛る伊勢への発遣儀礼に遅延が現れるはずである。ところが齋宮儀礼の乱れは卜定のみであり、その後の初齋院、野宮、伊勢群行には著しい遅れはみられない。伊勢群行が行われなかった齋宮に関して、野宮での潔齋期間中に天皇が急逝したり、天皇が倒幕運動を企てて配流されたり、南北朝の内乱が勃発したりと、それぞれに退下せざるを得ない外的事由が発生していた。つまり逆をいえば、何事もなければ伊勢に発遣されていた可能性が高いのである。

齋宮が廃絶する鎌倉期の研究はほとんどなされておらず、この時期の伊勢齋王制度の実態について

明らかになつていない部分が多い。そこで本稿では鎌倉期に置かれていた齋宮の立場と存在意義について考証したいと思う。そして何故後醍醐天皇で廃絶し、その後二度と復活することができなかったのか。伊勢斎王制度廃絶の要因について論証していきたいと思う。

第一節 後嵯峨院政期

(一) 後嵯峨天皇の即位

仁治三年（一二四二）正月九日、四条天皇が皇子を残さないまま、十二歳で夭折したために、後高倉上皇の血筋が絶え、皇嗣問題が表面化した。当初九条道家を筆頭とした公卿の多くが順徳上皇の皇子忠成王の擁立を図っていた。しかし執権北条泰時が強固に反対したため実現せず、乱の計画に預からなかった土御門上皇の皇子の邦仁王すなわち後嵯峨天泰時が即位した。そしてその齋宮に寛元二年（一二四四）十二月十六日、曦子内親王^①が選出された^②。

曦子内親王の齋宮卜定は、後嵯峨天皇の即位から二年後に執り行われた。二年遅延の原因であるが、仁治三年に後嵯峨天皇や曦子内親王の叔父の順徳上皇が配流先で崩御し、寛元元年には従姉の明義門院（順徳の第二皇女諦子内親王）が崩御するなど、血縁者の死が相次いだために、卜定を差し控えた可能性が考えられる。また仁治三年六月十五日に幕府執権北条泰時が卒去したが、同月廿日に朝廷は三十箇日の穢を定め大奉幣定・月次祭・神今食を延引している^③。北条泰時は新帝後嵯峨天皇の叔父兼後見人土御門定通の義兄^④であり、後嵯峨天皇の即位は泰時の力に依る所が大きいことから、泰時の死の影響もあつたと考えられる。

寛元三年八月十三日に曦子内親王の初齋院入御、九月十七日に野宮入御が行われた。この時の初齋院から野宮入御までの期間が一月と異例の短さであることから、この儀礼の乱れが、齋王制度衰退

を表す現象とみなされていた⁵⁵。しかし以前にも同様な事例は数例確認出来る⁵⁶。従って期間の短さだけをとり上げて、伊勢齋王制度の衰退とみなすことはできない。

ではこの時点で伊勢齋王制度はどのような状況にあったのだろうか。曦子内親王の初齋院入御に関する記述が確認される『平戸記』で検証したいと思う。『平戸記』寛元三年八月十三日条には、以下の通りの記事がみられる。

今夜初齋宮入御諸司。禊ニ東河一。去四月依レ無ニ用途一延引及ニ今日一。左近衛府關東修理進レ之。右少辨時繼奉行。前駟武衛有レ催。然而申ニ所勞一不レ參。左兵衛佐親朝臣供奉。父卿此間示ニ合裝束已下一事。

これによると、本来初齋院への入御は四月に行われるはずであったのだが、用途不足のためにこの日まで延引となった。そして初齋院の場と定められた左近衛府を幕府が修理している。つまり曦子内親王の初齋院入御が遅れた理由は用途不足にあり、そのため初齋院の修理を幕府が担当したのである。四月に初齋院入御の日時が定められていたことは、『百練抄』にも記述されており、初齋院入御が実施日の数か月前から準備されていたことが確認できる。その後七月廿五日に初齋院入御の日時が定められ、八月十三日の実施となった⁵⁷。また曦子内親王の初齋院入御以前の八月五日に、成功に依る初齋宮功人等の除目が行われており、この時に集まった任料で初齋院入御が行われたと考えられる。

しかし莫大な経費がかかる野宮入御や伊勢群行ならともかく、なぜ宮中で行われる初齋院入御で、儀式が延引するほど用途不足に陥ったのだろうか。この時は幕府によって左近衛府が修理されて、初齋院入御の実施が可能となったが、そもそも初齋院の場に関しては宮中と規定されているだけで、特定の場所が指定されているわけではない。仮に左近衛府が使用不可能な状態になっているならば、他の場所に変更して儀式を執り行えばよいわけである。また八月五日の除目により、ある程度用途不足

が改善されたようであるが、円滑な儀式の実行のためにももう少し早く成功を行うべきであった。これらを行わず儀式の遅延を招いてしまったことは、非常に不自然に感じられる。

また初齋院入御と野宮入御の準備を同時進行で行い、経費節減を図ったとも考えにくい。何故なら前述した通り、当初予定されていた初齋院入御は四月であり、予定外の用途不足が原因で八月まで延引になったに過ぎず、結果的に二つの儀式の準備期間が重複しただけで経費削減になっていない。この遅延の原因であるが、朝廷の経済的困窮というよりはむしろ、朝廷内の権力構造にこそ原因があるように思われる。

後嵯峨天皇は、承久の乱の敗北により後鳥羽上皇の血統が皇位継承から排除されたため、本来ならば決して帝位を望めぬ皇子であった。また先帝四条天皇が十二歳で夭折した時も、ほとんどの公卿達が順徳上皇の忠成王の即位を支持するなど、後嵯峨天皇は朝廷内で忘れられた存在であった。その後幕府の圧力により即位し、上皇が存在しないために、天皇親政となったが、後嵯峨天皇が治天の君として勢力を振るうのは讓位以降のことなのである。

曦子内親王の選出当時は、即位後後嵯峨天皇を支持し孫娘の西園寺姞子を後嵯峨天皇の中宮に入れていた西園寺公経がすでに薨去し、九条道家が勢力を挽回していた。後嵯峨天皇の立場は盤石なものとはいい難かった。こうした朝廷内部の不安定な政局の影響を受けて、齋宮儀礼に必要な人員・経費・場所の確保が思い通りにならず、結果として儀礼に乱れが生じたと考えられる。

寛元四年正月廿九日、曦子内親王は後嵯峨天皇の讓位に伴い伊勢に赴くことなく、野宮で退下に至った。その後宝治二年（一二四八）八月八日に曦子内親王は、後嵯峨上皇の准母として皇后位に就くことになる。通常未婚の内親王で准母に擬せられるのは、天皇の姉か叔母であるのだが、後嵯峨上皇では異母妹が准母となったわけである。上皇に准母が立てられた前例はなく、このことから後嵯峨

上皇の立場が脆弱であったことがうかがえる。

それでは曦子内親王が先例のない上皇の准母となり立后された背景だが、これは前斎宮であったことが大きいと思われる。白河上皇の第一皇女媞子内親王が同母弟堀河天皇の准母に擬せられ立后されて以来、十人の内親王が未婚の皇后に冊立された。そのうち八人が斎宮・斎院経験者である。

強力な後ろ盾を持たず朝廷内での立場の弱い後嵯峨上皇は、現状を打破するために自身の権威を高める必要があった。そこで前斎宮曦子内親王を准母・皇后に立てることで、外からの威光で自身を飾り、権威と尊厳を高めようとしたのである。「治天の君」に准母が立てられること自体権威低下を如実に表した現象だが、逆にこの事例から、斎宮はこの時期においても依然として天皇の権威を高める存在として認識されていたことがうかがえる。

(二) 後嵯峨上皇の院政

曦子内親王の退下後、次代の後深草天皇に斎宮は立てられることがなかった。そのため愷子内親王が弘長二年(一二六二)に龜山天皇の斎宮に選出されるまで、十六年間の中絶期間が生じることになる。後深草天皇に斎宮が置かれず、龜山天皇に斎宮が立てられた背景は不明であるが、まず後深草天皇は即位時には四歳の幼帝であり、姉妹が誰一人存在しない状態であった。他に斎宮となれる近親の皇女もおらず、そのため即位時直ちに斎宮を選出することができなかった可能性が考えられる。

その後宝治元年(一二四七)に後嵯峨上皇の第一皇女綜子内親王、建長元年(一二四九)には第二皇女愷子内親王が誕生するが、二人の皇女が後深草天皇の斎宮に立てられることはなかった。もっとも綜子内親王は文永六年(一二六九)に二十三歳で早世することから病弱であった可能性が高く、斎宮に成り得るのは愷子内親王一人に限られていた。ここで大きな意味を持ったのが「治天の君」後嵯

嵯上皇の意向だったと思われる。

寛元四年正月廿九日に後深草天皇が四歳で踐祚し、父の後嵯峨上皇が院政を敷いた。これより二十六年間の長きにわたる後嵯峨上皇の院政が始まるが、当時の朝廷の実権は九条道家が握っており、後嵯峨上皇に政治的権限が殆どなかった。しかし同年七月十一日に道家の子で前將軍九条頼経が名越光時らの謀叛に連座して京都に強制送還され、道家も関東申次の職を罷免され失脚すると、政治情勢が一変する。後嵯峨上皇が朝廷の実権を握り、「治天の君」として朝政を司るようになるのである。『葉黄記』寛元四年八月廿七日条には、

策謀之輩少将行ニ罪科一了。關東靜謐也。天下事。公家殊被レ行ニ徳政一。叙位除目以下。此奥在レ裏。萬事可レ被レ行ニ正道一。或不レ在ニ叡慮一事等有レ之歟。自今以後不レ可レ然。

とあり、幕府は後嵯峨上皇に朝政刷新の申し入れを行い、後嵯峨上皇が朝廷の実質的な主導者たることを強く求めた。後嵯峨上皇は院評定制と伝奏を制度化し、これにより院政が制度的に確立される。院評定は院によって選出された定期的な評議で、朝廷に持ち込まれた訴訟や人事などを審議した。その構成は上流公卿と名家と呼ばれる中流公卿からなり、人選については必ず幕府の承認を得なければならなかった。後嵯峨院政期に幕府の朝廷掌握が進む時期とされているが、これは後嵯峨上皇が幕府の圧力により即位した天皇であったことが大きい。

一方この時期の幕府の政局は非常に不安定な状態であった。仁治三年六月十五日に執権北条泰時が卒去すると、幕府内に動揺が広がる。泰時の孫の経時が強引に執権を継承したが、寛元四年三月には疾病を理由に弟の時頼に執権を譲り、まもなく没してしまふ。これを機に得宗家と名越家の抗争が始まり、同年五月廿三日の名越光時の出家を以て乱は一応終結するが、時頼は光時派の一掃をはかり、光時の背後にあった前將軍九条頼経も鎌倉を追放された。さらに宝治元年（一二四七）の宝治合戦で

は源頼朝創始以来の功臣三浦氏が滅亡させられ、建長四年（一二五二）には前將軍頼朝が了行法師らの幕府転覆謀叛事件に関与したとして、子の將軍九条頼嗣が廃されて京都に送還された。これにより得宗家の権力は揺るぎないものとなり、以後時頼は専制政治を展開していくことになる。

鎌倉期になると、齋宮儀礼に幕府の経済的支援が関わってくるようになる。後鳥羽天皇の齋宮潔子内親王の時には、源頼朝が伊勢群行の用途を進献している。また後嵯峨天皇の齋宮曦子内親王の時にも、幕府が初齋院の場である左近衛府の修理を行っていたことが確認されている。後嵯峨上皇が院政を開始した当初は、朝幕関係が騒乱状態となっており、幕府より齋宮儀礼の援助を引き出すのが困難であった可能性が高い。そのため後深草天皇には齋宮が選出されなかったと考えられる。

次代の龜山天皇には異母姉妹の愷子内親王が齋宮に選出された。龜山天皇の頃には、得宗家が幕府の実権を完全に掌握し政局が比較的安定していた。また建長四年（一二五二）には後嵯峨上皇の皇子宗尊親王が皇族將軍として鎌倉に下向するなど、朝幕関係が親密な時期となっていた。そのため龜山朝で伊勢齋王制度が復活したと考えられる。

第二節 両統迭立期

文永九年（一二七二）二月十七日、龜山天皇の齋宮愷子内親王が、父後嵯峨上皇の崩御により退下した後、続く後宇多・伏見・後伏見天皇には齋宮が選出されなかった。徳治元年（一三〇六）十二月廿二日、後宇多上皇の第一皇女埴子内親王が後二条天皇の齋宮に選出されるまで、齋王制度は三十四年間の中絶期間が生じた。後宇多・伏見・後伏見天皇の三代に齋宮が置かれず、後二条天皇に置かれた要因であるが、この時期に皇統が持明院統と大覚寺統に分裂し、朝廷内の政局が不安定になったことが大きく影響していると考えられる。全ての混乱の発端となったのは「治天の君」後嵯峨上皇の崩

御であった。

院政を行っていた後嵯峨法皇が「治天の君」後継者の決定を明確にしないまま崩御したために、後深草上皇（持明院統）と龜山天皇（大覚寺統）の対立が勃発する。幕府は二人の母后大宮院（西園寺姞子）に後嵯峨上皇の真意を尋ねたところ、後嵯峨上皇の素意が龜山天皇親政にあると返答したため、龜山天皇を「治天の君」と決定した。これにより文永十一年（一二七四）正月に、龜山天皇が皇太子世仁親王（後宇多天皇）に譲位し院政を始めると、幕府の決定に不満を抱く後深草上皇が建治元年（一二七五）四月、太上天皇の尊号を辞退して出家しようとした。そのため関東申次西園寺実兼が幕府に働きかけを行い、同年十一月後深草上皇の皇子熙仁親王が後宇多天皇の皇太子に立てられる打開策が取られた。弘安十年（一二八七）十月、幕府により後宇多天皇が譲位させられ、皇太子熙仁親王（伏見天皇）が即位した。そして翌二年には伏見天皇の第一皇子胤仁親王が立太子されたために、大覚寺統の不満が募り両統の対立が激化した。永仁六年（一二九八）七月、伏見天皇は皇太子胤仁親王（後伏見天皇）に譲位し、院政を行うが、関東申次西園寺実兼との対立から幕府の干渉が強まり、結局後伏見天皇は三年足らずで、大覚寺統の皇太子邦治親王（後二条天皇）に譲位した。

つまり、齋宮が置かれなかった後宇多・伏見・後伏見天皇は、皇統をめぐる持明院統と大覚寺統との対立が激化する時期であり、朝廷内部の政局は極めて不安定であった。後宇多・伏見・後伏見天皇の三代の時期はまだ両統迭立が成立しておらず、その時々幕府との関係が良好で勢いのある王家が帝位と「治天の君」の座を掌握していた。政治的画策次第では政権が相手側に渡る可能性が高く、皇位継承すら安定して行えていない状況であった。このような不安定な政局で齋宮を選出することは、相手を触発して帝位と「治天の君」の座の交替を幕府に働き掛けられる恐れがあった。何故なら鎌倉期においても齋宮は天皇の権威と尊厳を高めて安定させる機能を持っていたからである。こうした政

治的理由で、後宇多・伏見・後伏見朝では、齋宮卜定が行われなかったと考えられる。

それならば、皇統の統一がなされていない後二条天皇の時に、何故齋宮卜定の実施が可能であったのか。それは一つにはこの時期に両統迭立の原則が定着したためと考えられる。後二条天皇以前においては両統迭立の原則がまだ成立しておらず、その時に勢力の強い王家が帝位・「治天の君」を独占していた。しかし幕府の介入で後二条天皇が即位した後、十年ごとの政権交代が定められ、両統に帝位への道が保障された。これにより取敢えず皇位継承が安定し、齋王卜定を行える土壌が整ったわけである。ただ三十四年間の中絶期間が伊勢齋王制度に与えた影響は大きかった。伊勢齋王制度はもはや過去のものとなり掛けていたのである。その伊勢齋王制度が後二条天皇の時に突如復活した背景は、大覚寺統の内部分裂問題に要因がある。

正安三年（一三〇一）正月廿一日、後伏見天皇の讓位を受けて、後二条天皇が即位した。即位当初祖父龜山法皇は、次の大覚寺統の皇太子に後二条天皇の皇子邦良親王を差し置いて自身の末子恒明親王を立てることを幕府に画策した。もし龜山法皇の意が叶い恒明親王の即位が実現すれば、大覚寺統は後二条天皇の皇統と恒明親王の皇統との二つに分裂する恐れが現れる。また恒明親王を利用して龜山法皇が再び院政を行う可能性も否定できない。そのような事態に陥れば大覚寺統の推進力低下は免れず、持明院統との均等関係も崩れる可能性が高くなる。結局幕府によって恒明親王の立太子は容認されず大覚寺統の分裂は回避されたが、早急に大覚寺統の皇統の嫡流を内外に知らしめ、結束を強める必要性があった。そこで後宇多上皇は嘉元三年（一三〇五）に龜山法皇が崩御すると、その諒闇が明けるのを待って、徳治元年十二月廿二日に第一皇女姘子内親王を後二条天皇の齋宮に選出した。つまり姘子内親王は、後二条天皇の大覚寺統の嫡流としての地位を確固たるものとするために齋宮に立てられたのである。久方ぶりの華やかな齋宮儀礼を執り行うことで後二条天皇の權威を高め、後二条

天皇が大覚寺統の嫡流であることを宣伝しようとしたのだ。三十四年振りの齋王卜定と言うことで、確かに注目度もかなり高くなるのが期待できたのである。

しかし伊勢群行を目前に控えた延慶元年（一三〇八）八月廿五日に後二条天皇が二十四歳で崩御したために、埜子内親王は群行叶わず野宮での退下に至る。伊勢群行前に当帝の崩御という最悪な形で退下する事態となり、埜子内親王の齋宮儀礼を完遂することはできなかった。齋宮は復活する機会を失ったどころか、その存在意義をさらに薄れさせてしまったのである。

続く花園天皇には齋宮が置かれることはなく、後醍醐天皇の齋宮権子内親王が選出されるまで、再び中絶期を迎えることになる。その要因であるが、花園天皇が当初から持明院統の嫡流ではなく、あくまで兄後伏見上皇に皇子が生まれるまでの中継ぎとして認識されていたためと考えられる。伏見上皇は持明院統の分裂を危惧し、花園天皇の子孫に皇統を継がせることを許さず、持明院統は後伏見上皇の子孫が皇統を継承することを決めていた。そのような中継ぎ天皇の権威を高める必要がないために、齋宮卜定の実施が見合わせられたと思われる。

またもう一つの要因として持明院統の天皇が誰一人として齋宮を選出していないことが考えられる。皇統迭立の定着によって貴族たちは一方の皇統に専属的に仕えるようになり、皇統が換わると朝廷の高官・要職も一斉に入れ換えられた。そのため齋宮儀礼の儀式次第を大覚寺統が独占し、持明院統には伝えなかった可能性がある。つまり持明院統は齋宮を選出しなくてもその伝統が分ならず、儀式を執り行うことができなかつたのである。このことは後の伊勢齋王制度の廃絶に大きく影響する。

第三節 齋王制度の廃絶

(一) 後醍醐の倒幕運動と齋宮・権子内親王

元徳二年(一二三〇)十二月十九日、後醍醐天皇の皇女・権子内親王が父帝の齋宮に選出される。『續史愚抄』には「一品・権子内親王。今上第一皇女。母中宮・禧子。」とあり、権子内親王が非常に格の高い皇女であったことがわかる。権子内親王の齋宮卜定は後醍醐天皇の即位より十二年後のことであった。院政期以降、齋宮卜定と同日に内親王宣旨を行うことが慣例となっていたが、権子内親王は正応元年(一三一九)に五歳で内親王宣旨を受けていたため、この時は遵守されなかった。これは後醍醐天皇が皇太子・邦良親王(後二条天皇皇子)即位までの中継ぎに過ぎず、子孫による皇位継承が否定されていくことが大きい。中継ぎ天皇にわざわざ齋宮を立てて権威を高める必要はない。後宇多法皇は端から後醍醐天皇に齋宮を立てるつもりがなかったため、中宮・西園寺禧子所生の皇女という齋宮に最適な権子内親王の内親王宣旨を齋宮卜定まで待たなかったのである。

ところが元享四年(一三二四)に父・後宇多法皇が崩御し、正中三年(一三二六)に皇太子・邦良親王が薨去したことで齋王卜定を行える土壌が整う。そこで後醍醐天皇は朝廷の権威が強く天皇親政を行っていた平安前期の天皇のように、自身の皇女を齋宮に立てる。後醍醐天皇は后腹の第一皇女・権子内親王を齋宮に選出することで、自分こそが正統な皇位継承者であることを内外に顕示しようとしたのである。

後醍醐天皇が二十三年間の中絶期間を経て突如齋宮を選出した背景には、皇太子・邦良親王の薨去以降、持明院統による皇位移譲要求が高まっていたこと。また大覚寺統内では邦良親王の皇子・康仁親王が嫡流、後醍醐天皇が傍流と認識され立場が脆弱であったことが考えられる。それゆえ後醍醐天皇の退位はもはや時間の問題であった。そこで後醍醐天皇は中継ぎ天皇という現状を打破し、正統な皇位

継承者になるために倒幕を決意し、元弘の乱を引き起こす。この乱の直前に卜定されたのが権子内親王である。後醍醐天皇は権子内親王を齋宮に立てることで自らの退位を否定し、自分こそが正統な皇位継承者であることを知らしめようとした。そしてそれは両統迭立の原則を掲げ、後醍醐天皇の子孫による皇位継承を認めない幕府に反発する意思表示でもあった。さらに自分の皇女を齋宮に置くことで皇祖神天照大神の庇護を受ける形式を整えて、皇位継承を巡る争いに勝利しようとしたのである。これは壬申の乱の戦勝祈願の礼として置かれた天武天皇の齋宮大来皇女を彷彿とさせるものであった。後醍醐天皇は天武天皇のように強固な天皇親政を行い、自身の子孫によつて皇位が継承されることを望んでいたのである。そのために天照大神に奉仕する齋宮を選出することで皇祖神の威光を借り、自身の血統による皇位継承の安定化を図った。しかし結局倒幕運動は失敗に終わり、後醍醐天皇は廃位され隠岐に配流となる。『女院小傳』には「宣政門院。権子院后。元弘元。月日退下。自ニ野宮一退。」とあり、権子内親王は伊勢群行を行うことなく、野宮で退下となった。

(二) 南北朝の動乱と齋宮の廃絶

元徳三年（一三三一）九月廿日、後持明院統の光厳天皇が踐祚し、皇太子には両統迭立の原則に則り大覚寺統の康仁親王（邦良親王第一皇子）が立てられた。大覚寺統は邦良親王の早世と後醍醐天皇の謀反とで壊滅的な状態に陥っていたが、持明院統の支援のもと再建されていった。

一方後醍醐天皇は正慶二年（一三三三）に隠岐島を脱出し、各地の武士団に叛乱への参加を呼びかけた。幕府は足利高氏（尊氏）を総大将として叛乱の鎮圧をはかったが高氏が後醍醐天皇側に寝返り六波羅探題を制圧、新田義貞がこれに呼応して関東の御家人たちと鎌倉を攻め、幕府を滅ぼした。同年五月廿五日、後醍醐天皇は光厳天皇およびその年号「正慶」の廃止と、元弘の乱以降の叙任をすべ

て無効とした。そして同年六月五日に京都へ戻り、みずからの復位を宣言して幕府による強制退位直前の状態に戻した。⁽⁸⁵⁾そして後醍醐天皇は「延喜・天曆の治にかえれ」というスローガンのもとに、撰関時代以前への復帰を唱えて上皇・撰関・幕府を廃止し、天皇独裁体制を打ちたてようとしたのである。しかし後醍醐天皇の先例を無視した強引な政策は武家や公家から批判を浴びるようになる。

そのような中、建武元年（一三三四）二月廿五日に祥子内親王が後醍醐天皇の齋宮に選出された。⁽⁸⁶⁾祥子内親王は後醍醐天皇の寵妃阿野廉子（新待賢門院）所生の皇女で、同母兄弟の恒良親王は同年正月廿三日に皇太子に立てられていた。⁽⁸⁷⁾祥子内親王の母阿野廉子は建武の新政下で皇后なみの厚遇を受けており、祥子内親王はかなり格の高い皇女であったことがうかがえられる。⁽⁸⁸⁾当時建武の新政はすで行き詰まりを見せており、皇太子恒良親王と同母の祥子内親王の卜定は、後醍醐天皇の権威と求心力を高める期待がかかっていた。権子内親王の時と同様な理由による齋宮選出である。これらのことから後醍醐天皇は齋宮を自身の権威を高める手段として利用しようとしていたことが考えられる。

翌年九月十日に祥子内親王は野宮に入御し、来る伊勢群行にむけて潔齋を務めていたが、ついに伊勢に発遣されることはなかった。同年七月に中先代の乱が起きると、乱の鎮圧に向かった足利尊氏はそのまま建武の新政から離脱し、建武三年（一三三六）八月十五日に持明院統の豊仁親王（光明天皇）を即位させた。後醍醐天皇は京都から脱出し、吉野に逃れて南朝を開いた。そして祥子内親王は建武三年に南北朝の内乱の影響を受けて野宮より退下する。⁽⁸⁹⁾以後明德三年（一三九二）に室町幕府三代将軍足利義満が統一するまで、朝廷は吉野の南朝（大覚寺統）と京都の北朝（持明院統）の抗争が約六十年間も続く。

祥子内親王の退下後、齋宮が置かれることは二度となかった。伊勢齋王制度廃絶の要因であるが、足利尊氏が開いた室町幕府が全国の武士を掌握するにつれ北朝の優位が絶対的なものとなり、北朝に

吸収されるような形で南北朝が統一されたことが大きい。なぜなら北朝には齋宮を選出する伝統がなかったからである。そのため伊勢齋王制度は復活する機会を失い、廃絶に至ったと考えられる。

おわりに

鎌倉期になると、天皇の即位直後の齋宮卜定こそ行われなくなるが、依然として齋宮は天皇の権威を高める重要な存在であった。それは後堀河天皇の齋宮利子内親王（式乾門院）、後嵯峨天皇の齋宮曦子内親王（仙華門院）が退下後、天皇の准母として立后されていることからもうかがえる。そこには前齋宮の加護を得て「治天の君」としての権威を高めようとする後嵯峨上皇の思惑があった。つまりこの時点では齋宮の権威は顕在であったといえる。

龜山天皇の齋宮には異母姉妹の愷子内親王が立てられたが、父後嵯峨上皇の崩御によって退下に至る。そして後二条天皇の齋宮に埴子内親王が選出されるまで、三十四年間の中絶期間を迎えることになる。その齋宮不在の要因であるが、後嵯峨上皇の死後、天皇家が持明院統と大覚寺統の二つに分裂して皇位継承が不安定となり、卜定を行う機会を逃してしまったためと考えられる。

その後後二条天皇の時に両統迭立が定着して、再び齋宮の選出が行われるようになる。伊勢齋王制度の復活の背景には、後二条天皇の尊厳を高めることに加え、後二条天皇が大覚寺統の嫡流であることを内外に知らしめる目的があった。しかしこれも伊勢群行直前に後二条天皇が崩御したことにより頓挫する。

続く花園天皇には齋宮が置かれることはなく、後醍醐天皇の権子内親王が齋宮に選出されるまで、再び中絶期を迎えることになる。花園天皇は持明院統の嫡流ではなく、あくまで兄後伏見上皇に皇子が生まれるまでの中継ぎとして認識されていた。伏見上皇は持明院統の分裂を危惧し、花園天皇の子

孫に皇統を継がせることを許さず、持明院統は後伏見上皇の子孫が皇統を継承することになっていた。中継ぎ天皇の権威を高める必要はないために、齋宮卜定の実施が見合わせられたと思われる。

一方、中継ぎ天皇の問題は大覚寺統の後醍醐天皇にも当てはまる。後醍醐天皇は即位より十二年後に第一皇女の権子内親王を齋宮に選出しているが、これは後醍醐天皇が兄後二条天皇の第一皇子邦良親王が成人するまでの中継ぎと父後宇多法皇に認識されていた。花園天皇と同様に、中継ぎ天皇の権威を高める必要がないため、齋宮卜定は実施されなかった。ところが後宇多法皇が崩御し、皇太子邦良親王が急逝するなど政局が変動すると、後醍醐天皇は自信の第一皇女を齋宮に選出したのである。

後醍醐天皇の齋宮に卜定された権子内親王は中宮西園寺禧子処世の出自が高い皇女であった。後醍醐天皇は后腹の第一皇女権子内親王を齋宮に選出することで、中継ぎ天皇という脆弱な立場を払拭し、自身の皇位継承の正統性を内外に顕示しようとしたと考えられる。それは両統迭立の原則を掲げ、後醍醐天皇の子孫による皇位継承を認めない幕府に対する反発の意思表示でもあった。そして後醍醐天皇は皇祖神天照大神の庇護を受け、皇位継承争いに勝利することを望み、元弘の乱直前に齋王卜定を行った。後醍醐天皇は皇祖神の威光を借りて、自身の子孫による皇位継承が永続的に継続することをアピールしようとしたのである。しかし結局倒幕運動は失敗に終わり、後醍醐天皇は配流となる。そして権子内親王は伊勢群行を果たすことなく野宮での退下に至る。

伊勢齋王制度の復活は後二条天皇の時に頓挫していた。そのような中で後醍醐天皇が敢えて選出した時代錯誤的で強烈なメッセージ性を持つ齋宮が、儀礼を完遂することなく退下に至ったのである。これは伊勢齋王制度にとって大きな打撃となった。

さらに後醍醐天皇は復位後、もう一人の齋宮祥子内親王を選出するが、祥子内親王もまた齋王儀礼を完遂させることなく、野宮での退下に至る。その後二度と齋宮が置かれることはなかった。伊勢齋

王制度廢絶の要因であるが、足利尊氏が開いた室町幕府が全国の武士を掌握するにつれ北朝の優位が絶対的なものとなり、北朝に吸収されるような形で南北朝が統一されたことが大きい。北朝には齋宮を選出する伝統がなく、そのため伊勢齋王制度は復活する機会を失い、廢絶に至ったと考えられる。

註

(1) 土御門天皇の皇女。母は後鳥羽上皇の院近臣中納言源有雅の女。外祖父の源有雅は承久の乱の際に処刑されている。即位当時後嵯峨天皇には皇女がまだ誕生しておらず、姉妹の中から齋宮を選ばなければならなかった。後嵯峨天皇には同母姉に春子女王・女覚子内親王がいたが、春子女王は寛喜二年(一二三〇)九月五日に二〇歳で夭折し、覚子内親王も姉春子女王の死を悼み出家してしまったために、どちらも齋宮に選出することが出来なかった。そのため異母妹の曦子内親王が齋宮に選ばれた。

(2) 『百練抄』十五 後嵯峨院

十二月十六日。壬午。今日齋宮卜定也。當今御妹。御名字曦子。式部大輔之。以ニ六條中將忠俊宅押小路京極一爲ニ卜定所一云々。先被レ下ニ親王宣旨一畢。

(3) 『勘仲記』弘安七年四月九日条、

關東穢引來年々。

仁治三年六月十五日。前武藏守泰時朝臣卒。廿日有ニ沙汰一被レ定ニ卅日穢一了。明後日月並並神今食。重可ニ延引一之由被仰下一了。

(4) 土御門定通の側室竹殿が北条泰時の異母妹。竹殿は二代執権北条義時の娘で、母は正室姫の前(比企朝宗の娘)。同母兄の北条重時は当時六波羅探題北方を務めていた。

(5) 榎村寛之「伊勢齋宮古文書に見る鎌倉期朝廷財政の一断面―京都・鎌倉交渉史の視点より」(『齋宮歴史博物館研究紀要』五、一九九六年)。

榎村氏は、鎌倉期の齋王制衰退の要因を経済的側面に求めようと、後嵯峨天皇の齋王曦子内親王野宮遷御に至るまでの費用調達方法に注目。政務執行機関である行事所が野宮用途の不足分の一部を成功徴募で調達し、その成功の窓口が鎌倉御家人の三浦氏であったことを伊勢齋宮古文書から解明した。そして朝廷の財力だけで齋王制度を維持することは難しく、幕府の支援が不可欠であったことを指摘している。齋王は後嵯峨天皇以降常設されなくなるが、その要因として榎村氏は、武家成功を支えていた人々が、曦子内親王の退下後次々と失脚したために(將軍頼経追放、関東申次九条道家罷免、三浦氏滅亡)、齋王の経済機構を支えていた組織が崩壊。遂に後深草天皇の齋王途絶を招いたとしている。

(6) 初齋院から野宮入御の期間が極端に短い事例は、

- ・ 朱雀朝…徽子女王(初齋院：承平七年七月十三日、野宮：同年九月廿七日)
 - ・ 円融朝…隆子女王(初齋院：天禄元年九月八日、野宮：同年九月三十日)
 - ・ 花山朝…濟子女王(初齋院：寛和元年九月二日、野宮：同年九月廿六日)
 - ・ 三条朝…当子内親王(初齋院：長和二年八月廿一日、野宮：同年九月廿七日)
 - ・ 四条朝…昱子内親王(初齋院：暦仁元年九月八日、野宮：同年九月廿二日)
 - ・ 後嵯峨朝…曦子内親王(初齋院：寛元三年八月十三日、野宮：同年九月十七日)
 - ・ 後二条朝…埴子内親王(初齋院：徳治二年九月十三日、野宮：同年九月廿四日)
- の七例確認することができる。

(7) 『百練抄』十五 後嵯峨院

四月廿六日。庚寅。初齋宮諸司入御日時定也。吉田中納言爲經卿已下參仕也。

(8) 『百練抄』十五 後嵯峨院

七月廿五日。丁巳。齋宮入御諸司日時定也。中納言爲經卿參行レ之。

(9) 『百練抄』十五 後嵯峨院

八月十三日。乙亥。初齋宮東河御禊。了ニ入御一諸司。左近府。吉田中納言爲經卿參行レ之。

(10) 『平戸記』寛元三年八月五日条。

(11) 『平戸記』仁治三年正月十九日条に、

抑此事關東計申之條。雖レ知ニ末世之至極一。可レ悲々々。十善帝位之運。更非ニ凡夫愚賤之所レ思一。而依令レ顧ニ時議一給歟。一旦雖レ被ニ仰合一。懋以ニ凡卑之下愚一。計ニ立帝位一之條。未曾有事也。我朝者神国也。不レ以ニ異域之風一。自ニ茲天地開之後一。國常立尊以降。皆先主令ニ計立一給。至ニ不慮之事一非ニ此限一。至ニ光仁。光孝二代一。群臣議定歟。然而其趣偏爲レ安ニ天下一也。今非ニ群議一。以ニ異域一蠻類之身。計ニ申此事一之條。宗廟之冥慮如レ何。尤可レ恐々々。其使定不ニ廻踵一歟。凡重事出來之時。如ニ愚意一者。只決ニ群議一。爲ニ先天下安全之計一。可レ被レ奉レ立レ之。以ニ其趣一。具可レ被レ仰ニ遣關東一也。此上不レ相ニ叶其意趣一者。善惡可レ被ニ計行一。天下者重器也。雖ニ片時一不レ可ニ空位一之故。如レ此相之由被ニ仰遣一。何可レ有ニ子細一哉。其上有ニ不受事一者。又非レ可レ愁思食。非レ可レ痛思食。只可レ被レ奉レ任ニ神官一。八幡之神慮之事。今自相害如レ此御計之間。重事彌重疊。御案之趣皆以ニ相違一歟。可レ悲々々。(一)

とあり、幕府の干渉による後嵯峨天皇の即位に対して貴族達が強く反発している様子がかが

える。皇位継承問題により十一日間もの空位が生じたことは、貴族達に大きな衝撃を与えた。

- (12) 九条道家は娘の罇子の後堀河天皇の中宮に入れ、罇子が生んだ四条天皇が即位すると外祖父として朝廷の実権を掌握していた。ところが四条天皇が夭折したために痛手を被り、さらに皇嗣に順徳天皇の皇子忠成王を擁立したために、幕府の不信を招き権勢が衰退していた。しかし西園寺公経が死去すると関東申次の職を継承し、勢力の挽回に成功する。道家は不仲であった二男の二条良実にかえて四男の一条実経を関白とし、関東申次も道家・実経父子で掌握していた。
- (13) 本郷和人「後嵯峨院政—後期院政の成立」(『中世朝廷訴訟の研究』所収、東京大学出版会、一九九五年)。

- (14) 橋本義彦『平安貴族社会の研究』(吉川弘文館、一九七六年)。

- (15) 『玉葉』文治三年条、
五月十五日丙辰。天晴。晩頭小雨。齋宮群行之間事條々。親雅來申レ之。用途事可レ仰ニ、
遣關東一之由。先日院有ニ院宣一也。

『吾妻鏡』文治三年条、
五月十七日戊午。親雅來ニ群行用途一。可レ被レ仰ニ關東一之間事。

七月二日辛丑。初齋宮來九月依可レ有ニ群行一。被レ進ニ其用途一。日來所レ被レ充ニ諸御家人一也。善信奉行云々。

- (16) 『平戸記』寛元三年八月十三日条。

- (17) 『續史愚抄』一 龜山天皇 上

弘長二年十二月四日丙辰。一院皇女愷子内親王母二條局。一院更衣。或作ニ大宮院一。若養母歟。或記准后云。不審。卜定齋宮。

- (18) 母は参議五辻忠繼の女典侍五辻忠子。同母兄弟に後醍醐天皇・性田法親王・承覚法親王がいる。

(19) 正応三年(一二九〇)、宮中に浅原為頼一族が押し入り、伏見天皇暗殺未遂事件が起きた。この事件に三条実盛の関与が発覚し、龜山上皇に嫌疑がかかった。

(21) 『續史愚抄』十四 後二條天皇 下

徳治元年十二月廿日戊午。獎子内親王院第一皇女。御年廿二。母准后忠子。或作源朝臣基子。ト二、定齋宮一。

(22) 『續史愚抄』十五 花園天皇 上

徳治三年八月廿六日壬子。(中略)今日。齋宮獎子内親王皇女。御年廿三。院山院。自二野宮一退下。未レ向レ伊勢一云。

(23) 後宇多上皇が後二條天皇の崩御から八日後に発給した処分条において以下のとおり述べられている。

右。寺社御所和漢文書等。不レ殘ニ一紙一。所讓與中務卿尊治親王也。後二條院爲ニ長嫡一可ニ相承一之處。不慮崩御。御悲歎而無レ盡。(中略)仍所ニ處分一于親王也。一期之後。悉可レ讓ニ、与邦良親王一。先朝於尊治親王子孫者。有ニ賢明之器一。濟世之才者。暫爲ニ親王一仕ニ朝輔君一。天下謳歌。如レ處ニ舜夏禹一者。可レ任ニ皇祖之冥鑒一。莫レ有ニ僭乱之私曲一。以ニ後二條院宮一可レ如ニ實子一。努ク令ニ保護一。殊存ニ孝行一。可レ成ニ朕一矣。

(『鎌倉遺文』二三三六九「後宇多上案」)

尊治親王(後醍醐天皇)は兄後二條天皇に替わって財産を相続するが、それはすべて一期分でしかなく、尊治親王の死後は邦良親王に譲られることが明記されている。後醍醐天皇は邦良親王が即位するまでの中継ぎに過ぎなかった。

(24) 河内祥輔「朝廷・幕府体制の諸相」(『日本中世の朝廷・幕府体制』所収、吉川弘文館、二〇〇七)。

(25) 白根靖大「鎌倉後期の公家社会と治天」(『中世の王朝社会と院政』所収、吉川弘文館、二〇〇七)。

○年)。

(26) 村井章介『分裂する王権と社会』(『日本の中世10』中央公論新社、二〇〇三年)。

(27) 榎村寛之「斎王制と天皇制の関係について」(『律令天皇制祭祀の研究』所収、橘書房、一九九六年)。

榎村氏は建武元年二月廿九日 神祇官廻状(壬生家文書二三七六号、伊勢斎宮文書)に、

神祇官

権大副

権大副

権大副「奉」

右。来廿五日可有。伊勢斎宮卜定。加ニ、法辰一点。各可レ被ニ参陣一之状。依ニ宣旨一
所レ廻如レ件。

建武元年二月十九日

とあることから、祥子内親王の卜定の日時を『大日本史料』にある元弘三年(一一三三)十二月廿八日ではなく、建武元年(一一三四)二月廿五日としている。

(27) 『皇代略記』後醍醐 復祚

元弘四年正月廿三日。以ニ皇子恆良親王一爲ニ皇太子一。

(28) 所京子「斎宮祥子とその周辺・覚書」(『史窓』第五〇号、一九九三年)。

(29) 帝系図裏書(後醍醐三宝院本)

建武三年。依ニ世上之乱一。御ニ退一、出自ニ野宮一。経ニ年序一之後落飾。作ニ比丘尼一。

終章

記紀に登場する伊勢神宮の創始伝承は七世紀頃の創作である。しかし古い名を持つ豊鍬入姫命や、伊勢に派遣された皇女たちに共通する抽象的な呼称である倭姫命の名から、記紀が編纂される七世紀頃にはすでに伊勢へ皇女が送られる制度があり、記紀、特に『日本書紀』はそのことに潤色を加えて、伊勢神宮の創始伝承を創作したと考えられる。

伊勢神宮はもともと南伊勢地方の地方神であった。ところが雄略天皇の時期におきた社会的宗教的転換によって大和朝廷からの崇敬を集めるようになった。伊勢神宮の創始は五世紀末の雄略朝の頃で、齋宮の前身となる齋皇女が置かれたのもちようどその頃と考えられる。しかし齋皇女の制度が整備されたのは六世紀の欽明天皇の時期と推定される。その背景には蘇我氏が政治の主導権を握り、蘇我氏によって伊勢神宮の権威が強化されたことがある。

その後、大化の改新により蘇我本宗家が滅亡させられると、齋皇女の制度は途絶する。政権を奪取した中大兄皇子は、政治改革に着手すると同時に宗教改革を行い、天日矛的日神信仰を廃止し、穀霊信仰を復活させた。孝徳朝から天智朝にかけての齋皇女の断絶は、大化改新による宗教改革の影響を受けたためである。大化の改新以前の齋宮は蘇我氏が深くかかわっており、中大兄皇子は宗教改革の象徴として齋皇女の発遣を廃止した。このことから、七世紀中頃では伊勢神宮が皇祖神と認識されていなかったことがうかがえる。伊勢の神が皇祖神として観念されるようになるのは、天武朝の末頃に、大和朝廷内で穀霊信仰に基づき成立した天孫降臨神話と結び付いてからである。

壬申の乱で前代の近江王朝を倒し、新王朝の大王となった天武天皇の登場は、日本古代仏教に大

きな変化をもたらした。天武天皇は大王家一族の福德を祈る、旧来の神祇祭祀を継承する立場におらず、新王朝に相応しい、新たな祭祀制度を構築する必要があった。そこで天武天皇が注目したのが、相次いで帰国した入唐留学僧より持ち込まれた隋唐仏教である。仏教の主目的を皇帝の統治する国家の守護に置く隋唐仏教の在り方は、政敵を一掃して専制権力を得た天武天皇に相応しいものであった。一方、天武天皇は大化の改新政権下で廃止されていた伝統的な宗教儀礼を復活させ、再整備に努める。特に天武天皇が重視したのは、かつて大和朝廷の中心的宗教の場であった伊勢神宮であった。伊勢神宮は大王家の皇祖神とは無関係であったが、天武朝において皇祖神天照大神と関連づけられるようになったとされている。つまり大来皇女は「皇室の祖霊Ⅱ天照大神を祀る社」に奉祭するという新たな役割を付与され、再興された斎宮なのである。天武天皇は中国の皇帝祭祀である宗廟を意識していた。伊勢神宮の祭神を天照大神とすることで、中国を意識した天皇祭祀を構築し、自身の王権の強化を務めようとしたのである。

天武天皇による一連の宗教統制は、仏事と神事を並行して行われている。天武天皇は中国を規範にした国家体制の構築を目標としており、唐仏教や祭祀儀礼などを取り入れていた。当時の唐王朝は、帝室が老子の末裔だとされ、「道先仏後」の宗教政策を行っていた。天武天皇もそのことを意識していたと考えられるが、古代日本では道教の普及が進んでおらず、唐の政策をそのまま導入することが難しかった。そこで日本古来のアニミズム的な神信仰に注目し、神祇として整備することで天皇権力の強化に利用したのである。

やがて八世紀以降になると、道慈などの入唐留学僧によって神仏習合思想が持ち込まれ、各地で神宮寺が建立されるようになった。一方、皇室の祖廟である伊勢神宮は、天平年間（七二九〜七四九）以後に、伊勢神宮は天皇家の皇祖神Ⅱ氏神を祀る社から皇祖神Ⅱ国家神を祀る社に地位が上昇した。

称徳朝に於いては、伊勢神宮は仏教を排除せず、道鏡の仏教政治に神宮の禰宜など在地神官が迎合した。そして大神宮寺が建立され、仏像が造立されたのである。しかし称徳天皇が崩御し、道鏡が失脚すると中臣比登と大中臣清麻呂によって伊勢神宮が再建される。そして神仏隔離は光仁朝から、段階的に形成されていくのである。

まず称徳朝の仏教優先政策による神仏習合化への反動が伊勢神宮より起こり、次代の光仁朝では神宮寺が神郡外の飯高郡に出され、やがて廃絶したのである。ついで淳和上皇以降になると、臨終出家の風習が定着し、同時代に浄土思想が流入する。その結果仏教が死のイメージと密接に結びつき、「穢」と同一次元で仏教が捉えられ、仏教忌避の規定が貞観式に盛り込まれていった。ただし神事の仏教忌避は、あくまで祭前後の「斎」で、それ以外は神仏の接触は許容されていたのである。

穢観念が成立し、やがて「穢」と同一次元で仏教が捉えられるようになると、斎宮でもその影響を受けるようになる。斎宮は『延喜式』巻第五、「斎宮式」忌詞条に、仏教関係の「内七言」「別忌詞」と触穢関係の「外七言」が規定されており、仏教を厳格に忌避していた。一方の斎院は、『延喜式』巻第六「斎院司式」忌詞条に、触穢関係の「外七言」のみが記載され、仏教忌避に関しては明確に規定していない。さらに斎宮と斎院は、その潔斎期間にも差が生じている。『延喜式』によれば、斎宮の潔斎が初斎院から野宮、斎宮の三段階を経ているのに対し、斎院の潔斎は初斎院で三年間潔斎したのちに、紫野斎院に参入することが規定されている。このように斎宮の方が斎院よりも一段階多い斎戒を行っているのである。斎宮・斎院の潔斎に差異が生じた要因であるが、伊勢神宮が仏教を厳格に排除していたことに対し、賀茂社は賀茂神宮寺が創建され、神仏の接触・融合は許容されていたことが考えられる。

斎宮の仏教忌避規定は、貞観十三年（八七一）十月廿二日施行の『貞観式』で制定されたが、それ

以前には仏教忌避の明確な規定は存在しない。齋宮潔齋の厳格化は、齋院が創始された以降に起きたのである。齋院は弘仁元年（八一〇）の薬子の乱を契機に、嵯峨天皇が齋宮に倣って娘の有智子内親王を齋院に選出したことより始まる。

創始当初の齋院は嵯峨天皇の即位とは無関係で、初代齋院有智子内親王は嵯峨天皇の譲位後も退下せず、次代の淳和天皇の齋院も務めていた。ところが天長十年（八三三）三月廿六日に仁明天皇の齋宮に久子内親王、齋院に高子内親王を同日卜定して以降、天皇の代替わりごとに齋宮・齋院が同日に卜定されるようになった。齋宮と齋院という二人の齋王が併存されることにより、相互に影響を受け、両者が同質化していく。そして都の至近距離に設けられた齋院は世俗と完全に遮断された聖域ではなかった。齋宮はより厳しい齋戒によって森厳な清浄性が求められたのに対し、齋院は世俗化の傾向が促進した。その結果、神祇的も厳格さを求められた齋宮と、王朝社会と交わりつつ世俗的祭祀を認められた齋院との間に、存在感や役割に相違が生じたようである。齋宮が齋院より清浄性を強く求められたため、『延喜式』の潔齋規定に差が生じ、齋宮の方がより厳格な潔齋を求められるようになったと考えられる。

このように『延喜式』には齋王に関する規定がこと細やかに定められているが、初齋院入御以前の潔齋の場である「齋王家」については記載がなく、不明瞭な部分が多い。『北山抄』『三代実録』『日本紀略』に断片的に残る記述によると、十世紀中頃まで初齋院入御以前の齋王御所である「齋王家」は齋王が日頃暮らす邸宅が利用されていた。当時の「齋王家」における居住形態の詳細は不明ではあるが、『源氏物語』の記述により、「齋王家」は齋王が日常生活していた邸宅がそのまま利用され、家族が同居する場合があった。家族が共に暮らす時は、齋王の潔齋の妨げにならぬよう、家族も不浄なものを忌避して生活するように求められていたらしい。そして様々な制約があるが、

齋王の家族たちは別邸に移ることなく、そのまま「齋王家」に住み続けていた。

ところが三条朝の齋宮当子内親王以降になると、別宅や第三者の邸宅を借用して「齋王家」として利用するようになる。この「齋王家」の場の変化の要因として考えられるのは、摂関期から院政期にかけて、神の祟を恐れ、『延喜式』の穢規定を誇大解釈する傾向があつたことがまず考えられる。家族が潔齋所である「齋王家」に同居をする場合、様々な支障が生じる可能性がある。しかしあらかじめ別邸を「齋王家」にしておけば、家族などから持ち込まれる恐れのある不浄な出来事を遮断することができる。そのため「齋王家」の場が齋王の自宅から他所に変化した。

また「齋王家」に受領階層の邸宅が多く借用されるようになったのは、摂関期から院政期にかけて受領が任国で財を築き、豪邸を建てて権力者に取り入ろうとその邸第を院に提供するようになったからである。穢概念と政治体制の変化が密接に結び付き、「齋王家」の場が齋王の自宅から第三者の邸宅へと移っていった。

齋宮卜定は『延喜式』の規定どおり、天皇の即位儀礼の一環として執り行われていた。しかし卜定の明確な実施日時は定められていない。九世紀後半以降、齋宮卜定は新帝の即位状況によって実施時期に差が生じるようになった。死を絡まない通常の受讓即位をした場合、踐祚↓即位式↓齋宮卜定とスムーズに即位儀礼が執り行われる。一方で、先帝が死を絡む退位をした場合、齋宮卜定の時期に遅れがみられる。そして先帝と新帝の関係が父子であった場合、天皇の諒闇が明けるまで最低一年間は齋宮卜定を行わないのが慣例化していった。

九世紀中頃までは齋院も齋宮と同様に天皇の即位に対応した制度であった。しかし光孝天皇以降、天皇が讓位による皇位継承をすると、齋院の交代が行われなくなっていく。齋院は父母の崩御や本人の疾病など齋院を努めることが出来なくなった時だけ、新齋院が立てられたのである。即位時に齋院

が不在の場合、齋宮卜定と同日あるいは遅れて齋院卜定が行われた。また新帝が諒闇の場合、齋宮同様に新帝が除服したのちに卜定を行っている。

齋王候補者の選定は卜定に先立って決定されるのが慣例であり、女王であろうが内親王であろうが変わらなかつた。摂関期において齋宮の選考には政治的意図が反映されていたが、候補は会議で定められているので、摂関家の一存で候補を決めることが出来なかつた。齋宮選出の背景には政治的な意図が確かにあったが、それは齋宮軽視につながるものではない。藤原道長などは齋宮に強い関心を示しており、血縁関係はないが姻戚の嬬子女王を外孫の齋宮に立てている。一方、齋院は天皇の即位儀礼との関連が早くから絶たれたため、今上天皇の近親の内親王を単純に選んでも何の問題もなかつた。齋宮は摂関期においても天皇の即位儀礼の一環として機能していたのである。

白河天皇は皇位継承者を一人に限定し、その他の皇子たちはみな出家させるという特殊な皇位継承計画を行った。その結果、親王の数が激減し、その娘である二世女王がほとんど存在しない状況になった。平安期以降、女王齋王は前提条件として親王の娘である必要があつた。この二世女王の減少は齋王候補の範囲を狭める結果を招く。摂関期に頻発した女王齋王は姿を消し、代わりに治天の君の子や孫が多く選出されるようになった。しかし制度を安定的に維持するためには、候補者の範囲は広い方がよい。齋王が治天の君の直系の子孫に限定されると、何らかのトラブルが起きた場合、齋王候補が一人も存在しないという事態を招きかねないからである。

この問題は早くも鳥羽朝に於いて表面化する。白河法皇の皇子は堀河天皇以外全員出家させられたため、鳥羽天皇の齋宮・齋院は白河法皇或いは堀河天皇の皇女に限定されていた。しかしこの時には堀河天皇の皇女は候補に挙がらなかつた。摂関期から院政期にかけて、『延喜式』の穢規定を誇大解釈する傾向があり、父を亡くして間もない皇女は、ある一定期間が過ぎるまで齋宮・齋院に選出され

なかった。そのために、鳥羽天皇の齋宮と齋院は実質白河法皇の皇女から選ぶ必要があった。しかし白河法皇の正妃所生の皇女たちは全員すでに齋宮・齋院に選出され、選ぶことができない。そこで白河法皇の落胤から齋宮と齋院を選考することになった。以後、院政期は慢性的に齋王候補者不足の状態であった。

鎌倉期になると、天皇の即位直後の齋宮卜定が行われなくなるが、齋宮は天皇の権威を高める重要な存在であった。後堀河天皇の齋宮利子内親王（式乾門院）、後嵯峨天皇の齋宮曦子内親王（仙華門院）が退下後に、天皇の准母として未婚のまま立后されていることからもうかがえる。

龜山天皇の齋宮愷子内親王が退下すると、後二条朝に昇子内親王が齋宮に選出されるまで、三十四年間、齋宮の中絶期間が続いた。これは後嵯峨上皇の死後に天皇家が持明院統と大覚寺統の二つに分裂して皇位継承が不安定となり、卜定を行う機会を逃したことが原因と思われる。その後、後二条天皇の時に両統迭立が定着すると、再び齋宮の選出が行われるようになる。

後醍醐天皇は后腹の第一皇女権子内親王を齋宮に選出し、中継ぎ天皇という脆弱な立場を払拭し、自身の皇位継承の正統性を内外に顕示しようとした。それは両統迭立の原則を掲げ、後醍醐天皇の子孫による皇位継承を認めない幕府に対する反発の意思表示でもあった。そして後醍醐天皇は皇祖神天照大神の庇護を受け、皇位継承争いに勝利することを望み、元弘の乱直前に齋王卜定を行った。後醍醐天皇は皇祖神の威光を借りて、自身の子孫による皇位継承が永続的に継続することをアピールしようとしたのである。しかし結局倒幕運動は失敗に終わり、後醍醐天皇は配流となる。そして権子内親王は伊勢群行を果たすことなく野宮での退下に至る。

伊勢齋王制度の復活は後二条天皇の時に頓挫していた。そのような中で後醍醐天皇が敢えて選出した時代錯誤的で強烈なメッセージ性を持つ齋宮が、儀礼を完遂することなく退下に至ったのである。

これは伊勢齋王制度にとって大きな打撃となった。

さらに後醍醐天皇は復位後、二人目の齋宮祥子内親王を選出するが、祥子内親王もまた齋宮儀礼を完遂させることなく、野宮での退下に至る。その後二度と齋宮が置かれることはなかった。足利尊氏が開いた室町幕府が全国の武士を掌握するにつれ北朝の優位が絶対的なものとなり、北朝に吸収されるような形で南北朝が統一されたため、伊勢齋王制度は復活する機会を失い、そのまま廃絶に至ってしまった。

このように、博士論文ではおもに政治的側面より伊勢齋王度の変遷を考察し、廃絶の要因を明らかにすることに務めた。そのため伊勢神宮側の動向にはほとんど触れることができていない。また齋王制度の両輪の一つであった賀茂齋王制度の廃絶問題についても言及せずに終わってしまった。齋宮と伊勢神宮と朝廷の関係と、賀茂齋王制度の廃絶問題に関する考察は今後の課題にしたいと思う。

歷代齋宮表

天皇	齋宮	父母	卜定	野宮	群行	退下	退下理由
崇神	豐納入姬命	父：崇神天皇 母：遠津年麻呂眼良妙媛	崇神 6	不明	不明	垂仁 25	老衰
垂仁	倭姬命	父：垂仁天皇 母：日葉野媛命 (皇后)	垂仁 25・3・10	不明	不明	景行 20 年以前	不明
景行	五百野皇女 (久須姬命)	父：景行天皇 母：水楯前媛	景行 20・2・4	不明	不明	不明	不明
雄略	稚足姬皇女 (持穗姬)	父：雄略天皇 母：穗媛	雄略 3 (459) 以前	不明	不明	雄略 3 (459)	冤罪 (密通)
繼體	壹角皇女 (皇麻皇女)	父：繼體天皇 母：麻理媛子	繼體朝 (507~531)	不明	不明	不明	不明
欽明	磐隈皇女 (夢皇女)	父：欽明天皇 母：蘇我理邊媛	欽明朝 (538~571)	不明	不明	不明	不明
敏達	菟道皇女	父：敏達天皇 母：広姫	敏達 7 (578)・3・5	不明	不明	不明	事故 (密通)
用明		父：用明天皇				推古 29 (621)	
崇峻	舒香手姬皇女	母：勸成太子	用明元 (598)	不明	不明		不明
推古							
天武	大來皇女 (大田皇女)	父：天武天皇 母：大田皇女	天武 2 (673)・4・14	不明	天武 3 (674)・10・9	朱鳥元 (686)・9・9	父帝崩御
文武	託基皇女 (當香・多利皇女)	父：天武天皇 母：矢人糠媛娘	文武 2 (698)・9・10	不明	不明	大宝元 (701)・2 月以前	不明
	泉内親王	父：天智天皇 母：忍坂造色夫古娘	大宝元 (701)・2・16	不明	慶雲 3 (706)・閏 1・28	慶雲 3 (706)・8 月以前	不明
	田形内親王	父：天武天皇 母：蘇我大臣媛	慶雲 3 (706)・8・29	不明	不明	慶雲 4 (707)・6・15	不明

元明	*智努女王	父：長皇子 母：不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	*円方女王	父：長皇子 母：藤原長敏子	和銅5年(712)頃か	不明	不明	不明	不明	不明
元正	久勢女王	父：不明 母：不明	靈龜元(715)か	不明	養老元(717)・4・6	養老5(721)9月以前	不明	不明
	井上内親王	父：聖武天皇 母：聖武天皇向稱大乃自	養老5(721)・9・11	養老5(721)・9・11	神龜4(727)・9・3	天平16(744)・閏1・13	安徳親王 (弟)死去	
聖武	懸女王	父：高丘王か 母：不明	天平16(744)か	不明	天平18(746)・9・3	天平感宝元(749)・閏5・11	父死去	
	小宅女王	父：三原王 母：不明	天平勝宝(749)・9・6	不明	不明	天平勝宝4(752)・7・10か	父死去	
淳仁	安留内親王 (山於女王)	父：淳仁天皇 母：不明	天平宝字2(758)・8・19	不明	天平宝字5(761)・9	天平宝字(764)・10・9か	父帝即位	
光仁	酒入内親王	父：光仁天皇 母：井上内親王	宝龜3(772)・11・13	宝龜3(772)・11・13	宝龜5(774)・9・3	宝龜6(775)・4・27	母死去	
	淨庭女王	父：神王 母：禰努麻内親王	宝龜6(775)・4・29	不明	不明	天応元(781)・4・3	当帝即位	
桓武	朝原内親王	父：桓武天皇 母：酒入内親王	延暦元(782)・8・1	不明	延暦4(785)・9・7	延暦15(796)・2・15以前	不明	
	布勢内親王	父：桓武天皇 母：中臣丸豊子	延暦16(797)・4・18	延暦16(797)・8・21	延暦18(799)・9・3	大同元(800)・3・7	父帝即位	
平城	大原内親王	父：平城天皇 母：伊勢継子	大同元(806)・11・13	大同2(807)・8・24	大同3(808)・9・4	大同4(809)・4・1	父帝即位	
嵯峨	仁子内親王	父：嵯峨天皇 母：大原淨子	大同4(809)・8・11	不明	弘仁2(811)・9・4	弘仁14(823)・4・16	父帝即位	
淳和	氏子内親王	父：淳和天皇 母：高市内親王	弘仁14(823)・6・3	天長元(824)・8・14	天長2(825)・9	天長4(827)・2・26	疾病	

	宣子女王	父：仲野親王 母：菅野氏	天長 5 (828)・2・12	不明	天長 7 (830)・9・6	天長 10 (833)・2・28	当帝讓位
仁明	久子内親王	父：仁明天皇 母：高宗女王	天長 10 (833)・3・26	承和元 (834)・9・10	承和 2 (835)・9・5	嘉祥 3 (850)・3・21	父帝崩御
文德	晏子内親王	父：文德天皇 母：藤原列子	嘉祥 3 (850)・7・9	仁寿元 (851)・8・26	仁寿 2 (852)・9・7	天安 2 (858)・8・27	父帝崩御
清和	栞子内親王	父：文德天皇 母：紀静子	貞觀元 (859)・10・5	貞觀 2 (860)・8・25	貞觀 3 (861)・9・1	貞觀 18 (876)・11・29	当帝讓位
陽成	識子内親王	父：清和天皇 母：藤原良近娘	元慶元 (877)・2・17	元慶 2 (878)・8・28	元慶 3 (879)・9・9	元慶 4 (880)・12・4	父上皇崩御
	梶子内親王	父：文德天皇 母：藤原今子	元慶 6 (882)・2・17	元慶 7 (883)・8・24	群行世乎	元慶 8 (884)・21・4	当帝讓位
光孝	繁子内親王	父：光孝天皇 母：滋野直子 <small>か</small>	元慶 8 (884)・3・22	仁和元 (885)・9・18	仁和 2 (886)・9・25	仁和 3 (887)・8・26	父帝崩御
宇多	元子女王	父：本康親王 母：不明	寬平元 (889)・2・16	寬平 2 (890)・9・5	寬平 3 (891)・9・4	寬平 9 (897)・3	当帝讓位
醍醐	柔子内親王	父：宇多天皇 母：藤原胤子	寬平 9 (897)・8・13	昌泰元 (898)・4・25	昌泰 2 (899)・9・8	延長 8 (930)・9・22	当帝讓位
	雅子内親王	父：醍醐天皇 母：源周子	承平元 (931)・12・25	承平 2 (932)・9・10	承平 3 (933)・9・26	承平 6 (936)・3・7	母死去
朱雀	齐子内親王	父：醍醐天皇 母：源和子	承平 6 (936)・3・7以降	不明	群行世乎	承平 6 (936)・5・11	死去
	徽子女王	父：重明親王 母：藤原寛子	承平 6 (936)・9・12	承平 7 (937)・9・27	天慶元 (938)・9・15	元慶 8 (945)・8・13	母死去
村上	英子内親王	父：醍醐天皇 母：藤原泳姬	天慶 9 (946)・5・27	不明	群行世乎	天慶 9 (946)・9・16	死去
	悦子女王	父：重明親王 母：藤原寛子	天曆元 (947)・2・26	天曆 2 (948)・9・26	天曆 3 (949)・9・23	天曆 8 (954)・9・14	父親王死去

	乘子内親王	父：村上天皇 母：莊子女王	天曆9 (955)・7・17	不明	天德元 (957)・9・5	康保4 (967)・5・25	父皇崩御
冷泉	輔子内親王	父：村上天皇 母：藤原安子	安和元 (968)・7・1	不明	群行せす	安和2 (969)・11・4	当帝崩立
	隆子女王	父：朝野親王 母：藤原敏敏娘	安和2 (969)・11・16	天德元 (970)・9・30	天祿2 (971)・9・23	天延2 (974)・閏10・17	死去
円融	規子内親王	父：村上天皇 母：微子女王	天延3 (975)・2・27	貞元元 (976)・9・21	貞元2 (977)・9・16	永觀2 (984)・8・27	当帝崩立
	济子女王	父：朝野親王 母：藤原敏敏娘	永觀2 (984)・11・4	寛和元 (985)・9・26	群行せす	寛和2 (986)・6・22	密通
一条	恭子女王	父：為平親王 母：源高明娘	寛和2 (986)・8・8	永延元 (987)・9・13	永延2 (988)・9・20	寛弘7 (1010)・11・7	父皇死去
	当子内親王	父：三条天皇 母：藤原敏子	長和元 (1012)・12・4	長和2 (1013)・9・27	長和3 (1014)・9・20	長和5 (1016)・1・29	父皇崩立
後一条	孀子女王	父：具平親王 母：為平親王娘	長和5 (1016)・2・19	寛仁元 (1017)・9・21	寛仁2 (1018)・9・8	長元9 (1036)・4・17	当帝崩立
	良子内親王	父：後朱雀天皇 母：禎子内親王	長元9 (1036)・11・28	長曆元 (1037)・9・17	長曆2 (1038)・9・11	寛徳2 (1045)・1・16	父皇崩立
後冷泉	嘉子内親王	父：敦明親王 母：藤原寛子	永承元 (1046)・3・10	永承2 (1047)・9・14	永承3 (1048)・9・8	永承6 (1051)・1・8	父皇死去
	敬子女王	父：敦平親王 母：源順理女	永承6 (1051)・10・7	永承7 (1052)・9・28	天壽元 (1053)・9・14	治暦4 (1068)・4・19	当帝崩御
後三条	俊子内親王	父：後三条天皇 母：藤原茂子	延久元 (1069)・2・9	延久2 (1070)	延久3 (1071)・9・23	延久4 (1072)・12・8	父皇崩立
	淳子女王	父：敦實親王 母：源親力娘	延久5 (1073)・2・16	不明	承保2 (1075)・9・20	承暦元 (1077)・8・17	父皇死去

	媯子内親王	父：白河天皇 母：藤原賢子	承暦 2 (1078)・8・2	承暦 3 (1079)・9・8	承暦 4 (1080)・9・15	応徳元 (1084)・9・22	母死去
堀河	善子内親王	父：白河天皇 母：藤原道子	寛治元 (1087)・2・11	寛治 2 (1088)・9・13	寛治 3 (1089)・9・15	嘉承 2 (1107)・7・19	当帝御崩
	媯子内親王	父：白河天皇 母：藤原季美娘	天仁元 (1108)・10・28	天仁 2 (1109)・9・15	天永元 (1110)・9・8	保安 4 (1123)・1・28	当帝御立
崇徳	守子内親王	父：輔仁親王 母：源御忠娘	保安 4 (1123)・6・9	天治元 (1124)・9・27	天治 2 (1125)・9・14	永治元 (1141)・12・7	当帝御立
	妍子内親王	父：鳥羽天皇 母：藤原家致娘	康治元 (1142)・2・26	康次 2 (1143)・9・27	天養元 (1144)・9・8	久安 6 (1150)・5・10	疾病
近衛	喜子内親王	父：堀河天皇 母：不明	仁平元 (1151)・3・2	仁平 2 (1152)・9・30	仁平 3 (1153)・9・21	久寿 2 (1155)・7・23	当帝御立
	亮子内親王	父：後白河天皇 母：藤原成子	保元元 (1156)・4・19	保元 2 (1157)・9・15	群行せす	保元 3 (1158)・8・11	父帝御立
二条	好子内親王	父：後白河天皇 母：藤原成子	保元 3 (1158)・12・25	不明	永暦元 (1160)・9・8	永万元 (1166)・6・25	当帝御立
	休子内親王	父：後白河天皇 母：藤原成子	仁安元 (1166)・12・8	仁安 2 (1167)・9・21	群行せす	仁安 3 (1168)・2・19	当帝御立
高倉	悖子内親王	父：後白河天皇 母：藤原公能娘	仁安 3 (1168)・8・27	嘉応元 (1169)・9・27	嘉応 2 (1170)・9・10	承安 2 (1172)・5・3	死去
	功子内親王	父：高倉天皇 母：藤原公重娘	治承元 (1177) 10・28	治承 2 (1178)・9・14	群行せす	治承 3 (1179)・1・11	母死去
	深子内親王	父：高倉天皇 母：藤原豐子	文治元 (1185)・11・15	文治 2 (1186)・9・28	文治 3 (1187)・9・18	建久 9 (1196)・1・11	当帝御立
土御門	肅子内親王	父：後鳥羽天皇 母：源言賴娘	正治元 (1199)・12・24	正治 2 (1200)・9・27	建仁元 (1201)・9・9	承元 4 (1210)・11・25	当帝御立
順徳	熙子内親王	父：後鳥羽天皇 母：舞女石	建保 3 (1215)・3・14	建保 4 (1216)・9・20	建保 5 (1217)・9・14	承久 3 (1221)・4・20	当帝御立

後堀河	利子内親王	父：後高倉院 母：藤原(特朝)院 陳子	嘉祿2 (1226)・11・26	安貞元 (1227)・9・24	安貞2 (1228)・9・19	貞永元 (1232)・10・4	当帝即位
四条	昱子内親王	父：後高倉天皇 母：藤原兼良娘	嘉承3 (1227)・11・24	暦仁元 (1238)・9・22	延応元 (1239)・9・16	仁治3 (1242)・1・9	当帝即位
後嵯峨	曦子内親王	父：土御門天皇 母：源有雅娘	寛元2 (1244)・12・16	寛元3 (1245)・9・17	群行せず	寛元4 (1246)・1・29	当帝即位
龜山	愷子内親王	父：後嵯峨天皇 母：藤原暲秀娘	弘長2 (1262)・12・4	弘長3 (1263)・9・26	文永元 (1264)・9・26	文永9 (1272)・2・17	父上皇崩御
後二条	姁子内親王	父：後宇多天皇 母：藤原(五辻) 忠子	徳治元 (1306)・12・22	徳治2 (1307)・9・27	群行せず	延慶元 (1308)・8・25	当帝崩御
後醍醐朝	権子内親王	父：後醍醐天皇 母：藤原(西園寺) 禰子	元徳2 (1330)・12・19	元徳3 (1331)・8・20	群行せず	元徳3 (1331) 冬	父帝即位
	祥子内親王	父：後醍醐天皇 母：藤原(阿野) 藤子	正慶2 (1333)・12・28	不明	群行せず	不明	兵乱

*智努女王・円方女王は『一代要記』にのみ斎宮として名がみえ、『続日本紀』には記されていない。